

自動車検査員研修資料

令和6年度版



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目 次

第一章 整備事業関係

1	「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について 〔令和5年9月27日 国自整第124号の2〕	1
2	大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について 〔令和5年9月29日 国自安第75号の2、国自貨第83号の2、国自整第122号の2〕	5
3	規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減 ～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～ 〔令和5年10月20日 報道発表資料〕	21
4	圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス 容器附属品再試験の取扱いについて 〔令和5年11月30日 自検検第51号の2〕	24
5	指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について 〔令和5年12月5日 国自整第165号の2〕	27
6	自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理 に係る遵守事項及び留意事項について 〔令和6年3月28日 国自整第267号の2〕	33
7	OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について 〔令和6年3月28日 国自整第268号の2〕	35
8	OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について 〔令和6年3月28日 国自基第221号の2、国自整第270号の2〕	44
9	特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について 〔令和6年7月30日 国自整第98号の2〕	54
10	道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 〔令和6年3月21日 国土交通省令第23号〕	59
11	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について 〔令和6年3月28日 国自整第273号の2〕	62
12	「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改 正について 〔令和6年3月28日 国自整第274号の2〕	68
13	自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について 〔令和6年3月28日 国自整第278号の2〕	77
14	法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを 活用した有償運送の許可に関する取扱いについて 〔令和6年3月29日 国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号〕	86
15	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 〔令和6年3月29日 国自整第283号〕	91
16	ビッグモーターに対する行政処分等及び同種事案の再発防止について 〔令和6年3月29日 報道発表資料〕	94
17	道路運送車両法施行規則の一部改正 〔令和6年4月30日 国土交通省令第58号〕	103

18	車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて（周知依頼） 〔令和6年5月23日 事務連絡〕	106
19	来年4月より、車検を受けられる期間が延びます 〔令和6年6月25日 報道発表資料〕	108
20	「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について 〔令和6年8月6日 国自整第106号の2〕	111
21	「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について 〔令和6年8月6日 国自整第105号の2〕	121
22	電子制御装置整備対象作業の経過措置期間が終了しました！	132

第二章 検査業務関係

1	自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について 〔令和5年6月13日 国自基第48号の3〕	133
2	二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します ～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～ 〔令和5年9月22日 報道発表資料〕	155
3	「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について 〔令和5年11月7日 国自基第128号の3〕	160
4	保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！ ～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～ 〔令和5年12月19日 報道発表資料〕	165
5	自動車からの排出ガスをさらにクリーンにします！ ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～ 〔令和6年1月5日 報道発表資料〕	169
6	幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！ ～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～ 〔令和6年3月19日 報道発表資料〕	173
7	能登半島地震等を踏まえた自動車の安全・環境基準の適用延期 〔令和6年3月29日 報道発表資料〕	175
8	自動運転の社会実装に係る取組を推進します 〔令和6年6月7日 報道発表資料〕	179
9	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の公募結果について 〔令和6年7月5日 報道発表資料〕	182
10	大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！ ～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～ 〔令和6年6月14日 報道発表資料〕	184
11	自動車保有関係手続のワンストップサービス	191

第三章 実務の設問と解説

1	最近の自動車検査員教習の問題から	198
---	------------------	-----

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第51次改正） 〔令和5年8月25日 報道発表資料〕	202
2	審査事務規程の一部改正について（第52次改正） 〔令和5年9月22日 報道発表資料〕	203
3	審査事務規程の一部改正について（第54次改正） 〔令和5年11月30日 報道発表資料〕	204
4	審査事務規程の一部改正について（第56次改正） 〔令和6年3月28日 報道発表資料〕	205
5	審査事務規程の一部改正について（第57次改正） 〔令和6年6月27日 報道発表資料〕	206
6	カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について	207
7	ヘッドライトテストを用いた前照灯検査（ロービーム計測）の全国移行期限を延期します	208
8	OBD検査の概要	210
9	自動車技術総合機構からのお知らせ	218
10	検査場を利用する皆様へ	221

第五章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	224
2	構内・検査コースの事故防止について	225
3	お願い	227

4	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	229
5	受検者の皆様へ	230
6	検査の高度化機器の本格運用を行います	234
7	諸元測定した車両の写真撮影について	236
8	車両番号標取付け注意喚起について	237
9	申請案内サイトの公開について	238
10	次回重量税額メール通知サービスについて	239
11	軽自動車OSS（継続検査）開始のお知らせ	240
12	構内徐行運転にご協力ください	242
13	軽自動車税納付確認システムについて	243
14	電子車検証ICタグ情報 事前確認のお願いについて	245
15	走行距離計表示値の確実な確認のお願い	246
16	受検時の遵守事項をお守りください！	246
17	後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について	247

国自整第 124 号の 2
令和 5 年 9 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 124 号
令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、事業場間での作業員の業務支援だけでは整備に係る人材確保が困難な場合があり、事業場以外に勤務する整備士資格を有する者についても業務支援の対象となり得るのか問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）
の一部改正について
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第197号 令和2年11月11日 <u>国自整第124号</u> <u>最終改正 令和5年9月27日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>特定整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場等</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号 令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>分解整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとする。こと。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとする。こと。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

国自安第75号の2
国自貨第83号の2
国自整第122号の2
令和5年9月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和4年度の事故発生件数は140件（前年度比17件増）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第75号
国自貨第83号
国自整第122号
令和5年9月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和4年度の事故発生件数は140件(前年度比17件増)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」

1. 冬用タイヤ交換の平準化の推進

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめが行われたところ。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認された。

こうした状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ることとする。なお、例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業

及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2-1または2-2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する(年末年始の安全総点検関係)。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) 傘下会員に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1.を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイール・ナット回転指示インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する（年末年始の安全総点検関係）。

- (4) 全日本トラック協会においては、上記（1）及び（2）に加え以下の事項について実施する。

- ① トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

- ② 1. の取組に際し、日本自動車工業会から北海道・東北・北陸信越運輸局管内の貴会傘下協会に提供される大型車ホイール用ナットについて、別途依頼している令和5年8月30日付け事務連絡に基づき、実績等を本省自動車局整備課に送付する。

● **全国自家用自動車協会**

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とにならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータの施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する。

- ① 1. の取組にあたって、4. (4) の各トラック協会にホイール・ナットの無償提供を行う。
- ② ホイール・ナット回転指示インジケータを配布する。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることに

ついて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和5年10月から令和6年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
 - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
 - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂

- ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

5. い・・・いちにち一度は緩みの点検

- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視、直接触って点検

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケータによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	---------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防ごう

大型車の

車輪脱落事故



危ない!



おと

おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

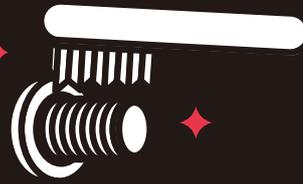
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法をご案内しています。



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。



い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触って点検します。

「おとさない」
を徹底しよう!



Mr. 整備くん



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

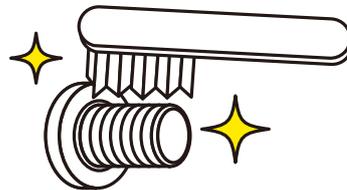
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

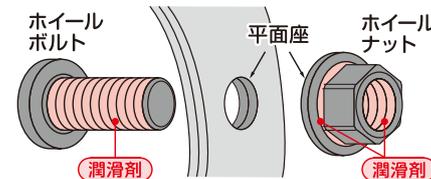
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

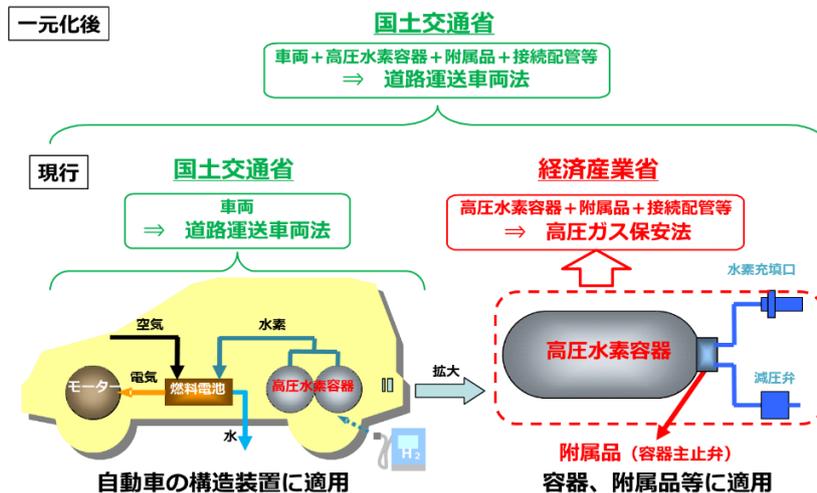
圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

高圧法の高圧ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高圧ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）10月20日

施行：令和5年（2023年）12月21日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

（型式指定について）物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42352）、03-5253-8594（直通）

（保安基準について）物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

（検査等について）物流・自動車局自動車整備課：森山、本田

電話 03-5253-8111（内線 42413）、03-5253-8589（直通）

令和 5 年 10 月
物流・自動車局

自動車点検基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 について

1. 改正の背景

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されている。

そのため、燃料電池自動車等に対しては両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていたことから、令和 3 年 4 月より「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討がなされ、その最終報告書に基づき、車両法に基づく継続検査等によりその安全性を担保することができるガス容器（燃料タンク）及び附属品（自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。）に備えられたものに限る。以下これらを「ガス容器等」という。）については、高圧法の適用を除外するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が令和 4 年 6 月に公布されたところである。

上記を踏まえ、関係省令及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 48 条第 1 項の規定に基づく定期点検整備における点検項目として、ガス容器等に係る損傷の確認を追加する。
- ②車両法第 57 条の規定に基づき公表されている自動車の点検及び整備に関する手引において、①で追加する項目の点検の実施方法の例として、目視等による方法を規定する。

（2）装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、ガス容器等を追加する。
- ②車両法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装

置に、協定規則※第 110 号、第 134 号及び第 146 号に基づき認定されたガス容器等を追加する。

※「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく規則

(3) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正
道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、ガス容器等の型式について指定を申請する者が、車両法第 3 章の規定に基づく保安基準（以下単に「保安基準」という。）への適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

保安基準について、継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）により担保される安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等を規定するほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）の一部改正

継続検査等を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定する。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 10 月 20 日

施 行：令和 5 年 12 月 21 日（2.（4）及び（6）の一部については公布の日）

自 検 検 第 51 号 の 2
令 和 5 年 11 月 30 日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

独立行政法人
自動車技術総合機構検査部長

圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
に備えるガス容器及びガス容器附属品再試験の取扱いについて

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならぬと改正されました。

当該基準への適合性を審査するため、令和5年11月30日付けで独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）の一部を改正し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に基づく新規検査、同法第62条に基づく継続検査、同法第63条に基づく臨時検査、同法第67条に基づく構造等変更検査又は同法第71条に基づく予備検査を受検する者に対して別添のガス容器等再試験結果証明書の提出を求めることとしましたので、了知いただくとともに貴会傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

様式 16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

技術基準	
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

(1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

(2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地： _____

確認者の氏名： _____

高圧ガスの燃料装置に係る 審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガス**を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

- ◆**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。**
 - ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
 - ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関
- ◆**次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。**
 - ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
 - ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
 - ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと
- ◆この取扱いは、**令和5年12月21日から適用**します。

■様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

国自整第165号の2
令和5年12月5日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第165号

令和5年12月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. 対象範囲について

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示 619 号（以下「細目告示」という。）別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (2) 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (3) 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験

2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

自動車特定整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験（以下、「ガス容器等再試験」という。）を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- (1) ガス容器等再試験については、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって次の資格を有する者であること。

- ア 一級大型自動車整備士
- イ 一級小型自動車整備士
- ウ 一級二輪自動車整備士
- エ 一級自動車整備士（総合）
- オ 一級自動車整備士（二輪）
- カ 二級ガソリン自動車整備士
- キ 二級ジーゼル自動車整備士
- ク 二級二輪自動車整備士

- ケ 二級自動車整備士（総合）
- コ 二級自動車整備士（二輪）

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に定める審査事務の実務に関する規程（以下、「審査事務規程」という。）で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に 2 部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添 1 の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に 2 年間保存すること。

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2) ガス容器等再試験を実施できる者は、自動車検査員とする。

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、審査事務規程で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に1部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添1の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に2年間保存すること。

(6) ガス容器等再試験を実施した場合（当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書を活用する場合を除く。）には、指定整備記録簿の備考欄に以下の項目を記載すること。

ア 実施年月日／充填可能期限

イ 試験実施者

ウ 使用したガス検知器の型式（検知液の場合は、検知液と記載）

附則

1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。

別添1

ガス容器等再試験結果管理台帳（圧縮水素ガス・圧縮天然ガス・液化天然ガス）

番号	自動車登録番号 若しくは 車両番号 又は 車台番号	依頼者 氏名	容器等再試験 実施年月日	容器			附属品		試験 実施者	検知器 型式	考 備
				製造番号又 は容器の記 号及び番号	充填可能 期限	試験結果	試験結果	試験結果			
記載例	◆◆-012345	▲▲▲▲	R5.12.21	▼▼・▼▼	R20.12.1	適・否	適・否	●●●●	■-■	R6.1.6 再交付 借用先 ●●●	
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				

国自整第 267 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和6年10月1日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
 - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）

国自整第 268 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし
ます。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取
扱方針について

令和6年10月から開始される OBD 検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD 検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構での OBD 検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後の OBD 検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があった際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2桁）＋事業場の電話番号（10～11桁）』
- OBD 検査システムの申請時に添付求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があった場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があった場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日に、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

(2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項(第 94 条の 9 において準用する場合を含む。)の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出(事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。)又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。

(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者へ速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行

う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者には速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
処分の種類 (全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	システム上の処理
	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		事業場 ID の削除
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場(OBD 検査不可)に変更
指定の取消(認証の取消を含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

- | |
|---|
| <p>■宛先 : 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター</p> <p>■件名 : 『【〇〇運輸支局(※運輸局等の名称)】〇〇情報(※申請、届出又は処分区分)の共有』</p> |
|---|

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。



OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいください。



- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力が求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付が求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。



システム申請時の入力画面イメージ

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請 文字サイズ

事業場IDを申請する事業場の内容を入力の上、確認ボタンを押下してください。

申請種別 個別申請 グループ申請

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: 半角で入力してください。

管理責任者名:

事業場の名称:

事業場の略称: 略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地:

事業場の電話番号:

管轄運輸支局:

指定番号: 全角で入力してください。

指定書の写し: ファイルを選択してください

『指定番号』『認証番号』
未定の場合 ▶ **管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10~11桁)**

『指定書の写し』『認証書の写し』
未交付の場合 ▶ **運輸局への申請書(届出書)**

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



変更届出 を行った整備事業者様へ

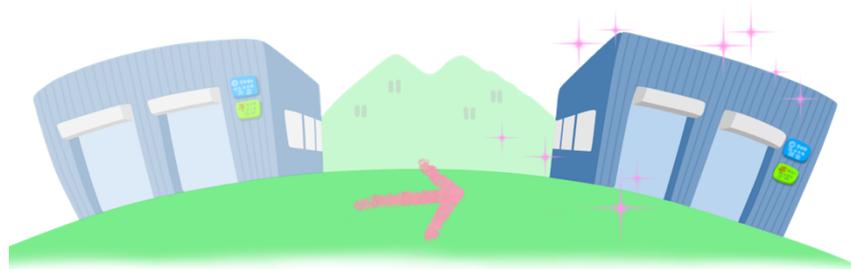
OBD検査システムの登録情報変更

も お忘れなく !!

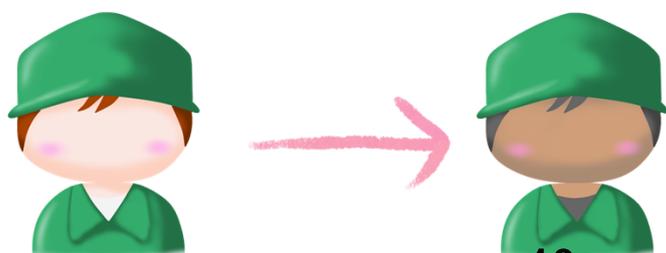
事業場名称の変更



事業場所在地の変更



検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
 ↓
 『事業場情報』

事業場情報

登録されている事業場情報を表示しています。修正や利用停止を行う場合はいずれかのボタンを押下してください。

事業場情報詳細

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1 :	410000G000
メールアドレス 1 :	user6@example.com
管理責任者名 1 :	交通 ゆうき
ユーザーID 2 :	410000G001
ユーザーID 3 :	410000G002
事業場の名称 :	OBDモータース港支店
事業場の略称 :	OBDモータース港
事業場の所在地 :	神奈川県川崎市○○区○○町
事業場の電話番号 :	00-0000-0001
管轄運輸支局 :	関東運輸局 神奈川運輸支局
指定番号 :	999999
指定書の写し :	siteisyo-2024_42.pdf

利用停止 修正

『修正』

事業場情報

事業場の情報を修正のうえ、確認ボタンを押下してください。

事業場情報修正

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1 :	410000G000	削除
メールアドレス 1 :	user6@example.com	
メールアドレス 1 (確認) :		
管理責任者名 1 :	交通 ゆうき	
ユーザーID 2 :	410000G001	追加
ユーザーID 3 :	410000G002	追加
事業場の名称 :	OBDモータース港支店	
事業場の略称 :	OBDモータース港	
事業場の所在地 :	神奈川県川崎市○○区○○町	
事業場の電話番号 :	00-0000-0001	
管轄運輸支局 :	関東運輸局 神奈川運輸支局	

戻る 確認

内容修正

『確認』

詳しくは
 こちら



OBD検査
 ポータル



OBD ポータル

国自基第 221 号の 2
国自整第 270 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国自基第 221 号
国自整第 270 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBID 検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBID 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBID 検査用サーバーに接続して OBID 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）
- (3) OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバーに接続できない（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）と機構が認める事象

2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象

- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により
OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

- (3) サーバー障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害か

らの復旧を認定するものとする。

3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生し

たことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

（1）OBD検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構がOBD検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。

（2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

（1）3-3-1（1）の機構が定める期間の終了日時

（2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の

確認結果を記載すること。

【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用

確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

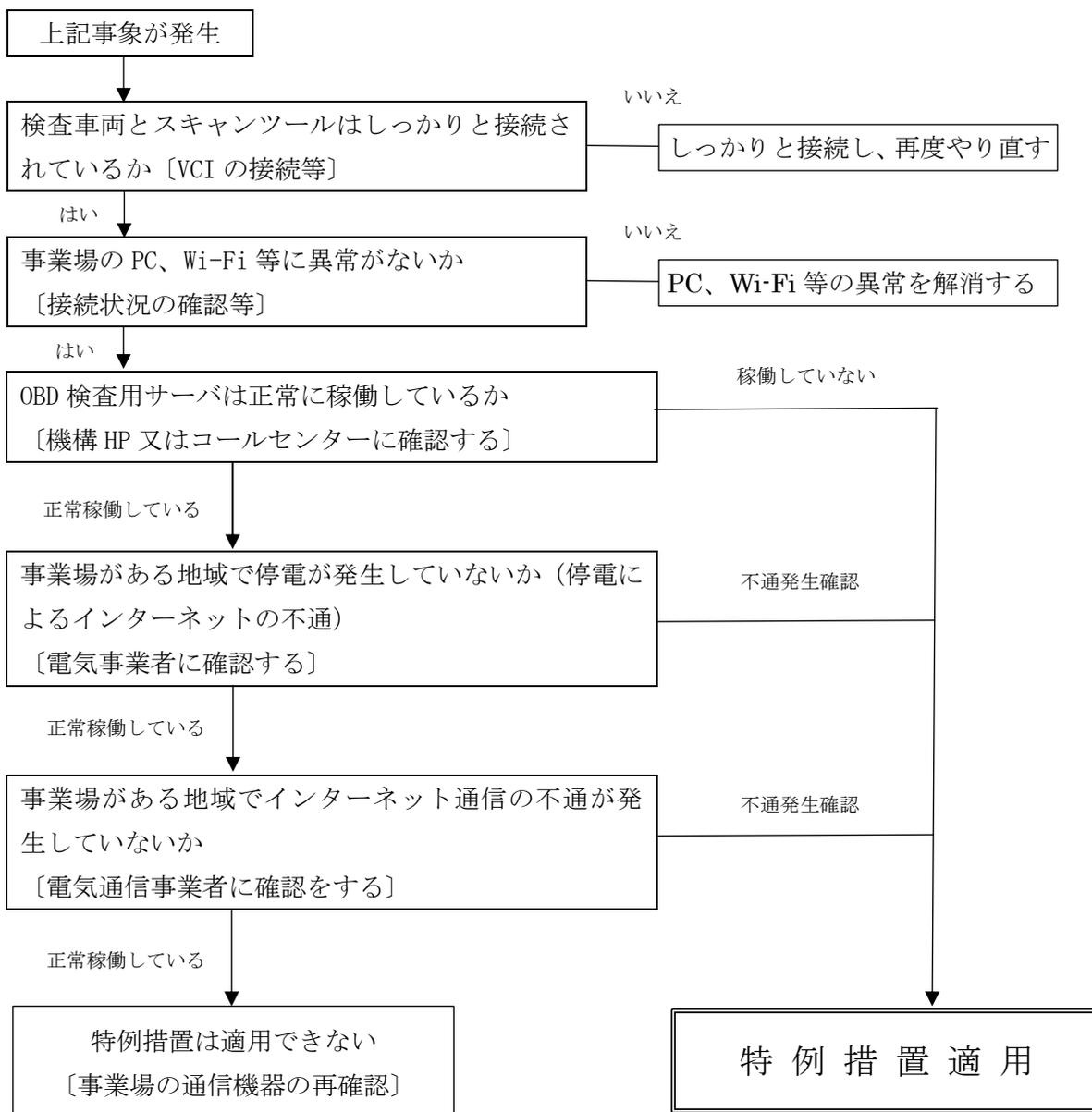
附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査要否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の確認方法
（記載例）
 - ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
 - ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認

- 通信・電力障害の発生を確認した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
（記載例）
 - ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
 - ・交通 次郎 （自社事務員）

- 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

国自整第98号の2
令和6年7月30日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

国自整第 98 号
令和 6 年 7 月 30 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

(独)自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っている。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われるが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかつた事案が報告されている。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順(例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする)を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになるが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となる。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号)の規定に基づき、同通達 2-1 (3) の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

1. 用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「アップデート」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定 DTC 照会アプリのアップデートをいう。
- (2) 「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定 DTC 照会アプリを使用できない状態となることをいう。

2. 特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

(1) OBD 検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

(2) 特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（1）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

(3) 特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領 4-2 に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

(4) 同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

(5) コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、(1) から (3) までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し2年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

3. 機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

アップデートエラーが発生した日時
(記載例)

■ 令和●年●月●日 ●時●分

コールセンターに連絡した日時
(記載例)

■ 令和●年●月●日 ●時●分、●● (連絡者名)

■ 令和●年●月▲日 ▲時▲分、●● (連絡者名)

受領した特例番号
(記載例)

■ UD41-240625-11

■ UD41-240626-11

・
・
・

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

○国土交通省令第二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十九条第二項及び第九十一条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を定める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和六年三月二十一日
道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（特定整備の定義）

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの

（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一（略）

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デフアレンシヤル又はドライブ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造

三〇九（略）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

六の二 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七・八（略）

（特定整備の定義）

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの

（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一（略）

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレンシヤルを取り外して行う自動車の整備又は改造

三〇九（略）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

（新設）

（新設）

（新設）

七・八（略）

<p>(削る)</p> <p>九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附則 (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
 本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

改正後

改正前

<p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。</p> <p>イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。次の(1)から(4)までに掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める者</p> <p>(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場(2)に掲げるものを除く。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者</p> <p>(2) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が一輪の小型自動車のみであるもの 検定期則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者</p> <p>(3) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場(4)に掲げるものを除く。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定期則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>(4) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの 検定期則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定期則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者</p>	<p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六の四 (略)</p> <p>七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。</p> <p>イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者</p> <p>ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く)。 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者</p>
--	--

<p>ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者</p> <p>(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者</p> <p>(2) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場 検定期則の規定による一級自動車整備士(総合)若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定期則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定(第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に限る。)に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと(前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限り。)を証する書面を添付しなければならない。</p>
--	---

国自整第273号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 273 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け、国自整第126号)の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局長</u></p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖繩総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 行政処分の公表</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局長</u></p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖繩総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 行政処分の公表</p>

新	旧
<p>道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人と支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。</p> <p>また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。</p> <p>(3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容を参考にを行うこと。</p> <p>1. 公表する行政処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車特定整備事業の認証の取消 ② 自動車特定整備事業の停止 ③ 指定自動車整備事業の指定の取消 ④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止 ⑤ 自動車検査員の解任命令 ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消 ⑦ 事業改善命令 ⑧ 是正命令措置 <p>2. 公表する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処分年月日 ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ③ 事業者の法人番号（個人を除く。） ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） ⑤ 行政処分の種類 ⑥ 主な違反条項 ⑦ 違反行為の概要 <p>3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公示 	<p>この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成14年5月14日付け国自整第10号）により公表するものとする。</p>

新	旧
<p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあっては、停止処分期間</p> <p>② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) 地方運輸局間における情報提供 地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。</p> <p>附則（略）</p> <p>附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号）</p> <p>1 この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2 この通達の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別表1～2（略） 別紙 下段に記載</p>	<p>附則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表1～2（略） <u>（新設）</u></p>

行政処分整備事業者の概況等

運輸局

事業場の 名称及び住所	認証番号 及び年月日		業態 ディーラー 組合 専業	監査		処分内容		違反条文			
	指定番号 及び年月日	年月日		特別 計画	年月日	区分 指定 取消 停止	年月日	年月日	※氏名	生年月日	教習修了番号
	認証番号	年月日		年月日	年月日	処分 年月日 (決裁日)	取消 停止	年月日	年月日	年月日	
	指定番号	年月日		年月日	年月日	解任 年月日	取消 停止	年月日	年月日	年月日	
						聴聞 年月日	取消 停止	年月日	年月日	年月日	
						是正 年月日	取消 停止	年月日	年月日	年月日	

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他（参考事項）

国自整第274号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 274 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて (平成18年3月2日付け、国自整第127号)
の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。) において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (平成20年4月24日付け 国自整第16号)</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④ (略)</p> <p>⑤法91条の3 [則62条の2の2-1項-4] の改正規定 (備考欄に係るものを除く。)</p> <p>⑥法91条の3 [則62条の2の2-1項-7] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 [則62条の2の2-1項-9] を加える改正規定</p> <p>(5)～2. (略)</p>	<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。) において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (平成20年4月24日付け 国自整第16号)</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④ (略)</p> <p>⑤法91条の3 [則62条の2の2条1-4] の改正規定 (備考欄に係るものを除く。)</p> <p>⑥法91条の3 [則62条の2の2条1-5] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 [則62条の2の2条1-8] を加える改正規定</p> <p>(5)～2. (略)</p>

新	旧
<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略） 附則（<u>令和2年4月1日付け 国自整第1号</u>） 1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>第62条の2-1項-9</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合は」と違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. （略）</p> <p><u>附則（令和6年3月28日付け 国自整第274号）</u> 1. この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。 2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、<u>なお従前の例によるものとする。</u></p>	<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略） 附則（<u>令和2年4月1日国自整第1号</u>） 1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>第62条の2の2条1-10</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合は」と違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-2]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-3]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-4]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-5]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	・エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	・フロン類 放出違反	・フロン類放出禁止違 反	3点	

旧

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]				
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-2]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-3]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-4]	(略)			
法第91条 の2の2条 1-5]	(略)			
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]	(新設)			

<p><u>の2]</u> <u>法第91条</u> <u>の3[則第</u> <u>62条の2の</u> <u>2-1項-6</u> <u>の3]</u></p>	<p>・<u>検査整備</u> <u>用電子情報</u> <u>処理組織の</u> <u>安全性確保</u> <u>違反</u></p>	<p><u>検査整備用電子情報処</u> <u>理組織への接続に必要な</u> <u>識別符号の不正な使</u> <u>用</u></p>	<p><u>3点</u></p>	<p><u>次に掲げるものを含</u> <u>む</u> ・<u>識別符号を当該事</u> <u>業場以外の者に提供</u> <u>し使用させた場合</u> ・<u>他の事業場の識別</u> <u>符号を使用し OBD 検</u> <u>査又は OBD 確認を实</u> <u>施した場合</u></p>
<p><u>法第91条</u> <u>の3 [則第</u> <u>62条の2の</u> <u>2-1項-6</u> <u>の4]</u></p>	<p>・<u>検査整備</u> <u>用電子情報</u> <u>処理組織の</u> <u>真正性確保</u> <u>違反</u></p>	<p>①<u>OBD 検査及びOBD 確認</u> <u>に係る不正なデータを</u> <u>送信した</u> ②<u>独立行政法人自動車</u> <u>技術総合機構又は軽自</u> <u>動車検査協会において</u> <u>基準適合性審査を受け</u> <u>るまでに OBD 検査又は</u> <u>OBD 確認作業後にOBD 検</u> <u>査に影響がある整備及</u> <u>び調整を実施又は依頼</u> ③<u>自らの事業場におい</u> <u>て点検整備を行う又は</u> <u>行った車両以外の車両</u> <u>に対して OBD 検査又は</u> <u>OBD 確認を実施した場</u> <u>合</u> ④<u>事業場外で OBD 検査</u></p>	<p><u>10点</u> <u>5点</u> <u>3点</u> <u>3点</u></p>	<p><u>事故を惹起した場合</u> <u>は30点/台</u> ①<u>次に掲げるものを</u> <u>含む</u> ・<u>なりすまし行為に</u> <u>より虚偽のデータを</u> <u>送信した場合</u> ・<u>不適合状態のもの</u> <u>を適合状態であるよ</u> <u>うにして虚偽のデー</u> <u>タを送信した場合</u></p>

新	旧		
<p>又は OBD 確認を実施した場合</p>			
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-7]</p>	(略)		(略)
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-8] (削除)</p>	(略)		<p>・フロン類放・フロン類放出禁止違反 3点</p>
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]</p>	(略)		<p>出違反</p>
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-10]</p>	(略)		
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]</p>	(略)		
<p>法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]</p>	(略)		
<p>法大92条 ～ 法第100条 -2項</p>	(略)		<p>法第92条 (略) ～ 法第100条 -2項</p>
<p>注1-1～注1-2 (略)</p>	<p>注1-1～注1-2 (略)</p>		

新		旧		
別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数		別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数		
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則 第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。 ⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	10点/台 <u>3点</u>	事故を惹起した場合は30点/台 注2-1
-4項	(略) 検査員の不正証明行為	④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	二	解任命令
(略)	(略)			

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則 第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)			
-4項	(略) 検査員の不正証明行為			
(略)	(略)			

国自整第 278 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国自整第 278 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針につ
いて

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{※1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{※2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和6年3月28日付け国自整第267号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することがある。

附 則（令和6年3月28日付け国自整第278号）

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

国自安第181号
国自旅第431号
国自整第282号
令和6年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための
地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設するとされたところである。

これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第78条第3号の規定の許可に関しては、次のとおり取扱うものとする。

なお、本通達は、安全・安心を前提に、地域交通の「担い手」「移動の足」不足を解消することを目的としているため、これらの問題に対する自家用車活用事業の実施効果やタクシー事業者により講じられる安全確保策を定期的に確認しながら、適切な時期に見直しを行うこととする。

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式1」の申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合には、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が指定していること。

(2) 資格要件

法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(3) 管理運営体制

①運行管理規程に、下記(ア)～(エ)の事項が記載されていること。

(ア) 事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、当該合計車両数の40両ごとに1名以上の有資格の運行管理者が選任されていること。

(イ) 運行管理を担当する役員等が選任され、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(ウ) 点呼、指導監督及び研修が実施される体制が確立され、設備が備えられていること。

(エ) 事故防止についての教育及び指導体制が確立され、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号、以下「事故報告規則」という。)に準じて行う報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が確立されていること。

②自家用車活用事業に係る運転者(以下「自家用車ドライバー」という。)に対し、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第36条第2項、第38条及び第39条に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立されていること。

③整備管理規程に、自家用車活用事業に用いる自家用車の整備管理体制に関する事項が記載されていること。事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、原則として、常勤の有資格の整備管理者が選任されていること。

④輸送の安全上支障のないよう、自家用車ドライバーの他業での勤務時間を把握すること。

(4) 損害賠償能力

自家用車活用事業について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又は運行業務開始までに加入する具体的な計画があること。

3. 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

(1) 使用する自家用車について

①事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、営業所の事業用自動車の車両数(許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、地方運輸局長等が必要と認める場合についてはこの限りではない。)の範囲内とする。

②事業者は、契約関係にある自家用車ドライバーが自家用車活用事業の用に供する自家用車を登録し、同車両(以下、登録車両という。)に係る情報を適切に管理すること。なお、登録車両の数

に制限は設けない。

- ③自家用車活用事業の用に供する間、自家用車活用事業の用に供する車両である旨を自家用車の外部に見えやすく表示すること。また、事業者の名称を外部から把握できるよう措置を講ずること。
- ④自家用車は、乗車定員十人以下であること。

(2) 自家用車ドライバーについて

- ①第一種運転免許（初心運転者期間にあるものを除く。）又は第二種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間に於いて無事故（自動車の転覆、転落など、事故報告規則第2条に定める「事故」をいう。）であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ②事業者は、運輸規則第36条第2項の規定に基づき行うものと同様の研修（大臣認定講習を含む、ただし接遇等必要な研修科目の受講が必要）及び運輸規則第38条に基づき行うものと同様の指導監督を行うこと。
- ③事業者は、事業者の名称、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させること。

(3) 運行管理及び車両整備管理

事業者は、関連通達（「自家用車活用事業における運行管理について」（国自安第182号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（国自整第283号））に基づき、運行管理及び車両の整備管理を行うこと。

(4) 運送形態・態様について

以下の形態・態様で実施されるものであること。

- ①利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。
- ②運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
- ③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④運賃及び料金は、事業者の事前確定運賃制度に準ずること。
- ⑤運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
- ⑥運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。ただし、地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を十分に確保することが困難であると認められる場合は、隣接する営業区域に営業所を有するタクシー事業者による運送サービスを認めることができる。

(5) 稼働状況の報告

事業者は、使用可能な自家用車の稼働状況について記録し、運輸支局からの求めに応じて報告すること。

(6) 許可の取り消し等許可に付する条件に違反した場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日通達 国自安第60号・国自旅第128号・国自整第54号）」に準じて許可の取り消し等を行うこととする。

4. 許可期間

許可期間は2年間とする。

5. その他

下記(1)～(3)に該当することとなった場合の許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 事業者が法第38条第1項の規定に基づき、その事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日に許可を取消す。

(2) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の許可の取消処分を受けた場合
当該処分の日には許可を取消す。

(3) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、自家用車活用事業に係る許可の効力を停止する。なお、停止中の期間は、許可期間に含まれるものとする。

令和6年3月29日
物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します。

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の取り扱いについて通達を発出いたします。

また、今後、配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域やその他の地域の算出方法について公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、パブリックコメントにおいていただいたご意見を反映し、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設いたしました。

また、3月13日に4地域のタクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表したところでありますが、今後、同様にアプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域を公表いたします。

さらにその他の地域につきましても、アプリのデータ等に基づかず簡便な方法により不足車両数を算出することとしましたので、お知らせいたします。

なお、パブリックコメントにおいていただいた主なご意見と、それに対する国土交通省の考え方については、一週間以内を目処に国土交通省ホームページにて公表いたします。

<添付資料>

- ・(別添1) 自家用車活用事業の進め方
- ・(別添2) 4地域における曜日・時間帯ごとのマッチング率について
- ・(別添3) 法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて
- ・(別添4) 自家用車活用事業における運行管理について
- ・(別添5) 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111 (内線：41202、41243)

直通：(03) 5253-8569

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

- （1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。
- ①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第1
 - ②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」
 - なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。
 - ③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」
 - ④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）
 - ・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」
 - ・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること
 - なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。
- （2）（1）②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の間検について、別添の点検項目とすることができる。
- （3）法人タクシー事業者は、自家用自動車について（1）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過する日までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2) (1)において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等に合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認したものとみなす。
- (3) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (4) 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあつては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (5) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

令和6年3月29日
物流・自動車局
自動車整備課

ビッグモーターに対する行政処分等及び同種事案の再発防止について

ビッグモーターに対する行政処分等の結果及び同種事案の再発防止策をとりまとめました

1. ビッグモーターに対する行政処分等

国土交通省では、昨年7月以降、ビッグモーターの全国の130事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施しました。^{※1}（結果は【別添1】参照）

また、一連の監査において、同社の本社に関して認められた問題は【別添2】のとおりです。

同社では、指摘された法令違反等を踏まえ改善対策が進められており、国土交通省では、今後その状況を継続的に確認します。

※1 各事業場に対する行政処分の詳細は、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=jidousyaseibi>

2. 同種事案の再発防止のための検討

(1) 車体整備の消費者に対する透明性確保策

有識者、関係団体、現場の自動車整備士の意見を聴きながら、業界の商慣行や先進的な取組事例を調査しつつ、車体整備の消費者に対する透明性確保策について検討を行いました。

その結果、顧客に対する作業内容の説明、作業の前後の画像の保存等を内容とする「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」【別添3】を取りまとめました。

(2) 自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方

ビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方について検討を行いました。

その結果、本社に起因する法令違反が確認された場合、関連する事業場に対して一括して監査を行うこと等を内容とする報告書^{※2}を取りまとめました。

※2 監査のノウハウに関する事項を含むため、内容は非公表とさせていただきます。

(3) 自動車検査員の働き方の実態調査

指定自動車整備工場において自動車の検査を行う「自動車検査員」の働き方の実態調査を行うとともに、自動車検査員が業務を適切に実施するための対策をとりまとめました。【別添4】

(問い合わせ先)
物流・自動車局自動車整備課
代表：03-5253-8111（内線 42424、42428）
直通：03-5253-8601

車体整備の消費者に対する
透明性確保に向けたガイドライン

令和6年3月

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

1. 背景

令和5年7月、(株)ビッグモーターが設置した特別調査委員会の報告書が公表され、同社の板金・塗装工程を有する34の事業場において、不適切な保険金請求とともに、ゴルフボールを振り回して車体を叩くなどの損傷の作出や不要な作業・部品の交換の実施などの不適切な車体整備が行われていたことが明らかになった。国土交通省は、これら34の事業場に対する一斉の立入検査などを経て、これら全てにおいて法令違反を確認したことから、同年10月に行政処分を実施した。

車体整備については、以前より道路運送車両法令において自動車特定整備事業者に対する規制・制度が構築されるとともに、業界団体などにおいて適正化に向けた様々な取組みが行われてきた。例えば、道路運送車両法令は、整備内容や整備料金を明確化し、もって自動車ユーザーである消費者に対して誠意ある意思の疎通とサービスの提供を確保するため、自動車特定整備事業者が遵守すべき事項を規定している¹。また、専門知識を有する技術アジャスターは、自動車損害保険金の適正な支払のために必要に応じ立会調査を行うなどにより、不適切な請求等を未然に防止する役割を果たしている。他方、(株)ビッグモーターによる一連の事案は、上記法令違反の他、過去類を見ない規模で車体整備が著しく不適切に行われていた。このような事案が発生した背景の一つには、同社の板金・塗装工程における確認プロセスが不十分であり、事後的な検証体制が確保されていなかったことが挙げられる。

車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体は、車体整備サービスの利益を享受することになる消費者(自動車ユーザー)である。この自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる。

以上より、車体整備における同種事案の再発を防止するとともに、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現する法目的²に鑑み、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組み等について、「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」として示すものである。

¹ 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号

² 道路運送車両法第1条

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みをガイドラインとして示すものである。

本ガイドラインは、道路運送車両法を所管する国土交通省が指導・監督を行う際の指針の一つとすることで、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現することを目的とするものである。また、本ガイドラインが社会に広く浸透することにより、自動車ユーザーである消費者において車体整備に対する理解の増進を図るものである。

3. 対象範囲

3.1. 対象者

自動車整備事業者のうち、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業を行う事業者（本ガイドラインにおいて、「車体整備事業者」という）を対象とする。

なお、本ガイドラインにおける「消費者」は、車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体であり、車体整備サービスの利益を享受することになる自動車ユーザーを指すものとする。

3.2. 留意点

本ガイドラインは、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みを示すものであることから、車体整備事業者が本ガイドライン以外の取組みを実施することを妨げるものではない。

4. 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組み

4.1. 概要

ここでは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みにつき、具体的な例を示す。

4.2. 実施することが求められる取組み

4.2. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが求められる取組みについて示す。

(1) 車体整備作業に係る画像情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、入庫後から作業開始前・作業実施中・作業実施後のそれぞれにおいて必要な情報を画像で取得し、一定期間保存することは重要である。このため、車体整備事業者においては、各段階において、以下の画像情報を記録・保存することが求められる。

<各段階において記録すべき画像情報>

①入庫後から車体整備作業開始前

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行う予定の部位に係る情報

②作業実施中

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行っていることが分かる情報（例. バンパー取付けにより交換部品が見えなくなる場合における当該交換部品）
- ・車体整備に用いる部品・材料が分かる情報（例. 使用した塗料缶、新品・純正品であることを示すマーク）

③作業実施後

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行った部位に係る情報

<その他>

- ・各段階で得た画像情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

- ・各段階で得た画像情報について、画像を取得した時刻を記録すること。
- ・撮影する画像は、ピントが合い明るく見やすいものであり、第三者により記録すべき情報を的確に理解できるものであること。
(例. 車体整備を行った部位や部品が認識可能な大きさとなっていること、画質が確保されていること)

(2) 車体整備作業の内容・方法に係る情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、車体整備作業開始前に予定している具体的な内容や方法や実際に行った具体的な内容や方法に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

<各段階において記録すべき車体整備作業の内容・方法に係る情報>

①作業開始前

- ・予定している具体的な作業内容・方法に係る情報 (例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装)
- ・車体整備に用いる部品・材料等の情報 (例. 交換予定部品の品名、使用予定塗料の品名)

②作業実施後

- ・実際に行った具体的な作業内容・方法に係る情報 (例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装)
- ・実際に用いた部品・材料等の情報 (例. 交換した部品の品名、使用した塗料の品名)
- ・実際に行った具体的な作業内容・方法が予定しているものと異なる場合においては、その理由

<その他>

- ・上記情報を適切な媒体に記録すること。(例. 受付表、車体整備記録簿)
- ・当該情報の記録者又は車体整備作業の実施者を明らかにすること。
- ・各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。なお、実施した車体整備が特定整備に該当する場合は、特定整備記録簿に記録の上、2年間保存すること。

(3) 車体整備の料金に係る情報の記録・保存

概算見積りや請求書等の車体整備作業の料金に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

<各段階において記録すべき車体整備作業の料金に係る情報>

①作業開始前

- ・ 予定している車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換する部品名及びその料金
- ・ 使用する塗料の名称及びその料金
- ・ 以上をまとめた概算見積りの料金

②作業実施後

- ・ 実施した車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換した部品名及びその料金
- ・ 使用した塗料の名称及びその料金

<その他>

- ・ 上記情報を適切な媒体に記録すること。（例．事前見積書、清算見積書、納品請求書）
- ・ 各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

(4) 車体整備に係る情報の関連付け

(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報について、対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間適切に保存することが求められる。

<保存方法（一例）>

- ・ (1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報の電磁的記録を同一のPCやクラウド等に保存する。
- ・ (1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する。（例．業界団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売するシステム）
- ・ 車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料金に係る情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する。

<その他>

- ・ 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

(5) 消費者等³への適切な説明と消費者等の了承

板金・塗装などの車体整備サービスの提供にあたっては、消費者等の要望を踏まえ、(1) の画像、(2) の内容・方法及び(3) の料

³ 「消費者等」とは、消費者（自動車ユーザー）の他、自動車損害保険金の支払いに関係する者を含めた者を指す。

金に係る情報等を活用して車体整備サービスに関し適切に説明するとともに、消費者等から書面などにて了承を得ることが求められる。

<各段階において説明すべき内容等>

①車体整備作業開始前（入庫前も含む）

- ・消費者が適切に入庫判断できるよう、車体整備事業者が提供できる車体整備サービスの内容やその標準料金等について説明すること。
- ・車体整備事業者が提供する車体整備サービスの内容（車体整備作業完了までに要する時間、車体整備が必要となる具体的箇所やその必要性、必要となる費用等）について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供する車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

②車体整備作業実施中

- ・車体整備サービスの提供開始前に説明した内容・方法や概算見積りと実際が異なる場合においては、その理由について、消費者等に適切に説明し、了承を得ること。

③車体整備作業実施後

- ・車体整備事業者が提供した車体整備サービスの内容について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供した車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

④車両引き渡し後

- ・提供した車体整備サービスに係る問い合わせなどについて、消費者等に対し、必要かつ適切な説明を行うこと。

<その他>

- ・各段階において記録した情報について、事後的な検証を可能とするに足りる期間において電磁的に保存すること。

4.3. 実施することが望ましい取組み

4.3. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが望ましい取組みについて示す。

(1) 車体整備作業の見える化

板金・塗装などの車体整備作業を実施している際においても、透明性確保のため、車体整備作業の見える化に係る取組みを行うことが望ましい。

＜車体整備作業の見える化（一例）＞

- ・工場内のレイアウトの工夫し、車体整備作業の状況を目視で確認できるようにする。
- ・工場内にカメラを設置し、車体整備作業の状況を映像で確認できるようにする。

(2) 消費者に対する積極的な情報発信

自社の Web サイト、SNS 又は情報誌などを活用し、消費者の理解促進のため、提供する車体整備サービスに係る情報を積極的に発信することが望ましい。

＜積極的に発信する情報（一例）＞

- ・提供する車体整備サービスの内容
- ・提供する車体整備サービスに係る標準料金
- ・道路運送車両法に基づく認証（分解整備、電子制御装置整備）や優良認定（車体整備作業（一種又は二種）に係る情報
- ・業界団体が推奨する自主認定に係る情報（例. 「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」）
- ・道路運送車両法に基づく自動車整備士資格（一級・二級・三級自動車整備士、特殊整備士（自動車車体・電子制御装置整備士⁴等））の保有に係る情報

⁴ 令和4年5月に行った資格制度見直し前の「自動車車体整備士」

○農林水産省
国土交通省

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日
農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣臨時代理
国土交通大臣 高市 早苗
国土交通大臣臨時代理
国土大臣 坂本 哲志

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年 厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省 令第三号）の一部を次のように改正する。

改正後

（主務大臣）

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

（略）	（略）	（略）
成田用水施設改築事業	（略）	（略）
群馬用水施設改築事業	群馬用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣及び国土交通大臣

改正前

（主務大臣）

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

（略）	（略）	（略）
成田用水施設改築事業	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日
国土交通大臣臨時代理
国土大臣 坂本 哲志

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第一条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（揭示すべき事項等）

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時について、公衆の見やすいように揭示するとともに、当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

改正前

（揭示すべき事項）

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行なう日時を公衆の見やすいように揭示しなければならない。

第二条 道路運送車両法施行規則の一部改正

（道路運送車両法施行規則の一部改正）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。</p> <p>イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合</p> <p>ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>二 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(自動車特定整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(港湾法施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p>改正後</p> <p>(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)</p> <p>第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示するとともに、港湾管理者にあつては当該港湾管理者の、都道府県知事にあつては当該都道府県のウェブサイトの掲載により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)</p> <p>第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)</p> <p>第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p>改正後</p> <p>(運賃及び料金等の実施等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトに他の掲載その他の適切な方法</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトに他の掲載</p> <p>イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p>	<p>改正前</p> <p>(運賃及び料金等の実施等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(小型船造船業法施行規則の一部改正)
 第五条 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(小型船造船業登録済証の掲示等)</p> <p>第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証について、当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該小型船造船業者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>一 小型船造船業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 小型船造船業者が自ら管理するウェブサイトを用意していない場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(小型船造船業登録済証の掲示等)</p> <p>第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証を当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示しておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第六条 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)
 第六条 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p>改正後</p> <p>別記様式第二十六号 (第八十一条関係)</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>マンション管理業者票</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣()第 号</td></tr> <tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号 ()</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">35cm以上</p>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣()第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		主たる事務所の所在地	電話番号 ()	<p>改正前</p> <p>別記様式第二十六号 (第八十一条関係)</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>マンション管理業者票</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣()第 号</td></tr> <tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号 ()</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">30cm以上</p>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣()第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名		主たる事務所の所在地	電話番号 ()
マンション管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣()第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号 ()																										
マンション管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣()第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号 ()																										

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 23 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
(独) 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

車両 ECU から読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて (周知依頼)

平素より自動車技術行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

車載式故障診断装置を活用した検査 (OBD 検査) では、車両に検査用スキャンツールを接続し、(独) 自動車技術総合機構が管理する OBD 検査システムと通信することにより合否判定を行います。この際、車両 ECU に記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定 DTC 照会アプリ」の画面上に自動表示されます。(参考図参照)

この車両 ECU から読み出される車台番号等の情報は、自動車製作者等が車両 ECU に記録しているものであり、原則、OBD 検査対象車両の自動車検査証 (車検証) に記載された車台番号と一致しますが、ごく稀に車台番号と異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在します。

この点を含め、車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と OBD 検査 (OBD 確認含む) との関係性等を下記のとおり示しますので、貴会におかれましては、傘下会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と車検証に記載された車台番号との関係
OBD 検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両 ECU に記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。

ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

2. 車両 ECU に記録されている車台番号等の情報と OBD 検査の関係

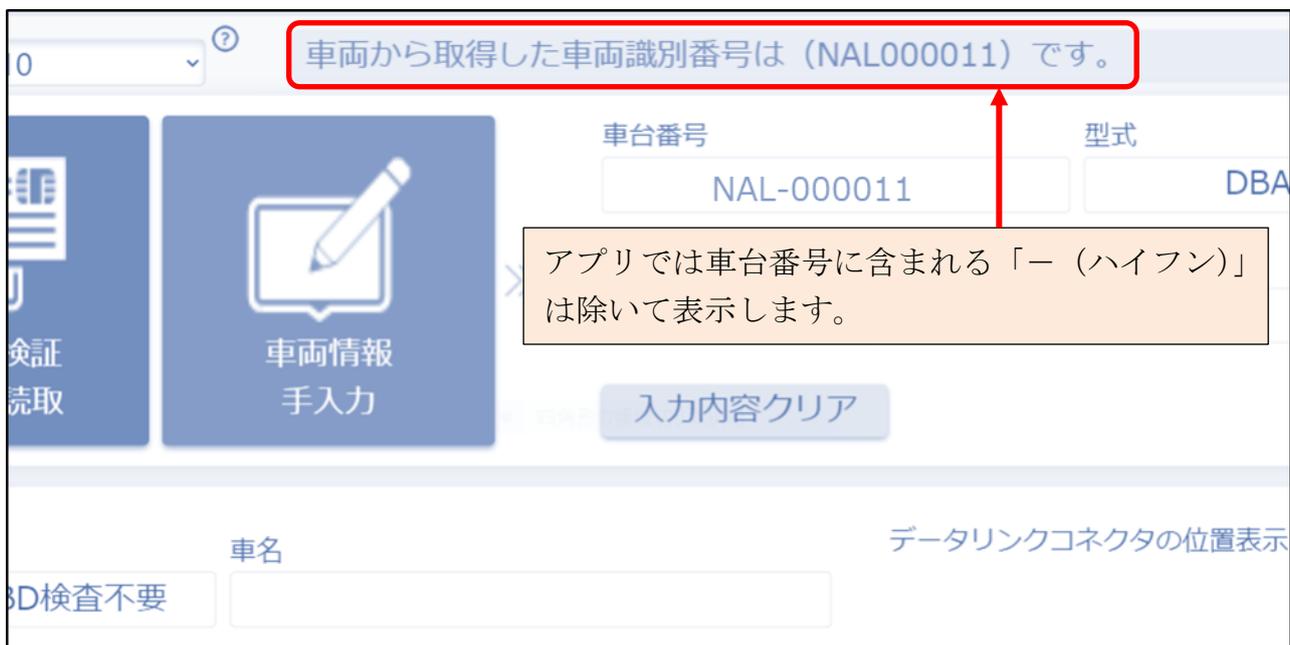
車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD 検査の合否には影響はない。

車検証に記載されている車台番号を真とし OBD 検査又は OBD 確認を行うこと。

3. 車検証に記載された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しない車両の検査場における取扱い

認証工場において OBD 確認を行った車両については、原則、検査場における OBD 検査を省略することとしているが、OBD 確認時に車検証に基づき入力された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しなかった車両については、これに拘わらず、念のため、検査場における OBD 検査を実施する。

(参考)「特定 DTC 照会アプリ」の画面に表示される車両 ECU から読み出された車台番号等の情報の例



令和6年6月25日
 物流・自動車局
 自動車整備課
 保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

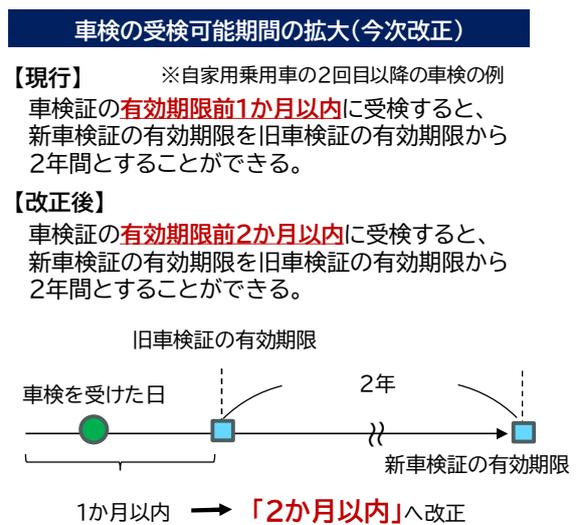
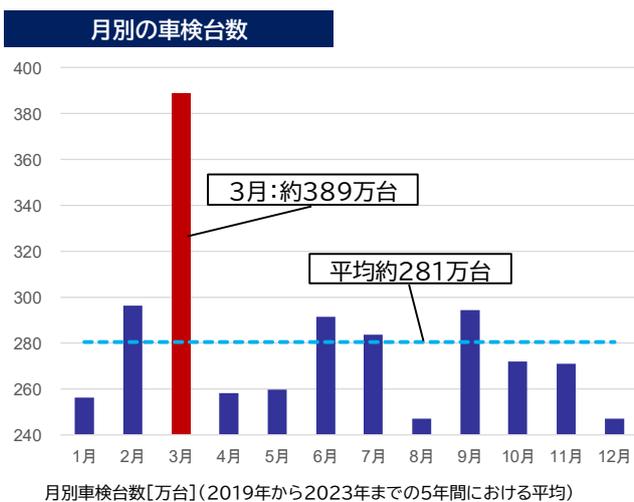
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠償保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課	本田 (内線 42413)	(直通)	03-5253-8599	【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室	上地 (内線 41443)	(直通)	03-5253-8582	【自賠償保険関係】

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定められているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（2）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第 4 号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第 7 条関係）

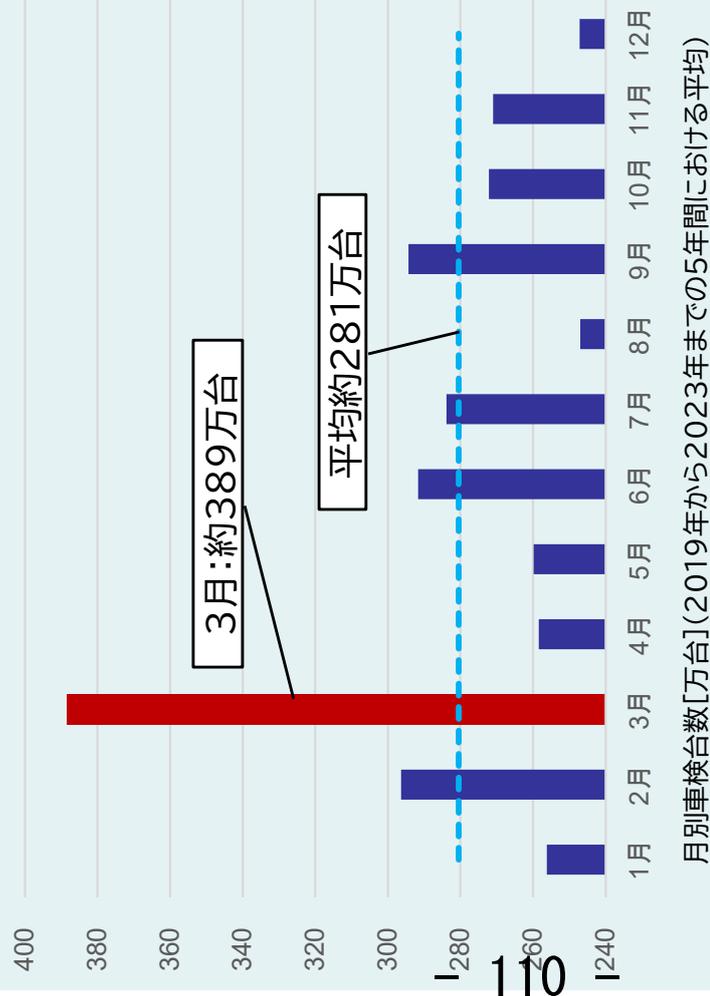
保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあつてはこれを全国一律に「二月」とする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 25 日

施 行：令和 7 年 4 月 1 日

1. 月別の車検台数



2. 課題

- 3月における自動車整備業界の負担大
 - ・ 自動車整備士の残業・休日出勤増
 - ・ 期限内に整備を終えなければならぬ心理的負担など
 - ・ 臨時従業員の確保
- 車検場、整備工場の混雑
 - ・ 自動車ユーザーが整備・検査をタイムリーに受けられない

3. 車検の受検可能期間の拡大(今回の対応策)

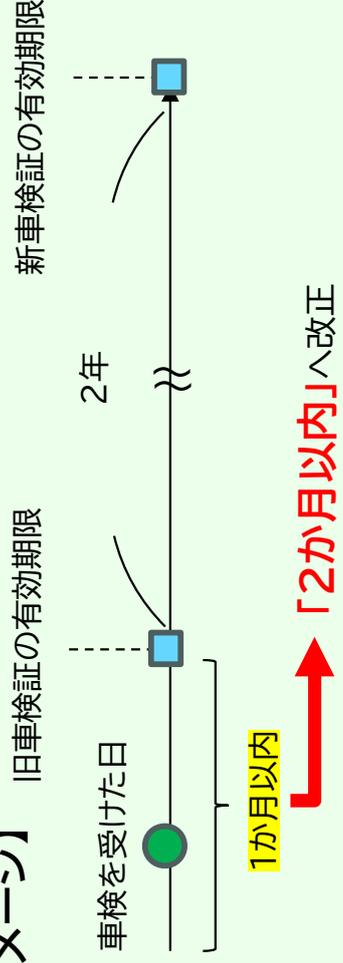
【現状】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前1か月以内に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。
(例)旧車検証の有効期限が2024年5月25日であった場合
 - ① 2024年4月30日に受検(1か月以内)
→新車検証の有効期限は2026年5月25日
 - ② 2024年4月15日に受検(1か月以上)
→新車検証の有効期限は2026年4月14日

【令和7年(2025年)4月1日以降】

- 車検証(旧車検証)の**有効期限前2か月以内**に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。

【イメージ】



⇨ **3月の車検ピークを2月に平準化**

(スケジュール)

公 布: 令和6年(2024年)6月25日
 施 行: 令和7年(2025年)4月1日

国自整第106号の2
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」
の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第106号
令和6年8月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」
の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日付け自整第54号）の一部改正について

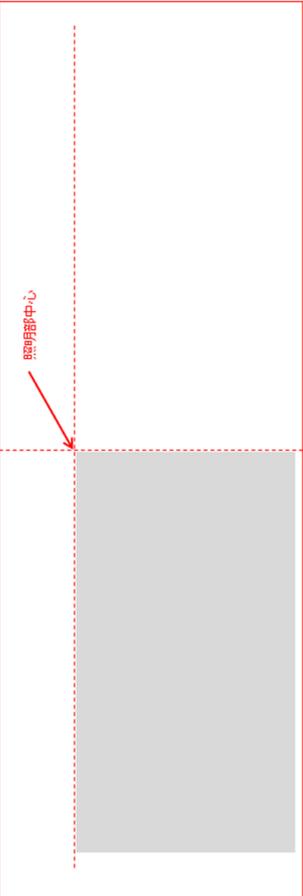
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びむすれ</p>	<p>国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びむすれ</p>

新	旧
<p>い 用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少なくないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないことから、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今後、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。(略)</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合 (ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせ</p>	<p>すれ違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少なくないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないことから、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今後、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合 (ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせ</p>

新	旧
<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、④による。</p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。（前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。）</p> <p>④ <u>自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。</u> <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、<u>光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る。）</u>については、<u>上記④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。</u> (1) <u>光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。※図1参照</u></p>	<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、④による。</u></p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。（前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。）</p> <p>④ <u>自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。</u> <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。</u></p>

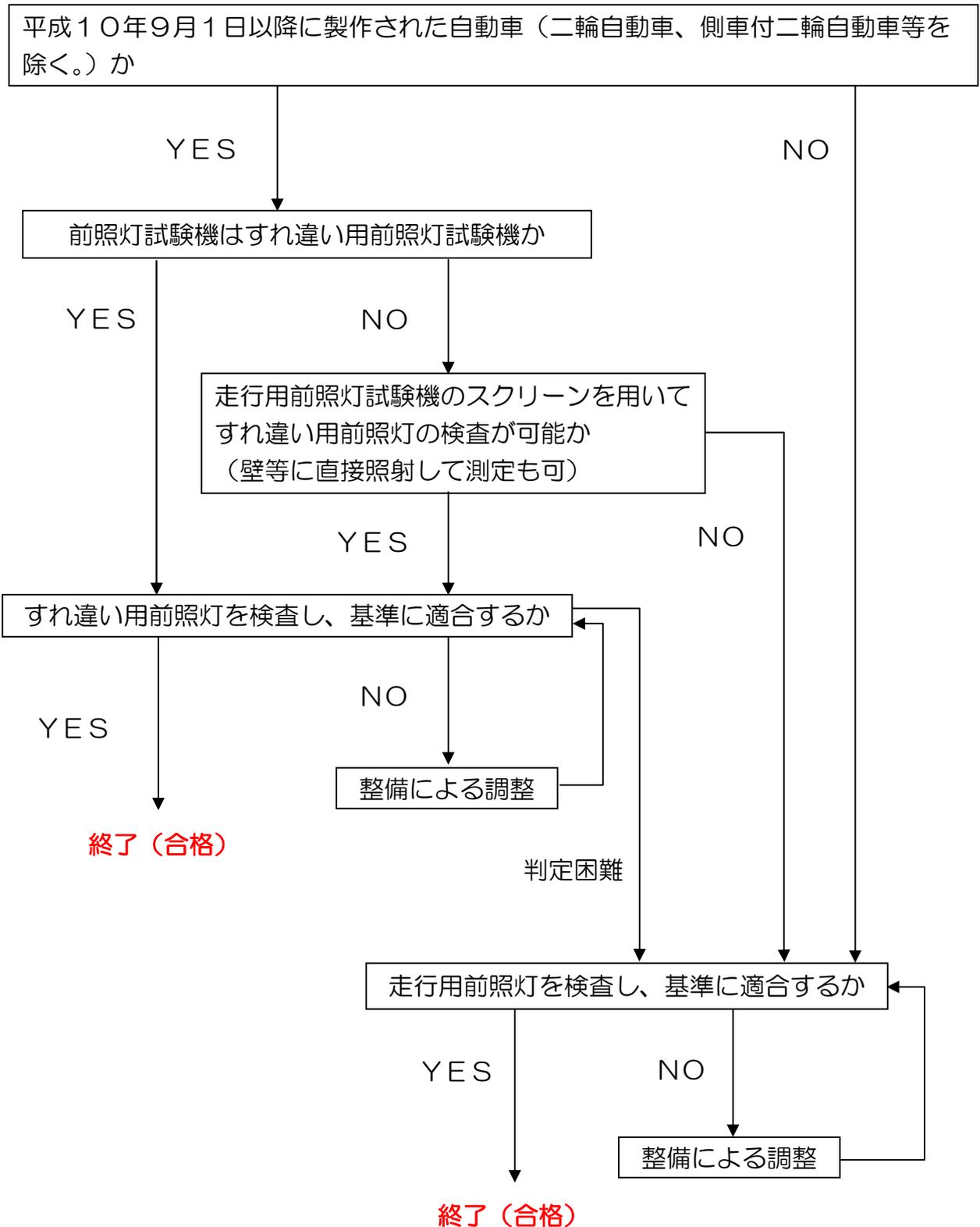
新	旧
<p>(中) 光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線(標準位置は下方10cm)(当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線(標準位置は下方15cm))並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内(標準位置は照明部中心を通る垂直線上)にあること。※図2参照</p> <p>③ 光度測定点における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図3参照</p> <p>〔図1〕②(イ) 最高光度点の判定基準</p> 	<p>③ 光度測定点(路面点相当)における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図1参照</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>[図2] ②(ロ) 10mの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</u></p>  <p>(数値は灯火器中心からの距離を示す)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>[図1]</u> 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図2参照</p> <p><u>[図2]</u> 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ <u>別紙1</u>↗</p> <p>(新設)</p>
<p><u>[図3]</u> 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図4参照</p> <p><u>[図4]</u> 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ <u>別紙1</u>↗</p> <p><u>附則(令和6年8月6日 国自整第106号)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>[図1]</u> 10mの距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボ一点)の標準位置を太線で示してある。</p> <p>※図2参照</p> <p><u>[図2]</u> 測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)</p> <p>図(略)</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ <u>別紙1</u>↗</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>1 <u>本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u></p>	

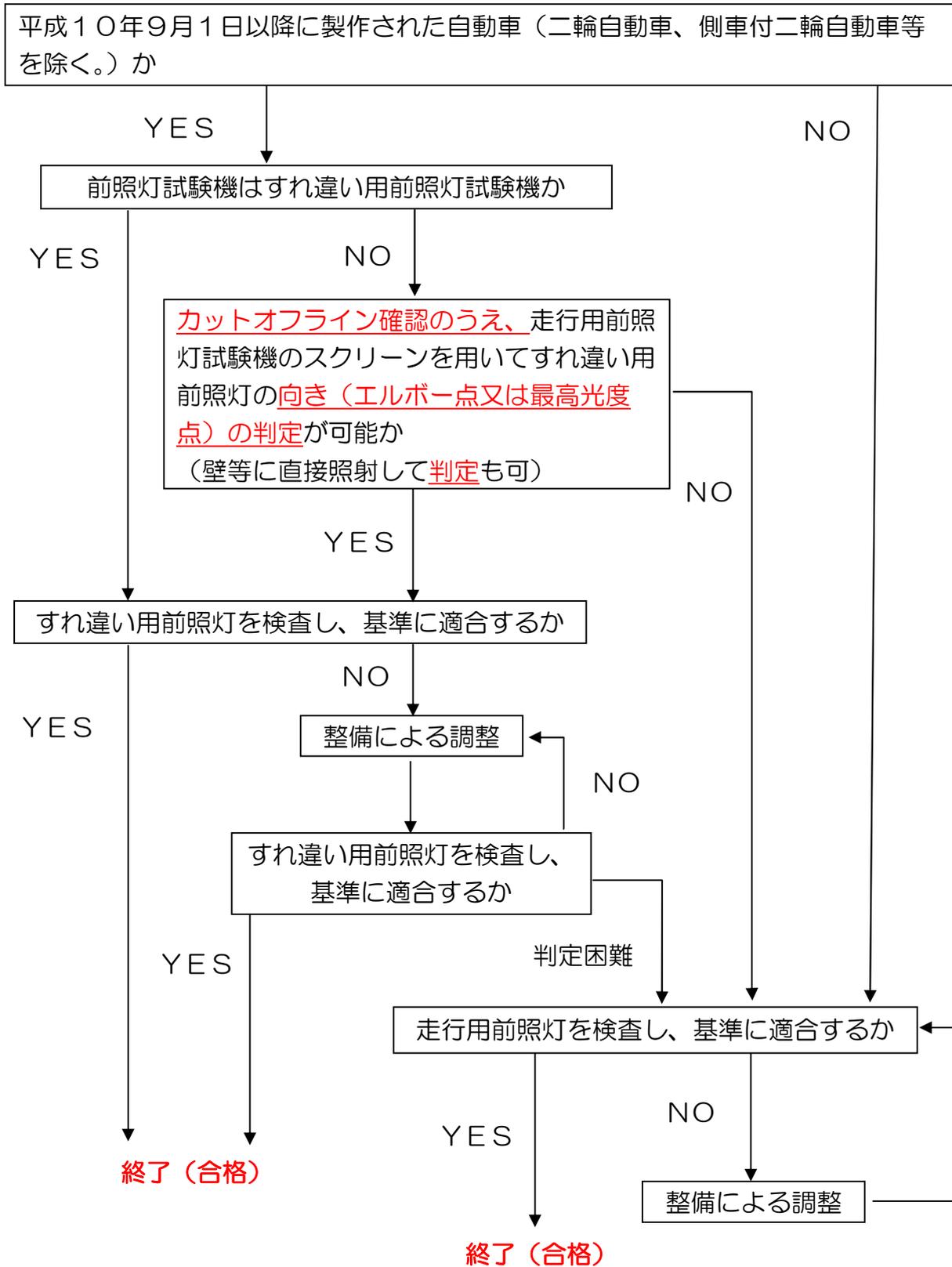
(旧)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



(新)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



国自整第105号の2
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第105号
令和6年8月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和6年8月6日 国自整第105号)</u> <u>1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p><u>自動車交通局技術安全全部整備課長</u></p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新

1. 黒煙規制車の検査について (略)
2. オパシ規制車の検査について
 - (1) (略)
 - (2) (削除)

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯	5 8 cm	5 8 cm
光軸	下	1 0 cm	1 0 cm
	左・右	5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100	cd	主×100 cd
	副×100	8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

旧

1. 黒煙規制車の検査について (略)
2. オパシ規制車の検査について
 - (1) (略)
 - (2) 黒煙測定器を用いて判断した場合 (経過措置)

黒煙・粒子状物質
視認・フラスタ
20 %
III

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

- (1) (略)
- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
 - ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		右	左
取付高さ	すれ違い灯	5 8 cm	5 8 cm
光軸	下	1 0 cm	1 0 cm
	左・右	5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100	cd	主×100 cd
	副×100	8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

新

- ② (略)
- ③ カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前照灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフ無し	5 8 cm	5 8 cm
下	5 cm	5 cm
光軸	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm
光度	主×100 副×100 8 0 cd	主×100 副×100 8 0 cd

(注) 「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明
確し、カットオフが無い場合は「カット
オフ無し」と記入する。

旧

- ② (略)
- ③ カットオフ無しの場合

前照灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフ無し	5 8 cm	5 8 cm
下	5 cm	5 cm
光軸	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm
光度	主×100 副×100 8 0 cd	主×100 副×100 8 0 cd

(注) 「取付高さ」の欄に「カットオフ無し
し」と記入する。

新

旧

④カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

（新設）

前照灯		左	右
取付高さ	5.8 cm	5.8 cm	5.8 cm
光軸	上	5-6 cm	5-6 cm
	左・右	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100	主×100 cd	主×100 cd
	副×100	3.5 cd	副×100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「カッタフトフライン」と記入する。

（注）「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

新

⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び御車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）

前照灯		左
取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5.8 cm	左 cm
光軸	下 5-6 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100	主×100 cd
	副×100 4.5	副×100 cd

(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。

なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。

旧

(新設)

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	1600 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	1500 N	左右差 N/kg
	左	7.04 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		車両重量	8.59 N/kg
		手動	2.31 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	800 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	800 N	左右差 N/kg
	左	2.31 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		車両重量	8.59 N/kg
		手動	2.31 N/kg

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	1600 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	1500 N	左右差 N/kg
	左	7.05 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		車両重量	8.60 N/kg
		手動	2.32 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制 動 力			
(略)			
前 軸	右	N	左右差 N
	左	N	
後 軸	右	800 N	軸重 kg
	左	440 kg	
計	右	800 N	左右差 N/kg
	左	2.32 N/kg	
手動	車両重量	8900 N	軸重 N/kg
	手動	2400 N	
		車両重量	1035 kg
		手動	1035 kg
		車両重量	8.60 N/kg
		手動	2.32 N/kg

新		旧	
	700 N	3. 41 N/kg	0. 23 N/kg
計	4400 N	車両重量	湿
手動	2400 N	1035 kg	4. 25 N/kg
			2. 32 N/kg

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合 (注) (略)

制 動 力						
前 軸	(略)					
後 軸	右 後 軸	N	軸重	kg	左右差	N
	左 後 軸	N	N/kg	N/kg		
後 軸	右 後 軸	800 N	軸重	440 kg	左右差	100 N
	左 後 軸	700 N	3. 40 N/kg	0. 23 N/kg		
計	4400 N	車両重量	4. 25 N/kg			
手動	2400 N	1035 kg	2. 31 N/kg			

新		旧	
	700 N	3. 41 N/kg	0. 23 N/kg
計	4400 N	車両重量	湿
手動	2400 N	1035 kg	4. 25 N/kg
			2. 32 N/kg

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合 (注) (略)

制 動 力						
前 軸	(略)					
後 軸	右 後 軸	N	軸重	kg	左右差	N
	左 後 軸	N	N/kg	N/kg		
後 軸	右 後 軸	800 N	軸重	440 kg	左右差	100 N
	左 後 軸	700 N	3. 41 N/kg	0. 23 N/kg		
計	4400 N	車両重量	4. 25 N/kg			
手動	2400 N	1035 kg	2. 32 N/kg			

新

旧

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

(新設)

		制 動 力		
前 軸	前 軸	右 <u>2800 N</u>	軸重 <u>595 kg</u>	左右差 <u>200 N</u>
	前 軸	左 <u>3000 N</u>		
後 軸	前 軸	右 <u>N</u>	軸重 <u>N/kg</u>	左右差 <u>N</u>
	後 軸	左 <u>N</u>		
後 軸	後 軸	右 <u>1600 N</u>	軸重 <u>440 kg</u>	左右差 <u>100 N</u>
	後 軸	左 <u>1500 N</u>		
計			車両重量 <u>7.04 N/kg</u>	左右差 <u>0.23 N/kg</u>
		全車輪ロック <u>8900 N</u>		
手動		<u>1900 N</u>		<u>8.59 N/kg</u>
				<u>1.83 N/kg</u>

(注) ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

新	旧		
<p>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であつて路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合</p> <p>①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車</p> <p>②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</p> <table border="1" data-bbox="427 1146 491 2011"> <tr> <td>走行テスト等 の方法と結果</td> <td>路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認</td> </tr> </table> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>	走行テスト等 の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認	<p><u>(新設)</u></p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>
走行テスト等 の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確 認		

電子制御装置整備対象作業の 経過措置期間が終了しました！

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、

令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。

経過措置終了後は電子制御装置整備対象車両の、

- ・ スキャンツールをつないでのエーミング
- ・ カメラ・レーダーの取り外し、取り付け角度の変更
- ・ カメラ・レーダー等が取り付けられている車体前部(パンパー・グリル)、窓ガラスの脱着

などの作業は、電子制御装置整備の認証を受けていないと**作業を行うことができません。**

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP又は最寄りの運輸支局等まで

特定整備

検索

 国土交通省 四国運輸局



国自基第48号の3
令和5年6月13日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局車両基準・国際課長
(公印省略)

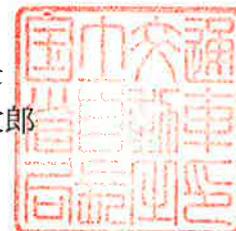
自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記の件、別添のとおり国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

国自基第48号
令和5年6月13日

ジャパントウエンティワン株式会社
代表取締役社長／CEO
岸本 賢和 殿

国土交通省自動車局長
堀内 丈太郎



自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件
衝突防止警報補助装置の画像取得カメラその他当該カメラ付属物
2. 対象車両
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに、大型特殊自動車
3. 貼付位置
車両中心面から左右250mm以内の前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%までの範囲又は車両中心面から左右250mm以内の前面ガラスの下縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲
4. 貼付期間
車両に衝突防止警報補助装置の取付けをしたときから、当該衝突防止警報補助装置が取り外されるまで
5. 貼付に係る衝突防止警報補助装置
別添1のとおり
6. 管理要領
別添2のとおり

別添1 申請する貼付物を使用して取り付けを行う装置の概要

1. 装置の概要

- (1) この装置は、単眼式カメラを正面窓ガラス中央部に取り付け、運転者の見落としによる車両衝突事故、車線逸脱を運転者に知らせる後付の衝突防止のための警報装置であり、単眼カメラによる瞬時の画像処理で昼間・夜間・雨天時における運転者の負担を軽減・補助し、事故防止、安全性の向上を図るものである。
- (2) この装置は、情報処理装置を内蔵した単眼カメラ、表示装置で構成され、車両側から車速・方向指示器の信号を CAN 信号で得て（その他に制動灯、窓ふき器、追い越し用前照灯の信号を追加可能）、車速に応じて衝突の予測を行い運転者に警報を発することで事故を回避する。
（非接触型の CAN アダプターで信号を取得する。又はアナログ信号を変換するアダプターを使用する。）
- (3) 単眼式カメラは、前方約100～150メートル程度までの範囲を走行中常時撮影・監視し、前方を走行中の車両後部や歩行者・自転車と衝突の危険性がある場合に車速に応じて衝突が予測される最大2.7秒前に運転者に警報を発し自動車の停止を促す。また、車線を常時撮影・監視し、車線を逸脱する際に運転者に知らせる。
- (4) 単眼式カメラは、前面ガラス中央付近であって、貼付高さ2.8m以下及び前面ガラスに密着し、かつ窓ふき器の払拭範囲に貼付される必要がある。
- (5) 当該装置の演算装置は、自動車メーカーのライン装着品として使われているものと同一である。
- (6) 当該装置は、協定規則130号車線逸脱警報装置・JIS D0802 高度道路交通システム-前方車両衝突警報システム-性能要求事項に適合している。（一般財団法人日本自動車研究所で委託試験済）
- (7) 運行記録計（保安基準・別添89 運行記録計の技術基準でのデジタル式）等と接続・連携し、警報発生状況や画像取得トリガーを発することができる。

2. 装置の構造

(1) 貼付状況（乗用車の場合）

基本的に乗用車の場合には、装置が後写鏡で隠れる部分に貼付することが原則である。

①運転席運転者視線レベル（座面635mm高さ）

②助手席乗客視線レベル（座面635mm高さ）



表示装置



単眼カメラ本体（右は純正 AEB ユニット）

③前面ガラスの状況（正対）



④前面ガラスの状況（正面）



単眼カメラ本体（現状は運転者席の運転者が、V1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲での保安基準適合）



上端より20%ラインは青線部分。

(2) 貼付状況（バス・トラックの場合）

トラック・バス等の場合には前面窓下中央部に取り付けを行っている。



■赤丸部分に単眼カメラユニット本体を装着



■ガラス面下部貼付け



■赤矢印がガラス面側から本体

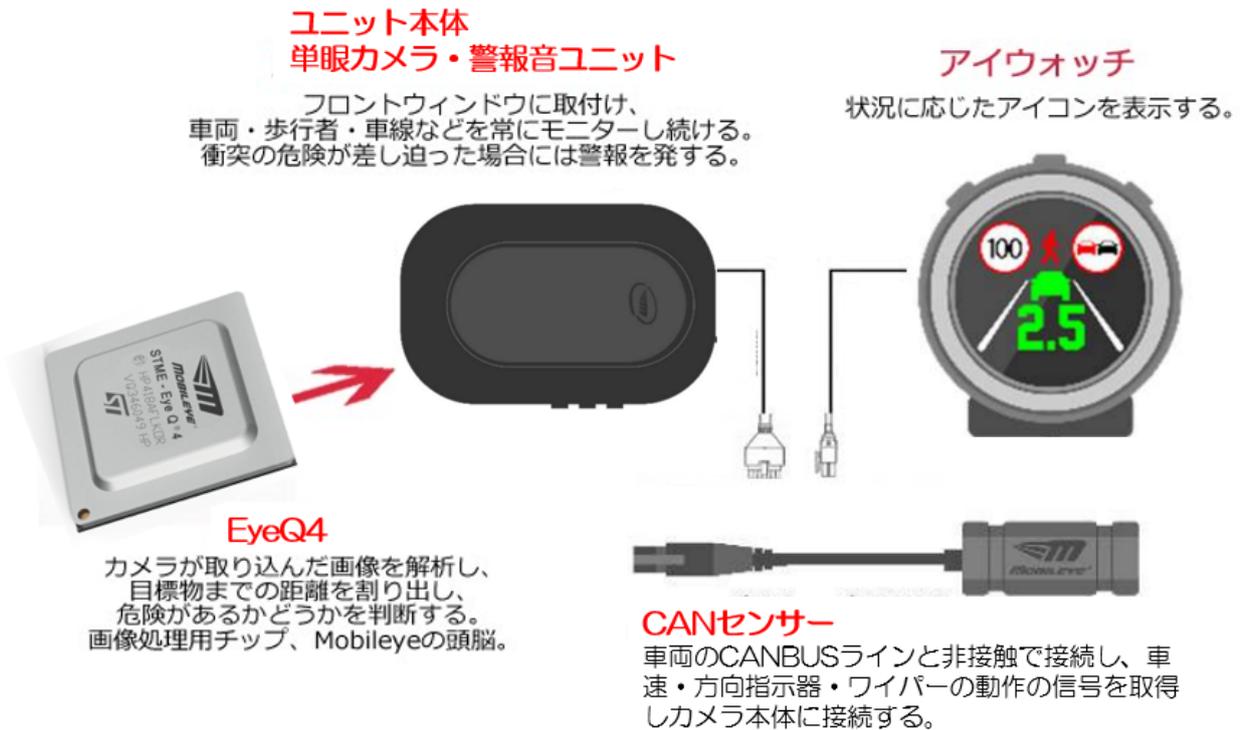


■車内側ワイパー部分のガラス面

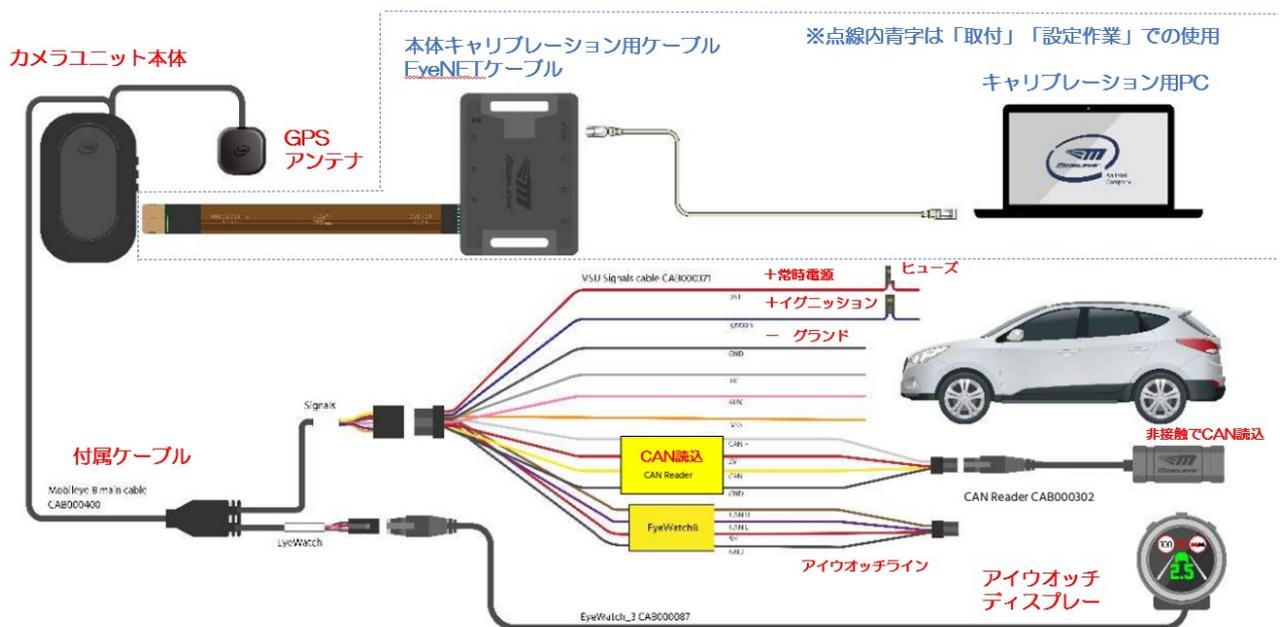


■表示装置取付部分拡大

(3) 構造図



(4) 配線図 (例示)



3. 取り付け方法

- (1) 取り付け講習を受講した取り付け責任者により単眼式カメラ及び表示機及び自動車から電源及び信号取得のための配線を施工する。
- (2) 取り付け後、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により、車両とのシグナルテストののちに下記のセットアップを行う。①車幅 ②カメラ高さ ③バンパー先端～単眼カメ

- ラレンズまでの水平距離 ④カメラから左右の A ピラーまでの水平距離 ⑤全高、バンパー先端から GPS アンテナ、GPS アンテナから左右ピラーまでの水平距離を入力する。
- (3) 車両の信号取得の方法は CAN ネットワークの信号を非接触取得、若しくはアナログ信号を取得配線から CAN アダプターで変換し行う。
- (4) 設定が完了した時点で、カメラの動作状況及び撮影状況の設定を、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により実施し、作動を確認する。

4. 作動手順

取り付け、設定後の本装置の動作は以下のとおり。

- (1) 車両のイグニッションスイッチ等で始動すると同時に本装置が作動を開始する。
- (2) 自動的に当該機器の電源スイッチが動作し、動作を開始する。
- ※原則として機器本体で電源断とすることはできない。
- (3) 雨天時には、窓ふき器の動作を感知し、誤警報を防止する。
- (4) 以下の条件の場合、警報を発する。

①前方車間距離警報

前方の車両までの距離を秒数に換算し表示し、設定秒数以下になると警告する。(0.1～2.5 秒)

②前方車両追突警報

前方車両追突警報は前方の道路走行車両をモニタリングし、追突の危険がある場合には警告する。車速に応じて、走行車線の前方車両との距離を検知し、運転者が追突を回避するために速度を落とさない場合に演算された衝突予測の最大 2.7 秒間前に警報する。対応する車速範囲は 0 km / 毎時～ 200 km / 毎時までである。

③車線逸脱警報

車線逸脱警報システムは走行車線を認識し、協定規則 130 号の基準である概ね 60 km/毎時 (車速 55 km / 毎時) 以上の場合に、その車線から車両が逸脱したときに警告する。

③歩行者衝突警報

歩行者衝突警報は、昼夜問わず 15 ルクス以上の環境下で車速が 1 km / 毎時～ 50 km / 毎時以下の速度で、前方約 30 m の範囲で歩行者を検知し、衝突が予測される場合には最大 2.0 秒前に警報する。

5. 前面窓ガラスに貼付する位置

別紙 1 を参照。

6. 前面窓ガラスに貼付する装置の仕様

別紙 2 を参照。

7. その他

(1) 電磁妨害性

協定規則10号の電磁妨害性基準の認可を受けている。

(2) 車線逸脱警報の性能

協定規則130号の車線逸脱警報の試験を実施し適合している。

(3) 前方車両衝突警報の性能

JIS D0802 高度道路交通システムー前方車両衝突警報システムーの試験を実施し適合している。

(4) 無断移設は不可能

カメラユニットは取り付け車種ごとに「カメラ高さ」「左右位置」の寸法を設定するため、専門の取付者以外が、無断で移設しても正常に動作しない。

(表示部にER<エラー>点滅し、作動しない)

このため、移設時には必ず再セットアップが必要であり、無断で移設されることはない。

(5) ユーザー利用承諾書

使用者からは、別紙の「ユーザー利用承諾書」を注文時に提出を求めている。

この中においても、移設、取り付けの注意事項を記載し、了承を得たユーザーのみに販売、取り付けを行っている。

以上

別添2 衝突警報補助システム「モービルアイ」貼付物管理要綱

1. 目的

自動車における新車・使用過程車において、後付する衝突警報補助システム「モービルアイ」を取付けするために前面ガラスに指定された装置及び両面テープ（以下「貼付物」という。）を貼付し、当該装置を取り付ける場合の管理要綱を定め、適切な貼付物管理を実施し、道路交通における事故防止、安全性の向上に寄与することを目的とする。なお、本規定は国自技第 169 号に指定された装置は対象としない。

2. 実施要領

貼付物の管理に当たっては、以下の実施要領により施工・管理するものとする。なお、貼付物の国土交通大臣貼付物指定は、道路交通の安全と運転者の事故防止のために指定を受けるものであり、モービルアイ商品の宣伝の目的で、本指定の内容及び指定されたことを宣伝等に使用することはできない。

（1）貼付物とは

モービルアイ社（本社：イスラエル）が製造し、日本におけるオフィシャルディストリビューターのジャパン・トゥエンティワン株式会社が販売する衝突警報補助システム「モービルアイ」のカメラユニット及び指定された両面テープ（以下貼付物という）を自動車の前面ガラスに貼付するものであって、国土交通大臣の貼付物指定を受けたものを指す。

（2）販売者及び施工者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社（以下「J21」という。）と契約を結んだ販売者と、J21 の取付け者講習を受講し、装置の取付け・調整・取付けに関する本規定及び道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に関する知識を持ち、なおかつモービルアイ社の施工者 ID を持つものを貼付物の施工者とする。

なお、正規販売者及び指定施工者以外は、貼付物での施工は認められない。

（3）販売者及び施工者の責務

販売者及び施工者は、貼付物を使用してモービルアイ装置を取付する場合、本規定及び保安基準を十分理解し、遵守した上で、以下の責務を負わなければならない。

1) 施工の方法

施工者は、衝突防止補助システム「モービルアイ」を J21 の指定する部品及び施工方法で施工し、J21 の指定する施工チェックシートに基づき確実な動作を確認しなくてはならない。

2) 貼付物の貼付

①貼付物は、装置を窓ガラスの曲面に密着し、十分な貼付強度があり堅牢に固定するため、モービルアイ社の指定する純正両面テープを使用しかつ、貼付物申請で指定を受けた製品に限定する。

②貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

検査対象軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

③貼付物は、車室内の前面ガラスの中央部の上部又は下部であってより運転者の視野の妨げにならない位置に指定した両面テープ1セット（左右各1枚合計2枚）使用し装置を貼付するものとし、貼付位置は、装着する装置のカメラ部分が窓拭器の払拭範囲にあり、かつ運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。（別紙1参照）

A. 前面ガラスの上部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの上縁の車両中心線から左右 250 mm範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置に取り付けること。

（2）貼付物は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は従前の保安基準の規定に適合する範囲であること。（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする。）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 30%以内の範囲であって（3）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・H ゴム等非透過部分は含まない。）

また、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲に貼付装置が（1）～（4）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 21%以上を超えて取り付けることはできない。

（3）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

B. 前面ガラスの下部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの下縁の車両中心線から左右 250 mm範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置にこと。

（2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲であること。（道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 300mm 以内の範囲であって

(3) を満たす可能な限り下部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。)

また、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の150 mm以内の範囲に貼付装置が(1)～(4)までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の151 mm以上300 mm以内に取り付けることはできない。

(3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

(4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

④指定された貼付物以外の貼付は、本規定の規定外となり保安基準に適合しないため禁止する。ただし、国自技第169号に指定された装置については169号の規定を適用するものとする。又、従前の道路運送車両の保安基準第29条第4項第6号に規定されるものは除く。

⑤検査標章の表示に支障が出ないように注意し、貼付装置を取り付けること。検査標章に重複して貼付装置を貼り付けることはできない。また、貼付装置の取付けのために止む終えず検査標章を剥離する場合には、道路運送車両法施行規則第四十一条の二の2項に規定される再交付手続きを取り、改めて保安基準に規定される自動車の前面ガラスの内側上部に前方から見易いように貼り付けることによって再表示するものとする。

⑥貼付物の貼付期間は、当該装置の施工日から、当該貼付物の装置と両面テープを剥離するまで、若しくは抹消登録し廃車されるまでの期間とする。

※参考

道路運送車両法(昭和二十六年六月一日法律第百八十五号)

(再交付)

第七十条 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号)

(検査標章)

第三十七条の三 検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。

2 略

(検査標章の再交付)

第四十一条の二 検査標章の再交付を申請する者は、自動車検査証又は限定自動車検査証の再交付の申請と同時にする場合を除き、当該自動車検査証又は限定自動車検査証を提示しなければならない。

2 検査標章の再交付を受けることができる場合は、検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合
- 二 検査標章をはりつけた自動車登録番号標又は車両番号標を表示することができなくなつた場合（当該自動車を引き続き運行の用に供する場合に限る。）
- 三 その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

3) 貼付物の剥離

①指定された貼付物を、取り外す場合には、貼付物の装置、両面テープを確実に剥がすこと。またその旨を販売者及び取付け者を通じ自動車使用者等に周知徹底すること。

②当該装置を取り付けず、貼付物の一部である両面テープのみを前面ガラスにそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

4) 貼付物の様式

貼付物の様式は、別紙2のとおりとする。

5) 貼付物管理ステッカー

①貼付物を管理するため、貼付物管理ステッカーを作成し、1貼付物に1枚交付する。なお、従前の取付け方法であっても、本規定施行以後に新たに取付けするものや、機器の交換等で再取付けする場合にも交付し、装置本体に貼付するものとする。

②販売者及び施工者は指定された貼付物を使用し、装置を取付け、動作を確認した後に、貼付物管理ステッカーに油性ボールペン等で必要事項を記入し、当該装置に貼付しなければならない。

③貼付物管理ステッカーの記入事項

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (イ) 取付けをした車両の「車台番号」 | (ロ) 取付けをした装置の「製造番号」 |
| (ハ) 装置を取付けした日付 | (ニ) 施工者（販売者を含む）のコード番号 |

6) 貼付物の管理及び貼付物管理ステッカーの管理

J21 は、貼付物及び貼付物管理ステッカーの配布台帳を備え、厳正な管理を行う。販売者及び施工者が不適正な管理や不正な行為を行った場合には、その者に貼付物及び貼付物管理ステッカーの交付を停止し、その事実を国土交通省に遅滞なく届け出るものとする。

7) 貼付物管理ステッカーの様式

貼付物管理ステッカーの様式は、別紙3の通りとし、一連番号で管理する。
なお、貼付物管理ステッカーは、剥離再使用をすることは不可能な仕様である。

8) 装置本体の故障等で装置を交換する場合の貼付物管理ステッカーの取扱

装置本体が、故障又は損傷し交換する場合等、貼付物の交換が必要な場合には、新たに取り付ける場合と同様に貼付を行い、次項の完成検査証と新たな貼付物管理ステッカーに記入し、使用者に交付すると同時に J21 へ報告するものとする。

J21 は当該車台番号の貼付物管理ステッカーの一連番号を更新し、管理するものとする。

(4) 完成検査証

販売者及び施工者は、貼付物として、当該装置を取り付けたのち、完成検査証に必要事項を記入し、取付けをした自動車の使用者に完成検査証を交付しなくてはならない。また交付した完成検査証の写し及び車台番号の証明として車検証の写しを、当該装置本体の取付けチェックシートと共に J21 に提出しなくてはならない。

1) 完成検査証の記載事項

①取付けをした車両の自動車検査証記載事項のうち下記の項目を転記・記載する。

- A.自動車の「登録番号」
- B.車名、型式、用途、事業用・自家用の区分
- C.自動車の「車台番号」
- D.所有者の氏名又は名称及び住所、又は所有者コード※、若しくは車両識別符号（車両 ID）
（※備考欄に自動車検査証発行時の所有者、例えばリース会社などの情報が表示され、自動車検査証の枠外左上の番号欄に、5桁の数字に続いてアルファベット「B」の標記を記入）
- E.使用者の氏名又は名称
- F.使用者の住所若しくは車両識別符号（車両 ID）

②取付けをした装置

- A.施工時の貼付物として装置を取り付けた位置
- B.装置の「製造番号」
- C.装置に貼り付けた「貼付物管理ステッカー」のステッカーの一連番号
- D.装置の作動状況、本規定・道路運送車両の保安基準の適否

③販売者及び取付け者

- A.装置を販売した販売者の名称及び記号
- B.取付け者の氏名又は J21 が取付け者に与えた指定番号
- C.取付け者の名称及び記号

D.施工責任者の自書署名

2) 完成検査証の様式

完成検査証の様式は、別紙4の通りとし複写式若しくは電子データとする。

3) 完成検査証及び自動車検査証の写しの保管

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しを、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）に基づき厳正に管理し、当該貼付物の管理及び管理に付帯する目的以外に使用しない。

ただし、自動車検査証の写しは、リース会社等の車両の大量保有者であって、道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）第十八条の2に規定される登録識別情報の通知を受けBタイプ車検証の交付を受けている事業者にあつては、その電子データの出力を以て替えることができる。

(5) 貼付物の管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しにより、貼付物貼付車両の管理を行う。具体的には「取付けをした自動車の車台番号」「装置の製造番号」「装置に貼り付けた貼付物管理ステッカーのステッカー一連番号」を一括のデータとして管理するものとする。

(6) 道路運送車両の保安基準及び本規定への適合管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び当該装置本体の取付けチェックシートにて本規定及び道路運送車両の保安基準への適合を管理し、不適切な取付けを発見した場合にはただちに取付け者に是正措置を取らせるものとする。

(7) 政府機関等への情報提供

J21は、貼付物の管理・貼付物で取り付けられる装置の管理の目的で、国土交通省及び各運輸局及び運輸支局等の政府機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構、公益財団法人交通事故対策センター、その他関係行政省庁から要請がある場合には、前項の情報を提供するものとする。

3. その他

(1) 本要綱は、J21が関係行政省庁の指導を得て推進する。

(2) 本要綱の実施のために必要な事項であつて本要綱に定めのない事項については、関係行政省庁の指導・協議を得て、別途定める。

(3) 本要綱は、貼付物の指定を受けた日から施行する。

前面窓ガラスにカメラユニット取り付ける位置と基準について

本車両のフロントガラスに取り付けられた装置は、モービルアイ社製の衝突防止補助装置（Mobileye ME580）のカメラユニットを取り付けるために、保安基準の貼付物指定を受けた装置及び両面テープを使用し取り付けましたものです。取付に当たっては以下の注意事項を厳守の上、貼付作業を行ってください。

1. 貼付資格者

貼付には、ジャパン21社の実施する「モービルアイ・インストラクター講習」を受講し、認定IDを保有している作業者に限定されます。（装置本体の貼付物管理ステッカー・完成検査証に明記されています）

2. 貼付作業

貼付作業に当たっては、下記の要領で実施してください。

- （1）貼付位置は、次項を厳守して正しい位置に取り付けてください。
- （2）貼付時には、貼付け面のガラスを十分清浄し、アルコールなどで十分脱脂し、確実に貼付を行ってください。また、接着時の温度が低い場合は、貼付けガラス面や両面テープを加温して確実に貼付けを行ってください。

3. 貼付の位置

運転者の視界を妨げない位置であって、前面窓ガラスの上部もしくは下部に以下の項目を満たすように貼付すること。

※これらの項目を満たすことができないものは貼付不可。

A. 前面窓ガラスの上部に貼付の場合

- （1）装置全体が前面ガラスの車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- （2）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（3）を満たし可能な限り上部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）
- （3）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- （4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- （5）**実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。**

B. 前面窓ガラスの下部に貼付の場合

- （1）装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- （2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（3）を満たし可能な限り下部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）
- （3）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- （4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- （5）**実長の150mm以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。**

4. 貼付物の管理

- （1）**装置及び貼付両面テープは、落下防止や形状からジャパン21社の純正指定品に限定されます。指定品以外の使用は、道路運送車両の保安基準に適合しませんのでご注意ください。**
- （2）装置を取り外したり、車両が抹消登録、若しくは廃車された場合には装置と共に両面テープを撤去してください。撤去しない場合道路運送車両の保安基準に適合しません。
- （3）装置を指定両面テープで施工した場合、必ず製品同梱の「貼付物管理ステッカー」を記入し、装置本体側面に貼り付けて表示すると同時に、使用者に「完成検査証」を交付してください。（車台番号、製品の製造番号、施工者コード等の記入が必要です。）
- （4）完成検査証の控えは、作業終了後速やかに取付チェックシートと共に当社宛てお送りください。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の貼付物指定を受けております。ただし本指定は事故防止の為の指定であり宣伝等で使用は認めておりません。

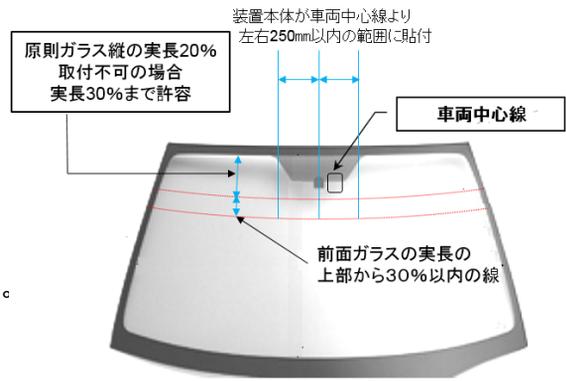
車検時の注意事項

- 1）上記規定に基づいて装置貼付された場合には、貼付物管理ステッカーが装置に装着されており、完成検査証も車両に搭載しております。
- 2）もし、あきらかに上記基準に適合しない場合や、貼付に疑義がある場合には、証票番号及び車台番号・製品番号で弊社宛てお問い合わせください。不適合の場合には取付者に改修作業を命じます。
- 3）窓ガラスの交換、本体の交換の際には、再調整が必要ですので取付事業者又はジャパン21へお問い合わせください。

前面窓ガラスに指定貼付物でカメラユニット取り付ける位置について

A. 前面窓ガラスの上部に貼付の場合

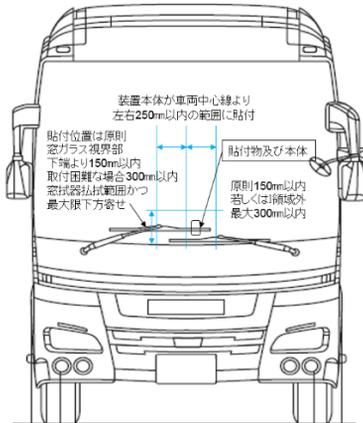
- (1) 装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- (2) 貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことができない車両にあっては、**装置全体が**、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって (3) を満たす可能な限り上部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない)
- (3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- (4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- (5) **実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。**



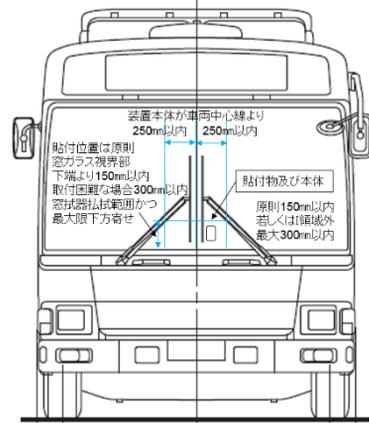
乗用車の前面ガラスの例

B. 前面窓ガラスの下部に貼付の場合

- (1) 装置全体が前面ガラスの下縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- (2) 前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって (3) を満たす可能な限り下部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない)
- (3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- (4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- (5) **下端から150mm以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。**



標準的なトラック・バスの例



対向式ワイパーのトラック・バスの例

C. 貼付物管理ステッカー ME580系用

指定された貼付物の管理のため、装置本体に右記の管理ステッカーが貼られています。

- (1) 指定された方法で貼付され保安基準に適合可能な場合に交付されます。
- (2) 車台番号と製品製造番号が付属の完成検査証と合致しない場合は保安基準に適合しない可能性があります。
- (3) 装置の積み替えや交換、前面ガラスの交換で装置の交換があった場合には、管理ステッカーも張り替える必要があります。

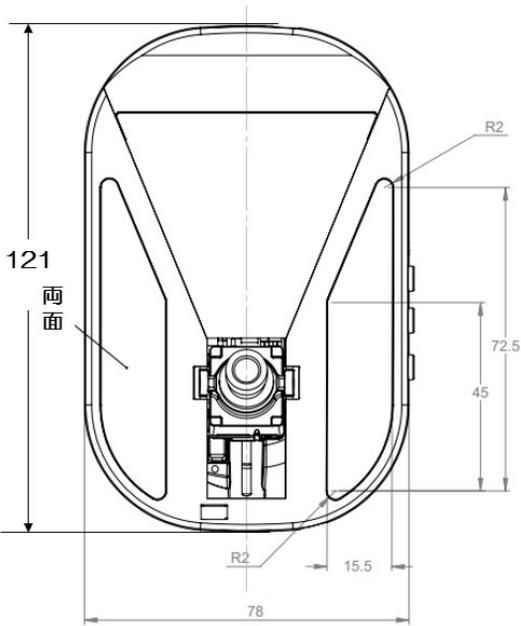
貼付物管理ステッカーの様式

- ※偽造防止のための措置
1. 多色印刷
 2. ホログラム加工
 3. 剥離再使用不可能特殊用紙



※車両毎に、施工後の「完成検査証」も車検証と共に搭載しておりますので併せてご確認ください。

別紙 2-1 貼付物の様式 (型式：ME×8×式<ME580～>)



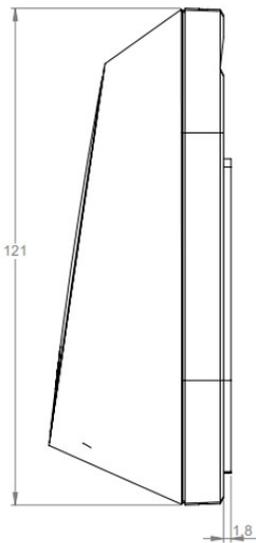
本体図 (ガラス貼付け面)



本体写真 (ガラス貼付け面)



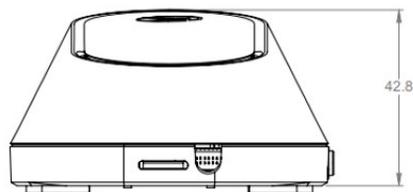
本体写真 (室内側)



本体図 (側面)



本体写真 (側面)

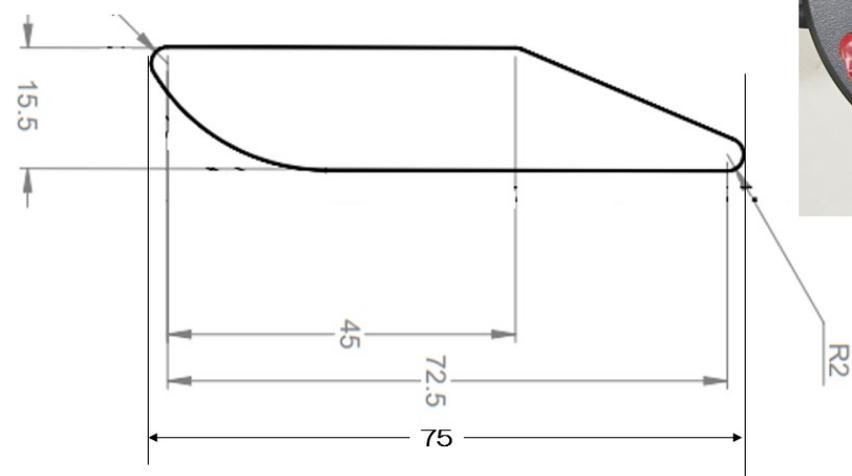


本体図 (下側面)



全体図

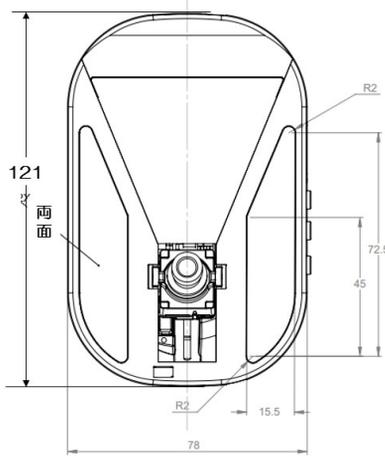
別紙 2-2 貼付物の詳細様式 (両面テープ：装置型式：ME×8×式<ME580~>)



仕様：モービルアイ社純正品

両面テープ米国3M社ガラス貼付対応・厚み1.8mm (寸法誤差±1mm)

装置全体寸法と、右側写真の赤色部分が純正両面テープ

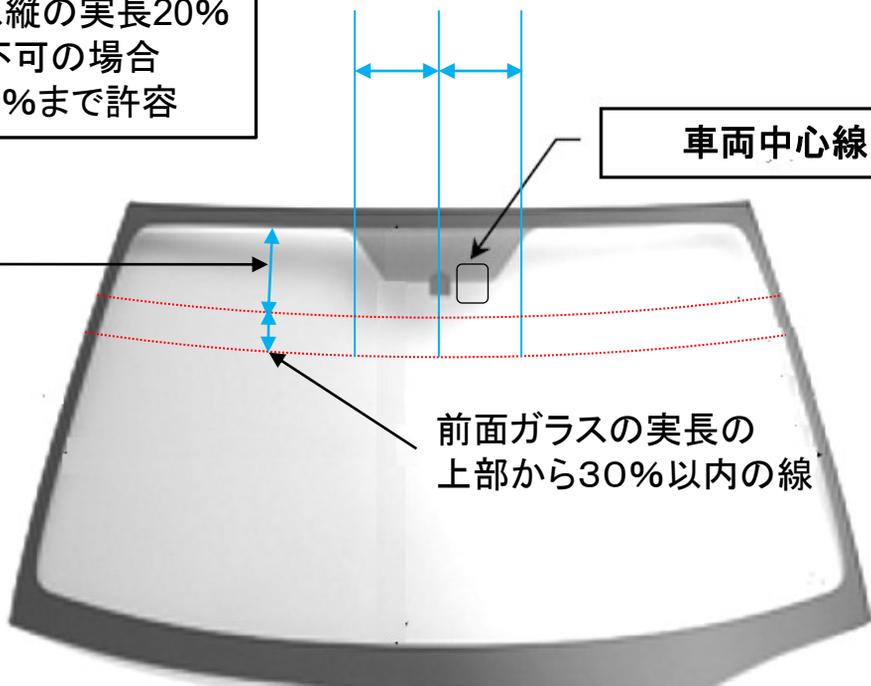


本体図 (ガラス貼付け面)

本体 (ガラス貼付け面)

装置本体が車両中心線より
左右250mm以内の範囲に貼付

原則ガラス縦の実長20%
取付不可の場合
実長30%まで許容



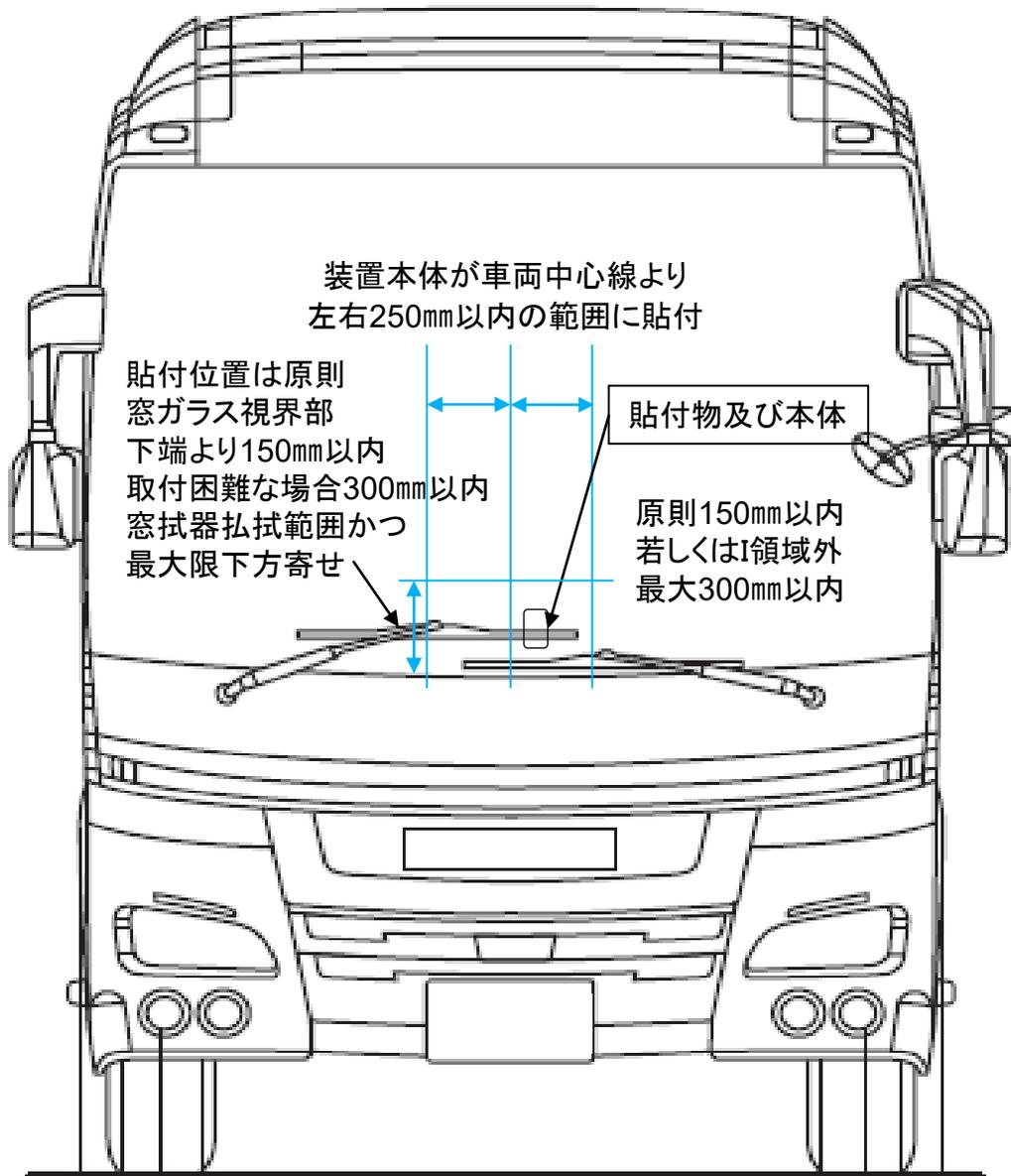
車両中心線

前面ガラスの実長の
上部から30%以内の線

UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.



FILE:			TITLE 前面窓ガラスの上部での貼付位置図		
MATERIAL: SEE NOTE 3		FINISH: SEE NOTE 3	TOLERANCES: LINEAR: - BETWEEN HOLES: - ANGLES: -		
DRAWN		NAME	DATE	COMPUTER GENERATED DRAWING DO NOT REVISE MANUALLY	
DESIGNED				DWG NO. 2022. 6. 1	
CHECKED				DO NOT SCALE DRAWING	
APPROVED				SCALE 150 1 -	
				SHEET 3 OF 1	
				REVISION 1. 03	



UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

i21Corporation

FILE:

TITLE

前面窓ガラスの下部での貼付位置図

MATERIAL:

SEE NOTE 3

FINISH:

SEE NOTE 3

TOLERANCES:

LINEAR: -
BETWEEN HOLES: -
ANGLES: -

DRAWN

NAME

DATE

COMPUTER GENERATED DRAWING
DO NOT REVISE MANUALLY

DWG NO.

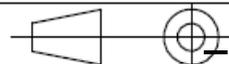
2022. 6. 1

DESIGNED

DO NOT SCALE DRAWING

CHECKED

APPROVED



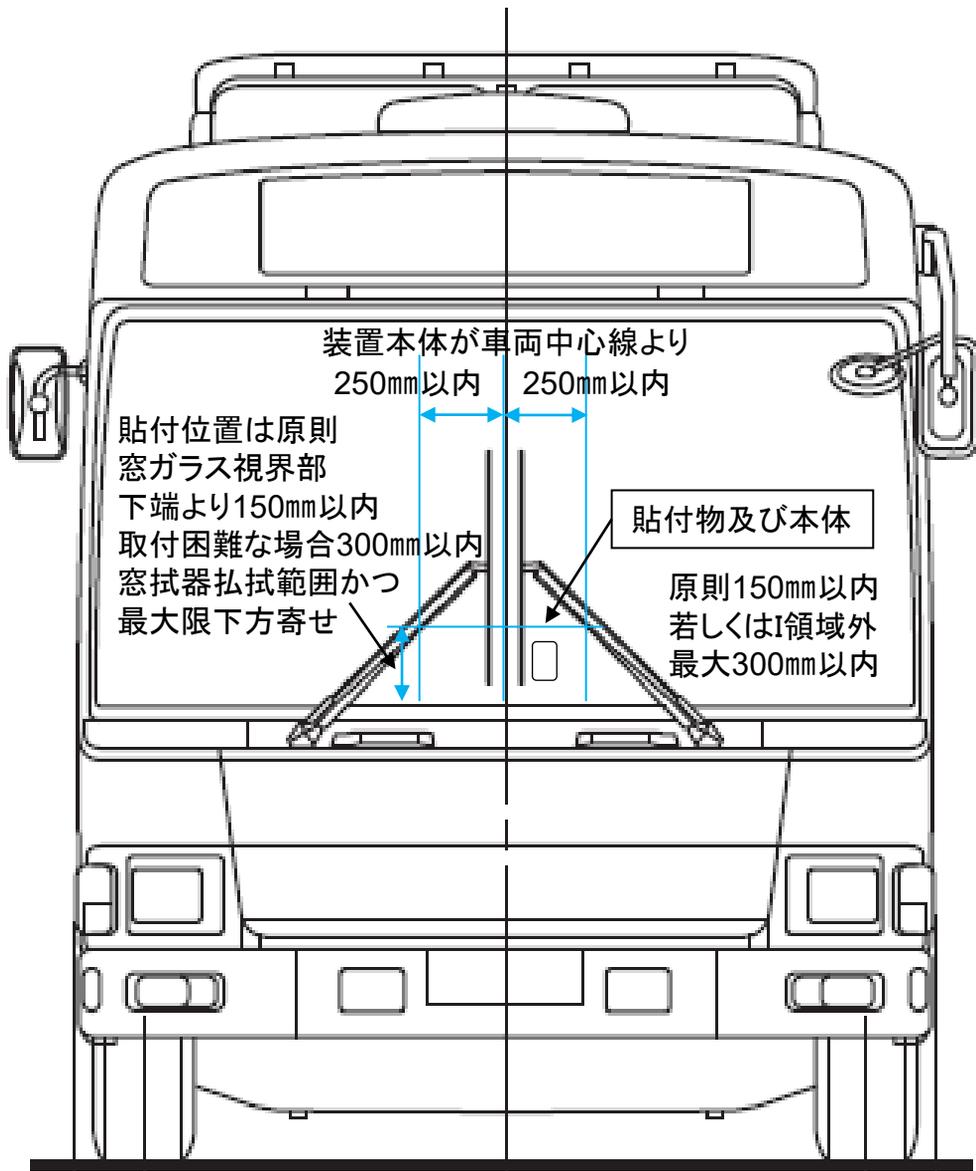
SCALE
15:1

3

SHEET
OF

2

REVISION
1. 03



UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

i21Corporation

FILE:

TITLE

前面窓ガラスの下部での貼付位置図
(2枚窓・対向式窓拭器の車両)

MATERIAL:
SEE NOTE 3

FINISH:
SEE NOTE 3

TOLERANCES:

LINEAR: -
BETWEEN HOLES: -
ANGLES: -

	NAME	DATE
DRAWN		
DESIGNED		
CHECKED		
APPROVED		

COMPUTER GENERATED DRAWING
DO NOT REVISE MANUALLY
DO NOT SCALE DRAWING

DWG NO.

2022. 6. 1

SCALE
152 1 -

SHEET

3 OF 3

REVISION

1. 03

貼付物管理ステッカーの様式及び仕様

このステッカーは、装置が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けていることを表示・管理するステッカーで重要なものです。（国自技169号で規定される装置とは別仕様です。）

- （1）装置を自動車の窓ガラスに貼付し、モバイルアイ装置を取り付けた場合は必要事項を記入し、以下のステッカーを装置本体側面に貼り付けて表示する
- （2）ME×8×シリーズ＝ME580系の仕様とする。（ME530/560/570/C2-270とは異なります）
- （3）偽造の困難な様式とする。
- （4）管理用に一連番号を入れる。又、取付基準や指定文書を案内するQRコードを入れる。
- （5）剥離・再利用が不可能な特殊様式で、剥離した場合シール側に「VOID」の表示がされる。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。

1. ステッカーの様式



2. ステッカーの仕様及び寸法

※偽造防止のための措置

1. 多色印刷
2. ホログラム加工
3. 剥離再使用不可能特殊用紙



ジャパン・トゥエンティワン株式会社
モビリティ事業部 サポートチーム



⇒取付や規定の詳細情報はQRコードからアクセス

モバイルアイ衝突防止補助装置 完成検査証

No. _____

本装置の取付部（両面テープ）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。 **本書類は車検証と共に保管ください。**

取り付けた車両の情報			
車名/型式			
登録番号（ナンバープレート）			
車台番号（フレームナンバー）			
事業用/自家用の区別 [該当するものに○印]	事業用 / 自家用	登録初年度	
所有者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を下記に記載で可）	氏名/名称	住所/所有者コード	
使用者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を右欄に記載で可）	氏名/名称	車両識別符号	

貼付けする装置の情報	
製造者	モバイルアイ株式会社（イスラエル）
輸入者	ジャパン・トゥエンティワン 株式会社
型式 [該当するものに○印]	ME580 / ME570 / ME530 / ME560 / C2-270
製造番号（製品シリアルナンバー）	
連携する装置 [該当するものに○印]	側方監視装置(SH+) / 運行記録計接続（認定型式： ） / その他

製品の動作状態 及び 貼付物管理ステッカーの貼付け状況	
装置の動作状態 [該当するものに○印]	正常動作 / 不備あり
当該装置に貼り付けた管理ステッカー番号	
製品の貼付位置 [該当するものに○印]	前面窓 上部中央付近 / 前面窓 下部中央付近
対象貼付物	モバイルアイ純正両面テープ<装置本体を含む>
施工、検査実施日	年 月 日

当該製品の 販売会社 / 施工者			
販売会社の名称 及び 記号	名称	記号	
販売会社の所在地 及び 連絡先	所在地	連絡先	
施工業者名称 及び 記号	名称	記号	
施工者氏名 及び 連絡先	氏名	連絡先	
施行責任者氏名 [楷書体で識別可能なもの]	署名		

※注意：本書類は複写式で販売者及び施工者が記入し、使用者に交付すること。販売会社控は回収管理を行って下さい。

二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後続車に衝突の危険を知らせる機能として、これまで四輪自動車に導入されている「後面衝突警告表示灯」について、我が国も参加する国連WP29での議論を経て、新たに二輪自動車等においても備付けを可能とする国連基準の改正が成立したところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車等の灯火器の取り付けに関する国連協定規則（第53号）」の補足改訂等が採択され、新たに二輪自動車等においても後面衝突警告表示灯の備付けが可能となったことから、我が国においても、改正された国連協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の改正等を行います。

1. 主な改正の概要

- (1) 後面衝突警告表示灯（衝突するおそれがあることを、後続車両に知らせるために使用される灯火）について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】

V_r (km/h)	作動条件
$V_r > 30$ km/h	$TTC \leq 1.4$
$V_r \leq 30$ km/h	$TTC \leq 1.4 \times V_r / 30$

V_r (相対速度)：後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

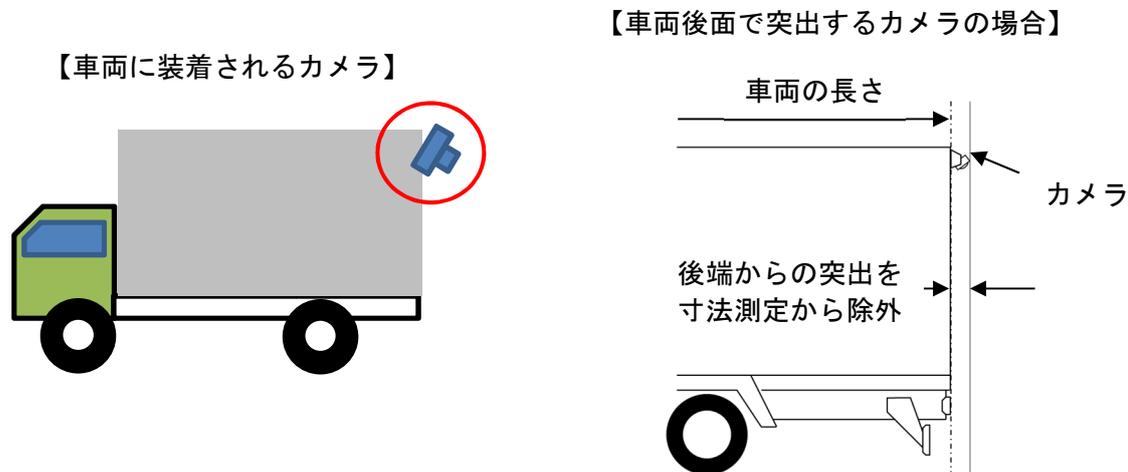
TTC (衝突までの時間 (s))：相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告表示灯を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

【作動のイメージ図】



- (2) バックカメラシステムについて、認証の選択肢を拡げ、検査における手続きを簡素化し、安全なバックカメラシステムの普及をより一層図るため、国連協定規則（第158号）と調和さ

せつつカメラ及びモニターの取付範囲の指定等を規定し、装置単位での認証を可能とする。併せて、車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。(別紙参照)



2. 公布・施行

公布 : 令和5年(2023年)9月22日

施行 : 令和5年(2023年)9月24日(1.(2)の装置認証については公布の日)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課 : 山村、佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)

審査・リコール課 : 福藺、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第189回会合において、「二輪自動車等の灯火器の取付けに関する協定規則（第53号）」等の補足改訂等が採択された。

また、後退時車両直後確認装置について、当該装置の一つの後方視界看視装置（車両後方を撮影するカメラ及び当該カメラが撮影した映像を映すモニターからなる装置。いわゆるバックカメラシステム。以下同じ。）の選択肢を拡げるため、これまでの車両単位での認証から装置単位での認証（装置型式指定）を可能とする措置等の必要が生じている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突警告表示灯について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】（本紙参照）、【適用日】令和5年9月24日

- ② タイヤについて、新たに導入された摩耗状態のウェットグリップの規制値並びに強化された転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値に適合しなければならないこととする。

【要件概要】

小型商用車用ノーマルタイヤ(主に非駆動軸へ装着するために設計されたタイヤ)の場合

	現行規制値	新規規制値
摩耗状態のウェットグリップ指数*	規制なし	≥0.82
ウェットグリップ指数*	≥0.95	≥1.1
転がり抵抗係数**	≤9.0	≤8.5

* ウェットグリップ指数: 試験用規格タイヤ比のウェットグリップ性能

** 転がり抵抗係数: 転がり抵抗値(N) / 試験荷重(kN)

試験法例： ウェットグリップのトレーラー法



専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数 μ (=摩擦特性) を測定。

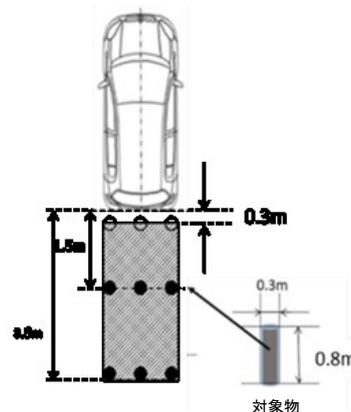
【適用日】

- ・ 乗用車用等のタイヤ
新 型 車：令和 8 年 7 月 7 日
継続生産車：令和 9 年 7 月 7 日
- ・ 商用車用等のタイヤ
新 型 車：令和 10 年 9 月 1 日
継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

- ③ 後方視界看視装置（バックカメラシステム）について、装置単位での認証を可能とする技術基準を設ける。

【要件概要】

- ・ 右図（協定規則第 158 号と調和）の車両直後の範囲が確認可能であること
- ・ 当該要件等を満たすカメラ及び一定の視界要件を満たすモニターの車両への設置範囲を指定すること
- ・ 当該設置範囲内で車両に取り付けられていること



【適用日】

令和 5 年 9 月 22 日

- ④ 車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。

【要件概要】

- ・ 取り外した状態で寸法を計測する装置の対象について、車両後面に設置するカメラ等を含め「周辺監視装置」として追加
- ・ 安全上支障が無いよう、高さ 2m 以下に取り付けた場合には装置外部表面に曲率半径 2.5mm 未満の突起を有さないこと

【適用日】

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を改める。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値が強化された改正に伴う、商用車用タイヤの過渡規定を設けるほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年9月22日

施 行：令和5年9月24日（2. (1)③及び(2)①は公布の日）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について

令和 5 年 11 月
国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課

1. 背景

使用過程において原動機等の変更を行った自動車の排出ガス性能に係る保安基準適合性の取扱いについては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日自環第 94 号）（以下「本通達」という。）に定められているところであるが、同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車において、構造・装置等（車名・型式を除く。）が同一であっても、車名・型式を異にするもの（以下「OEM 車」という。）があることから、今般、OEM 車において試験自動車と検査申請車両の構造・装置等（車名・型式を除く。）が同一の場合における試験結果証明書の取扱いについて定めるため、本通達を改正する。

2. 改正の概要

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する検査申請車両については、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものとみなすことができるものとする。

- ① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの
- ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの
- ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの
- ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの

国自基第 128 号の 3
令和 5 年 11 月 7 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課長
(公印省略)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び
「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについ
ての一部改正について

標記について、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日付、自環第 94 号）の一部を別添新旧対照表の通り改正し、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知願います。

国自基第 128 号
令和 5 年 11 月 7 日

四国運輸局 自動車技術安全部長 殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課長
(公印省略)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び
「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについ
ての一部改正について

標記について、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日付、自環第 94 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて（依命通達）」の一部改正について
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）
 制 定：平成8年4月15日自環第94号
 最終改正：令和5年11月7日国自基第128号

新	旧
<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領」に係る細部取扱いについて（依命通達）」の一部改正について</p> <p>近年におけるユーザーニーズの一層の多様化に伴い、使用過程車において、排出ガス対策又は熟害対策に影響を及ぼす原動機、消音器等の改造が増加しているところである。これらの状況を踏まえ、自動車検査業務等の適正、かつ、効率的な実施を図るため、平成8年4月15日付け自技第58号・自環第87号「自動車検査業務等実施要領の一部改正について（依命通達）」が通達されたところであるが、本通達別紙2に係る細部取扱いについては、下記により実施することとしたので了知されたい。</p> <p>なお、別紙の通り関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) (略) (2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面（当該自動車原動機等の変更部位の写真等が添付されていること。以下「試験結果証明書」という。）又はその写しにより判定する場合には、当該試験結果証明書に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であること。</p> <p>また、構造・装置等が同一である場合においては、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものと見なすことができるものとする。</p> <p>なお、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付したものを除く。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車（以下「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び</p>	<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領」に係る細部取扱いについて（依命通達）」の一部改正について</p> <p>近年におけるユーザーニーズの一層の多様化に伴い、使用過程車において、排出ガス対策又は熟害対策に影響を及ぼす原動機、消音器等の改造が増加しているところである。これらの状況を踏まえ、自動車検査業務等の適正、かつ、効率的な実施を図るため、平成8年4月15日付け自技第58号・自環第87号「自動車検査業務等実施要領の一部改正について（依命通達）」が通達されたところであるが、本通達別紙2に係る細部取扱いについては、下記により実施することとしたので了知されたい。</p> <p>なお、別紙の通り関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) (略) (2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面（当該自動車原動機等の変更部位の写真等が添付されていること。以下「試験結果証明書」という。）又はその写しにより判定する場合には、当該試験結果証明書に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であること。</p> <p>また、構造・装置等が同一である場合においては、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものと見なすことができるものとする。</p> <p>なお、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付したものを除く。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車（以下「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び</p>

<p>原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一である」とは、当該試験結果証明書^①の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目における「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(重量車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」を除いた構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの ② 構造・装置等(車名及び型式を除く。)が試験自動車と同一であるもの ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式(以下「同一と認められる型式」という。)として指定を受けたもの</p> <p>この場合において、「同一と認められる型式」とは、「自動車型式認証実施要領」について(依命通達)「(平成10年11月12日自審第1252号)別添自動車型式認証実施要領附則1の別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一である」とは、当該試験結果証明書^①の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目における「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(重量車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」を除いた構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>2. (略)</p>
--	---

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、安全な特定小型原動機付自転車（電動キックボード※¹等）の普及を図るため、保安基準適合性を確認する制度を令和4年12月に創設し、加えて、今般、インターネットにおいて販売されている車両を中心に保安基準適合性の調査を実施したところ、保安基準に適合しない車両が複数確認されました。

インターネットで購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

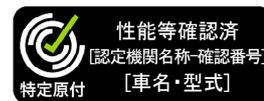
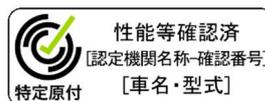
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

1. 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設しました。保安基準への適合が確認された特定原付の型式は国土交通省ホームページにおいて公表するとともに、車体に「性能等確認済」を示すシール※²が貼付されています。

なお、10月末現在、22車種の性能等確認がなされております。

※2 シールの様式



2. 市場調査（サーベイランス）について

インターネットを中心に流通する特定原付の保安基準適合性の市場調査において、流通している81車種のうち、特に保安基準に適合しないおそれがある10車種（10台）に対し調査を実施した結果、6台の不適合が確認されました。

これら6車種のうち、3車種は既に保安基準適合に向けて自主的に対応しており、残りの3車種については、当該車両の製造・販売事業者に対して以下の指導をしております。

- 車両を改良し、性能等確認を受けること
- 既に販売した車両について、不適合箇所を改修する措置を講じること
- 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を遵守すること

さらにオンラインマーケットプレイスでは保安基準不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き、調査未実施となっている49車種についても性能等確認や市場調査を行ってまいります。

3. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネットで特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。不適合品の販売情報については、情報提供窓口に通報ください。

保安基準適合性が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■特定小型原動機付自転車について：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 久手、島

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8590（直通）

注)不適合が確認された6車種については、試験車両における主な不適合箇所を記載。

オールジャパン企画 (Yoi-S1)



・前方の左右方向指示器の最内縁の間隔が基準値（24cm以上）を下回る。

・後輪ブレーキの制動距離が基準値（11.5m）を超過している。

Smacircle (S1M)



・前方の方向指示器が前方30mから視認できない。

・前方の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先から点灯を確認できない。

・駐車制動装置が装備されていない。

・車体の安定性不良。

MOBI-BIKE (EXCEED TKG Ver)



・ミラーを含めると幅が60cmを超え、特定小型原付に該当せず、一般原付となる。

・方向指示器の左右の間隔が基準値（前方は最内縁が24cm以上、後方は照明部の中心間隔が15cm以上）を下回る。

・前照灯の取付け位置が基準値（照明部の下縁が地上50cm以上、上縁の高さが地上130cm以下）を下回る。

FUGU(MF-EKRA01S-BK)※1



- ・灯火器類(最高速度表示灯、方向指示器、制動灯)が装備されていない。

※1 一般原動機付自転車として販売していたが、改正道路交通法施行後(令和5年7月以降)、特定小型原動機付自転車に該当

RICH BIT(ES1-Pro)



- ・方向指示器の点滅回数が基準値(60~120回/分)以内でない。

- ・制動灯(尾灯兼用)の明るさが基準値(尾灯の5倍)を下回る。

COSWHEEL(MIRAI T-Lite)



○以下は調査の結果、保安基準に適合していたもの

BIRD(BirdTwo)①※2



BIRD(BirdTwo)②※2



LUUP
(KK-254BJ-WT-4)※3



LUUP
(KK-254BJ-WT)※3



※2 灯火器(方向指示器)が異なる別車種。

※3 スタンド等が異なる別車種。

国土交通省で確認できた
電動キックボード等
81車種

性能等確認済
22車種
※令和5年10月末現在

市場調査（サーベイランス）対象
59車種

不具合情報ホットラインなどの情報提供
をもとに、特に保安基準不適合のおそれ
がある10車種を選定。（残り49車種につ
いても年度内に確認予定）

現車確認試験を実施したもの
10車種（10台）

保安基準不適合が確認されたもの
6車種（6台）

【基準不適合の内容】
①灯火器類の光量不足等：4台
②走行安定性不良：1台
③制動力不足：1台
※赤字は重大と考えられる不適合

◆国土交通省の取組に関するプレス発表
◆基準不適合6車種について
・基準不適合情報をホームページへ掲載

【基準不適合となった6車種について】
◆3車種は既に自主的に対応 ※全て不適合内容①
1車種：車両を改良し、市場措置実施済。
2車種：車両を改良し、性能等確認申請済。
市場措置検討中。
◆残りの3車種への対応 ※不適合内容①②③各1車種
・車両の改良等を指導。
・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼し、
削除済み。
・さらに関係省庁に情報共有し、取締り、
措置命令等に活用。



令和 6 年 1 月 5 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

自動車からの排出ガスをさらにクリーンにします！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

ディーゼル乗用車等の排出ガスは、実際に道路を走行する際の排出量を計測して規制（以下「路上排出ガス試験」という。）していますが、今般、国土交通省では、この規制値を大幅に強化するなど、自動車からの排出ガスをさらにクリーン化することに取り組みます。

併せて、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化等をさらに進めるため、運行記録計の技術基準を見直します。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

- (1) ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス試験法として、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）で成立した「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（規則第 168 号）」を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験における窒素酸化物（NOx）の規制値を、試験室内での台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍以内とする強化（従前は 2.0 倍以内）を行います。
- (2) ガソリン・LPG 特殊自動車（ガソリン又は液化石油ガス（LPG）を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの）の排出ガス規制値を強化するとともに、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。
- (3) 運行記録計について、装置のデジタル化等を踏まえ、多様な運行記録の方法を認めるため、速度の情報の取得方法や記録方法などの技術基準を見直します。
- (4) チャイルドシートについて、難燃性要件や幼児の接触できる箇所の材料の安全性要件等を改正します。

2. 公布・施行

公布：令和 6 年（2024 年）1 月 5 日

施行：公布の日（1. (1)については 3 月 26 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山田、志村（1.(1)(2)関係）

山村、藤澤（1.(3)(4)関係）

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

物流・自動車局 審査・リコール課：福園、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

装置型式指定規則等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 190 回会合において、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」が新たに採択されたほか、「大型車の制動装置に係る協定規則（第 13 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択されました。併せて、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」については、電気自動車等の普及に伴い、同規則に基づく自動車の電費性能等に関する認定の活用機会が増えてきたことから、相互承認の対象となる装置を整理することが必要となりました。

また、令和 2 年 8 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申）において、ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの（以下「ガソリン・LPG 特殊自動車」という。）について、排出ガス規制値を強化するとともに、排出ガス試験サイクルに過渡サイクル等を導入すること及びブローバイ・ガスの大気開放を禁止することが適当であるとされ、令和 6 年末までに措置することとされています。

さらに、車載装置等のデジタル化の状況を踏まえ、運行記録計について、走行速度や走行距離といった情報の取得に用いることができる信号の種類を拡大とともに、車載装置にシステムとして取り込まれており独立した筐体を持たないものを想定した技術基準とすることを検討してきました。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動車の電費性能等に関するもの（「自動車駆動用電力消費装置」等）を追加します。
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 168 号に基づく認定に対応するものとして「ディフューズストラテジー防止装置（路上走行時に排出ガス等の発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。以下同じ。）」を追加します。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 154 号に基づき認定された「自動車駆動用電力消費装置」等を追加します。
- ④ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 168 号に基づき認定された「ディフイートストラテジー防止装置」を追加します。
- ⑤ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第 13 号第 12 改訂版	⇒	第 13 号第 13 改訂版
第 78 号第 5 改訂版	⇒	第 78 号第 6 改訂版

- ⑥ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を定める様式に、型式指定を受けた「ディフイートストラテジー防止装置」に付すことができる特別な表示を追加します。

(2) 共通構造部型式指定規則の一部改正

法第 75 条の 2 第 7 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定共通構造部を構成する特定装置に、2. (1)①の改正内容を追加するほか、所要の改正を行います。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、二輪自動車等の制動装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改めるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス（RDE^{*1}）試験法として、協定規則第 168 号を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験により排出される窒素酸化物（NO_x）の規制値を、台上排出ガス試験の規制値とほぼ同等（台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍^{*1}）まで大幅に強化します。

^{*1} 車載型排出ガス測定装置（PEMS）の計測誤差分（10%）を考慮した値。
従前は台上排出ガス試験の規制値の 2 倍まで許容。

【適用日】

新 型 車：令和 10 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 10 月 1 日

- ② ガソリン・LPG 特殊自動車の排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC：Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle）及び定常試験サイクル（7M-RMC：7 Mode Ramped Modal Cycle）を追加するとともに、排出ガス規制値を下表のとおり強化します。

自動車の種別	試験サイクル	排出ガス規制値（平均値（上限値））[g/kWh]		
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NO _x)
ガソリン・LPG 特殊自動車	LSI-NRTC	15.0	0.60	0.30
	7M-RMC ^{*2}	(20.0)	(0.80)	(0.40)

^{*2} 従前の 7 モード法も選択可能

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 9 年 10 月 1 日

- ③ ガソリン・LPG 特殊自動車について、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。

【適用日】

新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和9年10月1日

- ④ 運行記録計について、デジタル式運行記録計が走行速度や走行距離といった情報を取得する際に、車速パルス以外の信号を用いる場合の要件を規定するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれている運行記録計も想定した新たな技術基準を設けます。

	従前	改正後	備考
速度データの取得方法	車速パルス	FMS コネクタ*3 等も可	車両側が持つデジタルデータを活用し記録
機器の筐体	筐体を前提	ECU*4 等に組み込まれたものも想定	
車内記録（1年分）	必須	クラウドがあれば不要	通信不成立に備え24時間分の車内記録は必要
データ出力端子	必須	Wi-Fi 等があれば不要	

*3 車両運行管理に用いるデータの標準仕様に基づく出力端子（FMS: Fleet Management System）

*4 Electronic Control Unit 電子回路を用いて制御する装置

【適用日】

令和6年1月5日

- ⑤ 年少者用補助乗車装置（いわゆるチャイルドシート）について、引火性（火炎伝播速度）を一定値以下とする難燃性要件を更新及び幼児の接触できる箇所に使用する材料の毒性要件を更新するとともに、衝突時の評価に使用するダミーに適した評価値へ変更します。

【適用日】

令和6年1月5日

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和6年1月5日

施 行：公布の日

ただし、ディフューズストラテジー防止装置に係る部分【2. (1)②、④及び⑥、(4)①並びに(5)の一部】は令和6年3月26日施行とします。

幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！

～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～

幼児用バスのシートベルトについては、交通事故件数が比較的少ないことや、幼児のシートベルトの脱着に時間がかかることなどから、その開発・実用化が進んでいない状況です。このため、国土交通省では有識者会議の議論を踏まえ、幼児用座席に適したシートベルトの要件をまとめたガイドラインを策定しました。これにより各自動車メーカー等による幼児用のシートベルトの開発・実用化が進められ、安全性がさらに向上することが期待されます。

1. 概要

- (1) 幼児用バスについては、2013年（平成25年）3月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ、座席後面への緩衝材の追加及び座席高さの変更が促進されてきました。この2013年のガイドラインにおいて、シートベルトについては、「幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指す」とこととされていました。
- (2) 昨日開催されました車両安全対策検討会（座長：稲垣敏之 筑波大学学長特別補佐・特命教授）において、これまで議論されてきた「幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン」がまとめられました。
- (3) 今後、国土交通省では同ガイドラインに基づき、自動車メーカー及び自動車部品メーカーに、幼児専用車の幼児用座席に適したシートベルトをできるだけ速やかに（2026年度（令和8年度）中を目途に）市場投入するよう要請することとしています。
- (4) これらを通じて、今後、幼児用バスにもシートベルトの装備が進み、更なる安全性向上が期待されます。

2. ガイドライン

（主な要件）※別紙1参照

- ・扱いやすい2点式の巻取り装置付
- ・一般的なシートベルトより小さいサイズと操作力
- ・取付部の強度は一般的なシートベルトと同様
- ・シートバックの対策も合わせて運用

（詳細）

別紙2：幼児用専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン（本文）



<幼児専用車>



<幼児用シートベルトを装着する効果>

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持） 右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、森

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

経緯

これまでの取組：シートバック（座席背もたれ部）後面への緩衝材の追加、
シートバックの高さ変更

残された課題：幼児に適したシートベルトの開発・実用化



＜幼児専用車＞

＜幼児に適したシートベルトの課題＞

□ 不適切使用防止（肩ベルト・長さ調整）



＜不適切使用例＞

□ 幼児による操作性（自身での脱着）

□ 衝突時/横転時の安全性確保



＜幼児用シートベルトを装着する効果＞

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持）
右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

＜対応（ガイドラインが示す主な要件）＞

✓ 扱いやすい**2点式**の巻取り装置付

巻取り装置
(リトラクタ)

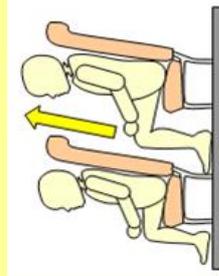
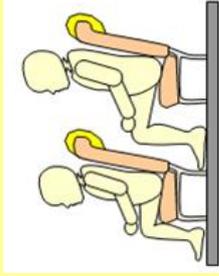


＜ガイドラインで示す幼児用シートベルトの例＞

✓ 一般的なシートベルトより**小さいサイズと操作力**

✓ 取付部の**強度は一般的なシートベルトと同様**

✓ **シートバックの対策**も合わせて運用



＜シートバックの対策＞



令和6年3月29日
物流・自動車局
車両基準・国際課

能登半島地震等を踏まえた自動車の安全・環境基準の適用延期

能登半島地震により車両生産に関連する企業が被災したことなどから、車両生産の遅れが生じており、4月以降順次適用される新基準に適合させることが困難な状況となっているため、特例措置として新基準の適用を延期します。

1. 背景

自動車は、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間を考慮しながら、自動車を受注しています。今般、能登半島地震により自動車の生産に関連する企業が被災したことなどから生産の遅れが生じており、4月以降順次適用されることとなっていた新基準の適用日までに、受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じていることから、特例措置として本年4月から順次適用される基準の適用日を延期することとします。

2. 改正概要

本年4月1日以降順次継続生産車に適用される以下等の基準について、適用日を本年11月1日に延期するよう「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示」の一部を改正します。

延期基準及び当初の適用日（主なもの）

延期基準（新基準の内容）	当初の適用日
空気入りゴムタイヤ（表示義務等）	令和6年4月1日
空気入りゴムタイヤの取付（規制対象拡大）	〃 4月1日
側方衝突警報装置（大型車等への装着義務化）	〃 5月1日
後退時車両直後確認装置（装着義務化）	〃 5月1日
側面衝突時の乗員保護（規制対象拡大）	〃 7月5日
後面衝突時の乗員保護（新規要件適用）	〃 9月1日
水素燃料電池自動車（識別表示義務化等）	〃 9月1日
実走行時での排ガス測定（排出量規制強化）	〃 10月1日

3. スケジュール

公布日 令和6年3月29日
施行日 公布の日

（お問い合わせ先）

物流・自動車局 車両基準・国際課 山村 藤澤

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 背景

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、被災した自動車部品メーカーからの部品供給難が発生し、国内メーカーにおける自動車の製作に遅れが生じている。また、海外で主要部分を生産し本邦に輸入後、本邦で製作を完了させる自動車についても、紅海付近の政情不安により昨年末から輸送に遅れが生じている。

これらにより、当初の製作スケジュールが後ろ倒しとなり、4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に順次適用される保安基準（以下「改正保安基準」という。）に適合していない自動車が製作され得る状況となっている。この状況に対処するため、特例措置として所定の自動車への改正保安基準の適用を免除するため、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下「適用整理告示」という。）を改正する必要がある。

2. 概要

本年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に製作される自動車及び同期間に発行された出荷検査証に係る自動車について、改正保安基準（※）の適用を免除するよう適用整理告示の一部を改正する。

（※）改正保安基準（主なもの）

空気入りゴムタイヤ（保安基準第 9 条）
空気入りゴムタイヤの取付（保安基準第 9 条）
側方衝突警報装置（保安基準第 43 条の 9）
後退時車両直後確認装置（保安基準第 44 条の 2）
側面衝突時の乗員保護（保安基準第 15 条等）
後面衝突時の乗員保護（保安基準第 15 条等）
水素燃料電池自動車（保安基準第 15 条等）
実走行時排ガス測定（保安基準第 31 条等）

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 3 月 2 9 日

施 行：公布の日

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

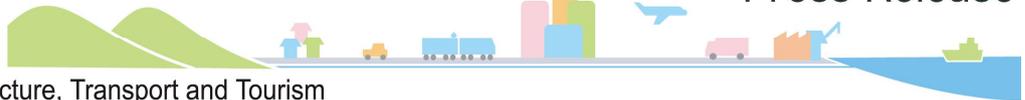
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>記</p> <p>1. ～249. (略)</p> <p><u>250.</u> 適用関係告示第1条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和6年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 令和6年3月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車</p> <p>(3) 令和6年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(4) 令和6年3月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(5) 令和6年3月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）に基づき交付を受けた試作車・組立車審査結果通知書に係る自動車</p>	<p>記</p> <p>1. ～249. (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

本改正規定は、公布の日から施行する。

延期となる 適用整理告示の条項	条の見出し	新たな基準の概要	当初の 継続生産車適用日
第5条第5項	走行装置等	空気入ゴムタイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に関し、細目告示第一節※1において、協定規則第117号の技術的要件を課す	令和6年4月1日
第5条第11項	走行装置等	空気入ゴムタイヤの装着に関し、細目告示第一節※1において、協定規則第142号の技術的要件を課すとともに、装着されるタイヤについて協定規則第30号、協定規則第54号の技術的要件を課す(適用範囲の拡大)	令和6年4月1日
第51条の5	側方衝突警報装置	車両総重量 8トン超の貨物自動車(被牽引自動車を除く。)に側方衝突警報装置の装着を義務づける。	令和6年5月1日
第52条の2	後退時車両直後確認装置	自動車(二輪自動車等を除く。)に後退時車両直後確認装置(バックカメラ、バックソナー等)の装着を義務づける	令和6年5月1日
第14条第24項	電気装置	サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートについて協定規則の技術的要件を課す(自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって「一号特定改造非対応自動車」以外の自動	令和6年7月1日
第14条第25項	電気装置	サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートについて協定規則の技術的要件を課す(自動運行装置を備える自動車)	令和6年7月1日
第12条第18項	燃料装置	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第14条第30項	電気装置	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第15条第39項	車枠及び車体	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第8条第7項	施錠装置等	二輪自動車等の電子的な施錠装置の電磁両立性について協定規則第10号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第12条第16項	燃料装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第13条第21項	高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第14条第31項	電気装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第13条第23項	高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	圧縮水素ガスを燃料とする重量車の車体に識別表示を義務づける	令和6年9月1日
第18条の2第2項	運転者席	乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者による認知を支援するための視界アシスタント(FVA: Field of Vision Assistant)情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の要件を課す	令和6年9月1日
第27条第34項	騒音防止装置	二輪車の騒音規制強化(型式認可時の騒音測定法変更/UNR41の05シリーズ適用)	令和6年9月1日
第28条第178項	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	型式指定時における路上走行時の排出ガス試験を導入し、当該試験により排出される窒素酸化物(NOx)の規制値を台上排出ガス試験による規制値の2倍とする。	令和6年10月1日
第28条第180項	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	3.5トン超の重量車に課しているサイクル試験について電気式ハイブリッド自動車に対応したものに變更	令和6年10月1日



令和 6 年 6 月 7 日

物流・自動車局技術・環境政策課

自動運転の社会実装に係る取組を推進します

特定条件下における完全自動運転である自動運転レベル4の社会実装は、地域の移動の足の不足や担い手の不足の課題への重要な対応策です。そのため、自動運転の新規参入拡大を促し、関係者の裾野を広げるため、初期投資の支援と審査手続の迅速化を進めます。

1. 初期投資支援の実施

令和6年4月5日から5月7日まで公募をしていました、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）において、全国を網羅する形で約100事業を採択することとしました。（別紙1参照。個別の地方公共団体名は、関連する手続きが完了後、速やかに公表いたします。）

2. 自動運転の審査手続の迅速化

国土交通省は、警察庁・経済産業省と連携して、審査手続の迅速化のため、「自動運転の審査手続に必要な透明性・公平性を確保するための取組」として

- ① 国によるサポート体制の構築
 - ② 審査内容、手続及び様式等の明確化
 - ③ 過去の審査事例の公表・共有等による審査の円滑化
- に係る取組をとりまとめました。

これらの取組とデジタル化の徹底により、自動運転に係る審査・行政手続について、2ヶ月の完了を目指します。（別紙2参照）

本取組の本文については、以下の国土交通省ウェブサイトからご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000045.html

（問い合わせ先）

物流・自動車局技術・環境政策課 林・磯・浅沼

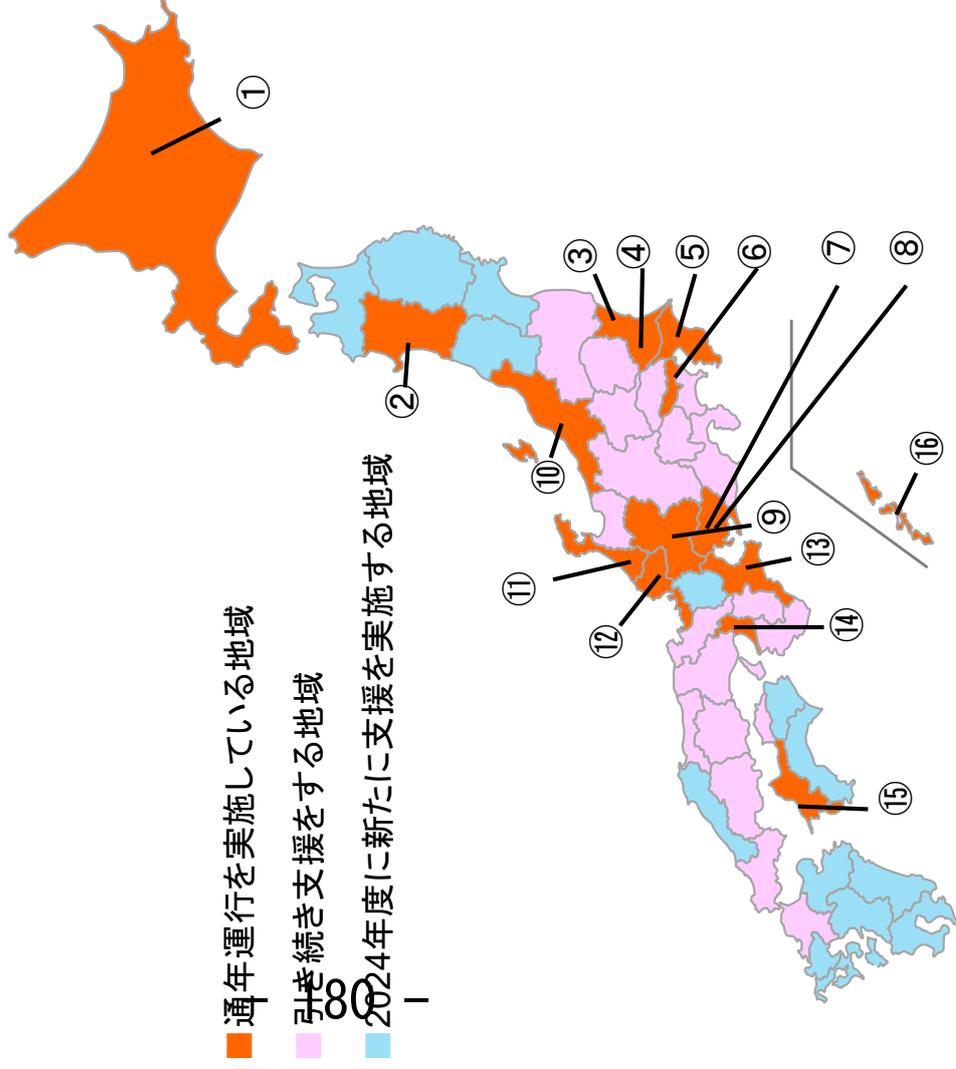
代表：03-5253-8111（内線 42255）

直通：03-5253-8592

自動運転に係る全都道府県での初期投資支援に係る取組

別紙1

- 補助事業等を通じて、5月1日時点で、16カ所で一般道での通年運行事業を実施。
- 今年度においては、これまでの継続事業を含め、全都道府県で計99件を採択。 (内26件は通年運行を予定。)
- 一般道の自動運転について、2024年度に約100カ所で計画・運行を行い、2025年度に全都道府県での通年運行の計画策定又は実施を目指す。
- この事業を通じて、全国での自動運転の社会実装・事業化を推進する。



小型EVバスを用いた自動運転

- 特徴・・・混在空間、40km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ⑤千葉県横芝光町
 - ⑪石川県小松市
- 2024年度採択件数 33件



小型カートを用いた自動運転

- 特徴・・・交通量の少ない又限定空間を走行、12km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ②秋田県上小阿仁村
 - ⑦愛知県春日井市
 - ⑫福井県永平寺町
 - ⑭大阪府河内長野市
 - ⑯沖縄県北谷町
- 2024年度採択件数 7件



ハンドルがない車両を用いた自動運転

- 特徴・・・混在空間、12km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ①北海道士幌町
 - ③茨城県常陸太田市
 - ④茨城県境町
 - ⑥東京都大田区
 - ⑧愛知県日進市
 - ⑨岐阜県岐阜市
 - ⑩新潟県弥彦村
 - ⑬三重県多気町
 - ⑮愛媛県伊予市
- 2024年度採択件数 28件



※⑫はレベル4、それ以外はレベル2からレベル4へ順次移行を予定している案件

自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための取組

別紙2

自動運転に対する期待

➤ 地域公共交通の維持・改善やドライバー不足の解消のためには、自動運転の実現が強く期待。

自動運転の社会実装にむけた課題

- 自動運転の安全性を確保するための審査が専門的であり、行政手続が長期化。
- あらゆる地域での新規参入を促すことにより、関係者の裾野を広げることが必要。
- そのため、体系的で分かりやすく審査手続の内容を説明するなど、取組環境を整える必要

自動運転の審査手続に係る課題

審査手続が
！ 専門的

181

行政手続が
長期化

新規参入が
しにくい

取組

① 国によるサポート体制の構築

- 伴走型できめ細かく支援
- 国土交通本省及び警察庁が主導して、審査手続を迅速に実施。

② 審査内容、手続及び様式等の明確化

- (車両法) 安全確保ガイドラインの策定（車両性能等の説明様式の明確化等）
- (道交法) 特定自動運行に係る申請書類の記載事項、審査の着重点の明確化
- 新規参入者でも申請が容易化

③ 過去の審査事例の公表・共有等による審査の円滑化

- 過去事例の審査結果の活用による手続の短縮や、
現地審査のオンライン化

取組の結果

✓ 事業者の行政手続に係る負担を軽減

✓ 行政側の審査・行政手続を短縮

約11ヶ月かかっていた
審査・行政手続について、
**デジタル化を徹底して、
2ヶ月の完了を目指す**

上記「取組」の実施及び新規参入を促進することにより、自動運転の普及に向けた好循環を確保。

地域限定型の無人自動運転移動サービスの全国展開・実装を促進
(25年度目途)50か所程度 (27年度まで)100か所以上



令和 6 年 7 月 5 日

物流・自動車局

技術・環境政策課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業) の公募結果について

自動運転は、人手不足など地域公共交通が直面する課題に対応する手段の一つとして期待されております。その実現に向けて、国土交通省では、地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転に係る事業に対して補助を行っております。

本年は、令和 6 年 4 月 5 日から令和 6 年 5 月 7 日まで公募を実施し、地方公共団体から申請のあった事業のうち、99 事業について事業対象として交付決定を行いましたのでお知らせいたします。国土交通省としましては、本事業等を通じて、引き続き、自動運転の社会実装に向けて取り組んでまいります。

・ 交付決定を行った地方公共団体

別紙資料に記載のある地方公共団体

(問い合わせ先)

物流・自動車局技術・環境政策課 家邊・磯

代表：03-5253-8111 (内線 42255)

直通：03-5253-8592

- | | | | | | |
|----|----------|----|----------|----|-----------|
| 1 | 北海道帯広市 | 34 | 石川県小松市 | 67 | 大阪府四條畷市 |
| 2 | 北海道上士幌町 | 35 | 福井県永平寺町 | 68 | 兵庫県養父市 |
| 3 | 北海道利尻富士町 | 36 | 福井県越前市 | 69 | 兵庫県三田市 |
| 4 | 北海道苫小牧市 | 37 | 山梨県富士吉田市 | 70 | 奈良県 |
| 5 | 北海道当別町 | 38 | 山梨県甲斐市 | 71 | 奈良県 |
| 6 | 北海道千歳市 | 39 | 長野県塩尻市 | 72 | 奈良県宇陀市 |
| 7 | 北海道網走市 | 40 | 岐阜県 | 73 | 和歌山県和歌山市 |
| 8 | 青森県 | 41 | 岐阜県岐阜市 | 74 | 鳥取県鳥取市 |
| 9 | 岩手県釜石市 | 42 | 岐阜県中津川市 | 75 | 島根県美郷町 |
| 10 | 宮城県仙台市 | 43 | 静岡県浜松市 | 76 | 岡山県備前市 |
| 11 | 秋田県上小阿仁村 | 44 | 静岡県静岡市 | 77 | 広島県東広島市 |
| 12 | 秋田県大館市 | 45 | 静岡県沼津市 | 78 | 広島県福山市 |
| 13 | 山形県長井市 | 46 | 愛知県 | 79 | 山口県 |
| 14 | 福島県田村市 | 47 | 愛知県日進市 | 80 | 徳島県那賀町 |
| 15 | 福島県磐梯町 | 48 | 愛知県安城市 | 81 | 香川県土庄町 |
| 16 | 茨城県日立市 | 49 | 愛知県小牧市 | 82 | 香川県三豊市 |
| 17 | 茨城県常陸太田市 | 50 | 愛知県岡崎市 | 83 | 香川県高松市 |
| 18 | 茨城県境町 | 51 | 愛知県常滑市 | 84 | 愛媛県松山市 |
| 19 | 栃木県 | 52 | 愛知県豊橋市 | 85 | 愛媛県伊予市 |
| 20 | 群馬県前橋市 | 53 | 愛知県春日井市 | 86 | 高知県 |
| 21 | 群馬県渋川市 | 54 | 愛知県名古屋市 | 87 | 福岡県北九州市 |
| 22 | 埼玉県深谷市 | 55 | 三重県多気町 | 88 | 福岡県宗像市 |
| 23 | 埼玉県和光市 | 56 | 三重県桑名市 | 89 | 佐賀県 |
| 24 | 千葉県横芝光町 | 57 | 三重県伊勢市 | 90 | 長崎県 |
| 25 | 千葉県松戸市 | 58 | 三重県明和町 | 91 | 熊本県熊本市 |
| 26 | 東京都 | 59 | 滋賀県 | 92 | 熊本県宇城市 |
| 27 | 東京都 | 60 | 京都府 | 93 | 大分県佐伯市 |
| 28 | 東京都大田区 | 61 | 京都府 | 94 | 宮崎県西都市 |
| 29 | 神奈川県川崎市 | 62 | 京都府宮津市 | 95 | 鹿児島県南さつま市 |
| 30 | 神奈川県平塚市 | 63 | 大阪府大阪市 | 96 | 沖縄県 |
| 31 | 新潟県弥彦村 | 64 | 大阪府大阪市 | 97 | 沖縄県豊見城市 |
| 32 | 新潟県佐渡市 | 65 | 大阪府大阪市 | 98 | 沖縄県石垣市 |
| 33 | 富山県富山市 | 66 | 大阪府河内長野市 | 99 | 沖縄県南城市 |

大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

大型車の事故時の車両情報を分析しより安全な車両の導入や安全装置の開発を促進するため、事故時のデータを記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えることとします。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙1参照）

- (1) 大型車の事故時の車両情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える EDR^{※1} について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、その記録性能等の要件を定めた国連基準が成立しました。これを踏まえ、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）を対象として、令和 8 年 12 月以降の新型車より段階的に、EDR を備えることとします^{※2}。

（EDR の作動イメージ）



※ 1 EDR は事故直前の加速度などの車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なります。

※ 2 乗用車等の小型車は、既に国連基準に適合した EDR を備えることとされています。

- (2) その他 WP.29 における国連基準の成立及び改正を踏まえ、以下の改正を行います。

- ① バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）のチャイルドシートを備える場合には、従来のチャイルドシートと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。
- ② ヘッドレストを備える場合には、その座席位置にかかわらず、運転席に備えるものと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。

2. 公布・施行

公布：令和6年（2024年）6月14日

施行：令和6年（2024年）6月15日（1. (1)及び(2)①については6月20日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、稲吉

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 191 回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 169 号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第 170 号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されました。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 事故時の車両に関する情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）においても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす EDR を備えなければならないこととします。

【主な要件】

（別紙 2 参照）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日　　継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

- ② バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

・ラベル等により使用上の制限を表示すること

- ・バスの座席を前提として協定規則で定められた試験条件において、従来のチャイルドシート（ビルトイン型ではない取り外し可能なもの）と同等の乗員保護性能を確保すること

【適用日】

令和6年6月20日

（バスに備える座席一体型チャイルドシートの例）



※国連の専門家会議における海外メーカー発表資料より
協定規則第170号への適合が確認されたものではない

- ③ 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を備える場合には、その座席位置にかかわらず、協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）に定める運転席等に備える頭部後傾抑止装置と同等の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

（運転席等に備えるヘッドレストに同じ）

【適用日】

令和8年9月1日

- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第16号第8改訂版	⇒	第16号第9改訂版
第17号第10改訂版	⇒	第17号第11改訂版
第53号第3改訂版	⇒	第53号第4改訂版
第94号第4改訂版	⇒	第94号第5改訂版
第95号第5改訂版	⇒	第95号第6改訂版
第129号第3改訂版	⇒	第129号第4改訂版
第134号改訂版	⇒	第134号第2改訂版
第137号第2改訂版	⇒	第137号第3改訂版
第145号	⇒	第145号改訂版
第160号改訂版	⇒	第160号第2改訂版

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改めます。
- ② 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第169号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第170号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加しま

す。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行います。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 14 日

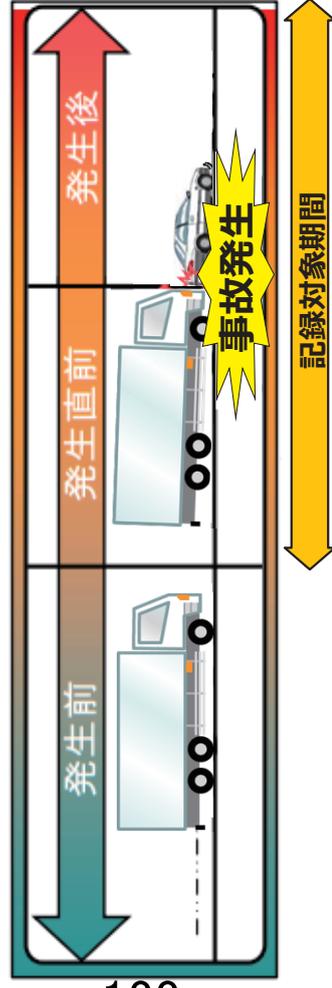
施 行：令和 6 年 6 月 15 日

ただし、2. (1)①及び②、(2)②、③及び④並びに(5)の一部は令和 6 年 6 月 20 日施行とします。

概要・基準改正経緯

- ✓ EDR(イベント・データ・レコーダー)とは、事故時に車両の制御等に関する情報 (加速度、安全装置の作動状態等) を記録する事故情報計測・記録装置。
- ✓ 日本が国連の専門家会議の共同議長を務めながら議論を主導。
- ✓ 令和5年11月に国連協定新規則として合意、令和6年6月に発効。

大型車EDRの作動イメージ



【作動のメカニズム】

- ① 事故発生前より加速度等の情報を記録
- ② 事故発生に伴う急減速や車両停止等を感じ
- ③ 事故発生直前～事故発生後の決められた時間 (上図矢印の期間) の加速度等の情報をEDR内部に記録

【作動トリガー】

以下のいずれかの作動トリガーを感じた場合に事故時の車両の制御等に関する情報を記録

- 急減速：一定レベル以上の急減速を検知
- 車両停止：車両が完全に停止※1
- 安全装置作動：エアバッグ、ABS (アンチロックブレーキシステム)、AEBS (衝突被害軽減ブレーキシステム) 等の作動

※1 一定時間以上停止、エンジン停止等の条件を満たす場合に限る。

大型車EDR記録情報等の特徴

- 事故発生に伴う急減速や車両停止等を作動トリガーとして、以下の内容等を正確に記録※2。

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
① 加速度	-20～10
② 車両速度	-20～10
③ アクセル・ブレーキ・ステアリング操作	-20～10
④ シートベルト着用有無	-1.0
⑤ 衝突被害軽減ブレーキの作動状態	-20～10
⑥ 自動操舵機能の作動状態	-20～10

※2 事故直前の加速度など車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なる。

対象車種

バス、トラック等の大型車

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和6年(2024年)6月現在、61か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン、ウガンダ、フィリピン、アンドラ、ベトナム、キルギス

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和6年(2024年)6月現在、172の国連規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E43:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和6年(2024年)6月現在、乗用車の制動装置、警音器等の105の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和6年6月現在

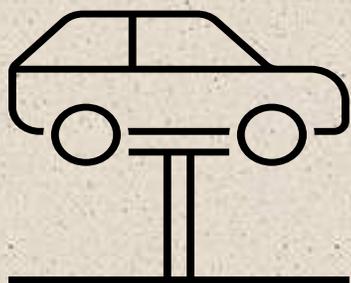
No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	61	外部突起(商用車)	123	配光可変型前照灯
1	前照灯	62	施錠装置(二輪車)	124	乗用車ホイール
2	前照灯白熱球	63	騒音(モペット)	125	直接視界(乗用車)
3	反射器	64	応急用予備走行装置	126	客室と荷室の仕切り
4	後部番号灯	65	特殊警告灯	127	歩行者保護
5	シールドビーム前照灯	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	128	LED光源
6	方向指示器	67	LPG車用装置	129	新幼児拘束装置
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	68	最高速度測定法	130	車線逸脱警報装置
8	ハロゲン前照灯	69	低速車の後部表示板	131	衝突被害軽減制動制御装置
9	騒音(三輪車)	70	大型車後部反射器	132	排ガスレトロフィット
10	電波妨害抑制装置	71	農耕用トラクタの視界	133	リサイクル
11	ドアラッチ及びヒンジ	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	134	水素燃料電池自動車
12	ステアリング機構	73	大型車側面保護	135	ポール側面衝突時の乗員保護
13	制動装置	74	灯火器の取付(モペット)	136	電気自動車(二輪車)
13H	制動装置(乗用車)	75	タイヤ(二輪車、モペット)	137	フルラップ前突時乗員保護
14	シートベルト・アンカレッジ	76	前照灯(モペット)	138	車両接近通報装置
15	排出ガス規制	77	駐車灯	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
16	シートベルト	78	制動装置(二・三輪車、モペット)	140	ESC(横滑り防止装置)
17	シート及びシートアンカー	79	かじ取装置	141	タイヤ空気圧監視装置
18	施錠装置(四輪車)	80	シート(大型車)	142	タイヤ取付
19	前部霧灯	81	後写鏡(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	82	ハロゲン前照灯(モペット)	144	事故自動緊急通報装置
21	内部突起	83	燃料要件別排出ガス規制	145	年少者用補助乗車装置取付具
22	ヘルメット及びバイザー	84	燃費測定法	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
23	後退灯	85	馬力測定法	147	連結装置(農耕用)
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	148	信号灯火に係る規則
25	ヘッドレスト	87	デイトイランニングランプ	149	照射灯火に係る規則
26	外部突起(乗用車)	88	反射タイヤ(モペット、自転車)	150	反射器に係る規則
27	停止表示器材	89	速度制限装置	151	側方衝突警報装置
28	警音器	90	交換用ブレーキライニング	152	衝突被害軽減制動制御装置
29	商用車運転席乗員の保護	91	側方灯	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
30	タイヤ(乗用車)	92	交換用消音器(二輪車)	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	93	フロントアンダーランププロテクタ	155	サイバーセキュリティ
32	後部衝突における車両挙動	94	オフセット前突時乗員保護	156	ソフトウェアアップデート
33	前方衝突における車両挙動	95	側突時乗員保護	157	自動車線維持機能
34	車両火災の防止	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	158	後退時車両直後確認装置
35	フットコントロール類の配列	97	警報装置及びイモビライザ	159	低速走行時前方衝突警報装置
36	バスの構造(1階建て)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	160	事故情報計測・記録装置
37	白熱電球	99	ガスディスチャージ光源	161	施錠装置
38	後部霧灯	100	電気自動車	162	イモビライザ
39	スピードメーター	101	乗用車のCO2排出量と燃費	163	盗難発生警報装置
40	排出ガス規制(二輪車)	102	連結装置	164	スタッドレッドタイヤ
41	騒音(二輪車)	103	交換用触媒	165	車両後退通報装置
42	バンパー	104	大型車用反射材	166	直前直左右確認装置
43	窓ガラス	105	危険物輸送車両構造	167	大型車の直接視界
44	幼児拘束装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	168	路上走行時の軽・中量車排出ガス測定法
45	ヘッドランプ・クリーナー	107	バスの構造(2階建て含む)	169	大型車用事故情報計測・記録装置
46	後写鏡	108	再生タイヤ	170	バスの座席一体型年少者用補助乗車装置
47	排出ガス規制(モペット)	109	再生タイヤ(商用車)		
48	灯火器の取付け	110	CNG・LNG自動車		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	111	タンク自動車のロールオーバー		
50	灯火器(二輪車、モペット)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		
51	騒音	113	対称配光型ヘッドランプの配光		
52	小型バスの構造(1階建て)	114	後付エアバック		
53	灯火器の取付け(二輪車)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム		
54	タイヤ(商用車)	116	盗難防止装置		
55	車両用連結装置	117	タイヤ単体騒音		
56	前照灯(モペット)	118	バス内装難燃化		
57	前照灯(二輪車)	119	コーナリングランプ		
58	突入防止装置	120	ノロード馬力測定法		
59	交換用消音器	121	コントロール・フェルテール		
60	コントロール類の表示(二輪車、モペット)	122	ヒーティングシステム規則		

採用済

指定整備事業者の皆様へ



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



継続 検査



記録事務代行サービスにより OSS申請が便利に

OSSのメリット

✓ 運輸支局に訪れる必要がありません！

※記録事務代行サービスを利用した申請に限ります

✓ 窓口申請よりも手数料(検査)がお得！

窓口申請：1,800円 ⇒ OSS申請：1,600円

OSS申請の流れ

記録等事務代行制度

記録等事務代行者



記録等事務代行アプリ

ICタグ(電子車検証)の記録

検査標章の印刷

①OSS申請
【来訪不要】

運輸支局等



②車検証の更新

③処理可能通知



車検依頼

車検完了

ユーザ



ピッ



国土交通省

191 OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>





自動車保有関係手続の ワンストップサービス



よくあるお問合せ

1 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコン（インターネット環境が必要）とICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

2 OSS申請に際して、手数料・重量税はどのように支払うのですか？

- ▶ 印紙によるお支払いではなく、ATM、インターネットバンキング等によるお支払いとなります。

3 OSS申請をまとめて申請することはできますか？

- ▶ 可能です。一括利用者システム（大量申請者向けの申請補助システム）を活用することで、効率的に申請ができます。

記録等事務代行制度の特定記録等事務代行者とは？

- ▶ 記録等事務代行制度とは、車検証への記録等に関する事務を国土交通大臣が一定の要件を備える者へ委託する制度です。
- ▶ 特定記録等事務代行者とは、継続検査にかかる車検証情報の書き換えを実施できます。
このため、運輸支局等への来訪が不要となります。



記録等事務代行ポータル

【お問合せについて】



詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる





自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

ワンストップサービス (OSS) とは

自動車保有関係の手続きをオンラインで行うことができます

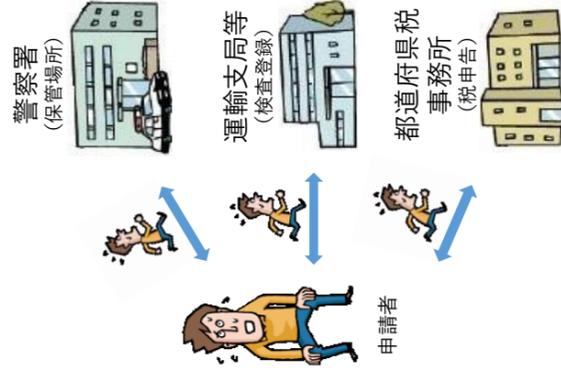
- 自動車を保有するためには複数の行政機関に対して多くの手続きを行う必要があります。 ※1
- これらの手続きをインターネット上で、一括して行うことが可能です。 ※2

OSSのメリット

- ※3 申請・納付手続きのため、各行政機関を訪れる必要がありません。
- いつでも申請が可能です。(24時間365日申請可能)

193

窓口で申請



申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要があります

- ※1:申請 (検査登録、保管場所証明申請等)、納付 (検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)
- ※2:軽自動車 (四輪、三輪) では「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス」が一部手続で利用できます。OSS対象車種は、運輸支局等の取扱業務のうち小型二輪車や軽二輪車を除きます (その他対象外があります。詳細はOSSポータルサイトを確認ください)。
- ※3:手続き完了後、原則、車検証やナンバープレート等の受取りに運輸支局等へ出向く必要があります。また、印鑑証明書及び実印を自視確認する場合等、申請に必要な書類を運輸支局等へ持ち込んで頂く場合があります。



国土交通省



OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

よくあるお問合せ

1 どのような手続きが利用できますか？

- 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 マイナンバーカードを利用してOSS申請は可能ですか？

- 個人の申請の場合は、マイナンバーカードが利用できます。
- 法人の申請の場合は、商業登記認証局より発行された電子証明書などが利用できます。

3 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- パソコン (インターネット環境が必要) とICカードリーダーが必要です。ICカードリーダーの代わりに、マイナンバーカードが読み取り可能なスマートフォンでも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

4 OSS申請を利用する際に、利用料金はかかりますか？

- OSSの利用料は無料ですが、申請時の税金や手数料等の支払いは必要です。支払い方法は、ATM・インターネットバンキング・クレジットカード等による電子納付となります。

【お問合せについて】



詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる



OSSヘルプデスク 050-5540-2000 受付時間 8:30~17:00 (年末年始を除く平日)

2023.8



新車新規登録は、 OSS申請が便利です

OSSメリット

警察署へ出向く必要はありません！

保管場所標章の受取りは郵送も可能

書類管理の手間が削減！

窓口申請よりも手数料(検査登録)がお得！

窓口申請：2,800円 ⇒ OSS申請：2,200円
(新車新規登録の場合)

OSS申請の流れ



よくあるお問合せ

1 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコンとICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

2 どのような手続きが利用できますか？

- ▶ 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

3 OSSの対象車種は？

- ▶ 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます（その他対象外があります。）。
- ▶ なお、軽自動車（四輪、三輪）の新車新規検査、継続検査は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

4 顧客のマイナンバーカードを利用するメリットはありますか？

- ▶ 顧客のマイナンバーカードを利用して申請すれば、印鑑証明書の必要がなく、また、紙の委任状の取り扱いも不要となるため、運輸支局へ書類の持ち込みがなくなります。

【お問合せについて】

詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。

チャットボット
で調べる



行政書士の皆様へ

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



OSS申請が便利です



出頭回数 が削減

- ✓ 資格者代理人申請※を使うと運輸支局等へ出向く回数が一回になります。
- ✓ 保管場所標章の受取りを郵送にすれば、警察署へ出向く必要がなくなります。
- ✓ 記録等事務代行制度により窓口へ出向く必要がなくなります。(電子車検証の券面に変更がない申請に限る)

手数料 がお得

- ✓ 窓口申請よりも手数料(検査登録)が安価！
窓口申請：2,800円
▼
OSS申請：2,200円
(新車新規登録の場合)

事務処理 の軽減

- ✓ 書類管理の手間が削減！
- ✓ 現金払いが不要(印紙等の購入・貼付も不要)

※OSSにおいて行政書士のみ可能な申請方法。ただし新車新規登録に限ります。



国土交通省

OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



1 どのような手続きが利用できますか？

- ▶ 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコン（インターネット環境）とICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

3 OSS申請をまとめて申請することはできますか？

- ▶ 可能です。一括利用者システム（大量申請者向けの申請補助システム）を活用することで、効率的に申請ができます。

4 記録等事務代行者になりたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

- ▶ 記録等事務代行者になるには運輸支局長等の承認を受ける必要があります。詳細は運輸支局等にお問合せください。

記録等事務代行者とは？

- ▶ 記録等事務代行者とは、車検証への記録等に関する事務を国土交通大臣から一定の要件を備える者としての委託を受けた者です。
- ▶ 委託を受けると、変更登録等や継続検査にかかる車検証情報の書き換えを行政書士事務所等において実施できるため、運輸支局等への来訪が不要となります。



記録等事務代行ポータル

【お問合せについて】

詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる





自動車保有関係手続の
ワンストップサービス
中古車販売店の皆様へ



オンライン申請
が便利！



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



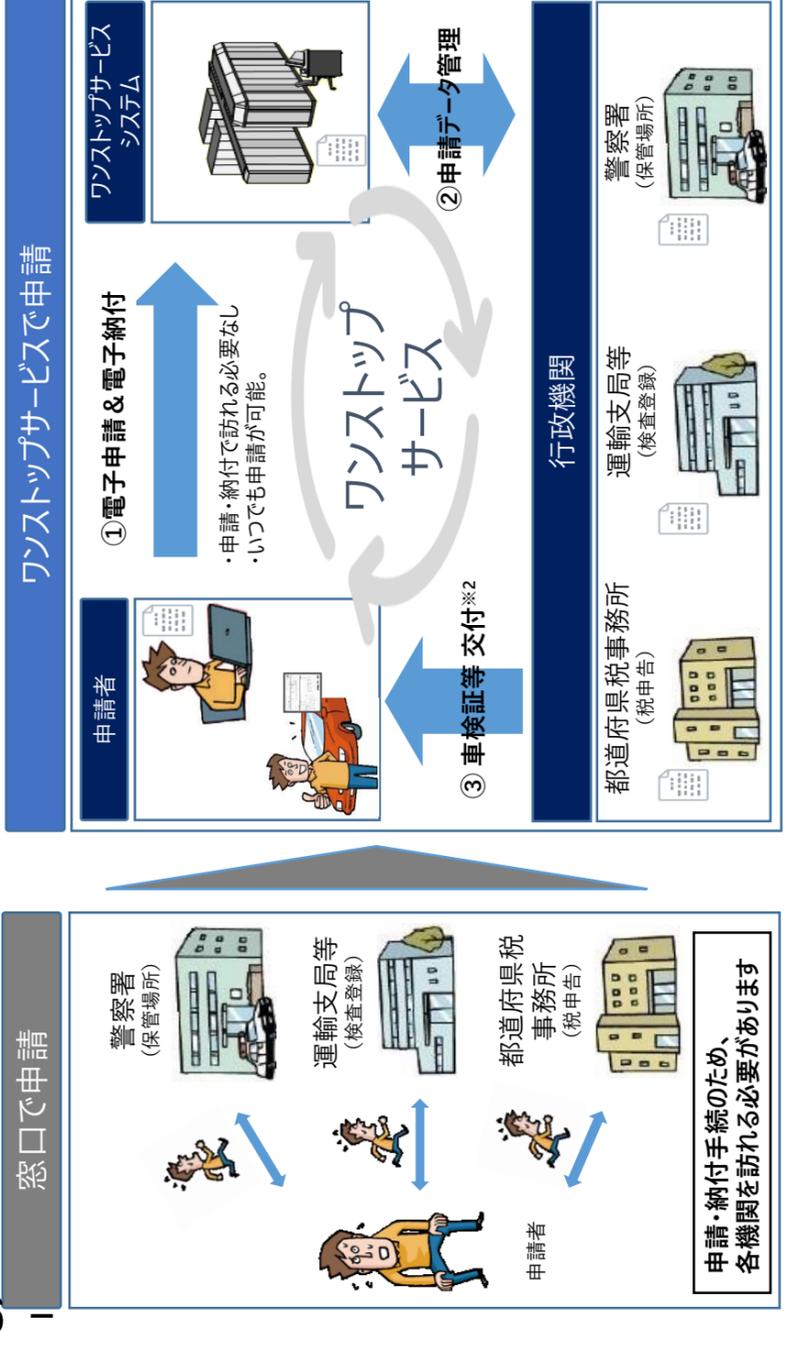
中古車の手続き※1は、 オンライン申請が便利です！

OSSのメリット

- ✔ 申請代理人が効率的に申請できます！
(行政書士)
- ✔ 書類管理の手間が削減されます。

ワンストップサービス (OSS) とは

自動車保有関係の手続きをオンラインで一括で行うことができるサービスです



OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>

よくある問合せ

1 OSSではどのような手続きが利用できますか？

➤ 主に、新車・中古車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 OSSの対象車種は？

➤ 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます (その他対象外となる場合があります。詳細は OSSポータルサイトをご確認ください)。

➤ なお、軽自動車 (四輪、三輪) の一部手続 (新車新規検査、継続検査) は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

3 顧客のマイナンバーカードを利用するメリットはありますか？

➤ 顧客のマイナンバーカードを利用して申請すれば、印鑑証明書の必要がなく、また、紙の委任状の取り扱いも不要となるため、運輸支局へ書類の持ち込みがなくなります。

※ 申請 (検査登録、保管場所証明申請等)、納付 (検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)

【お問合せについて】

詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる





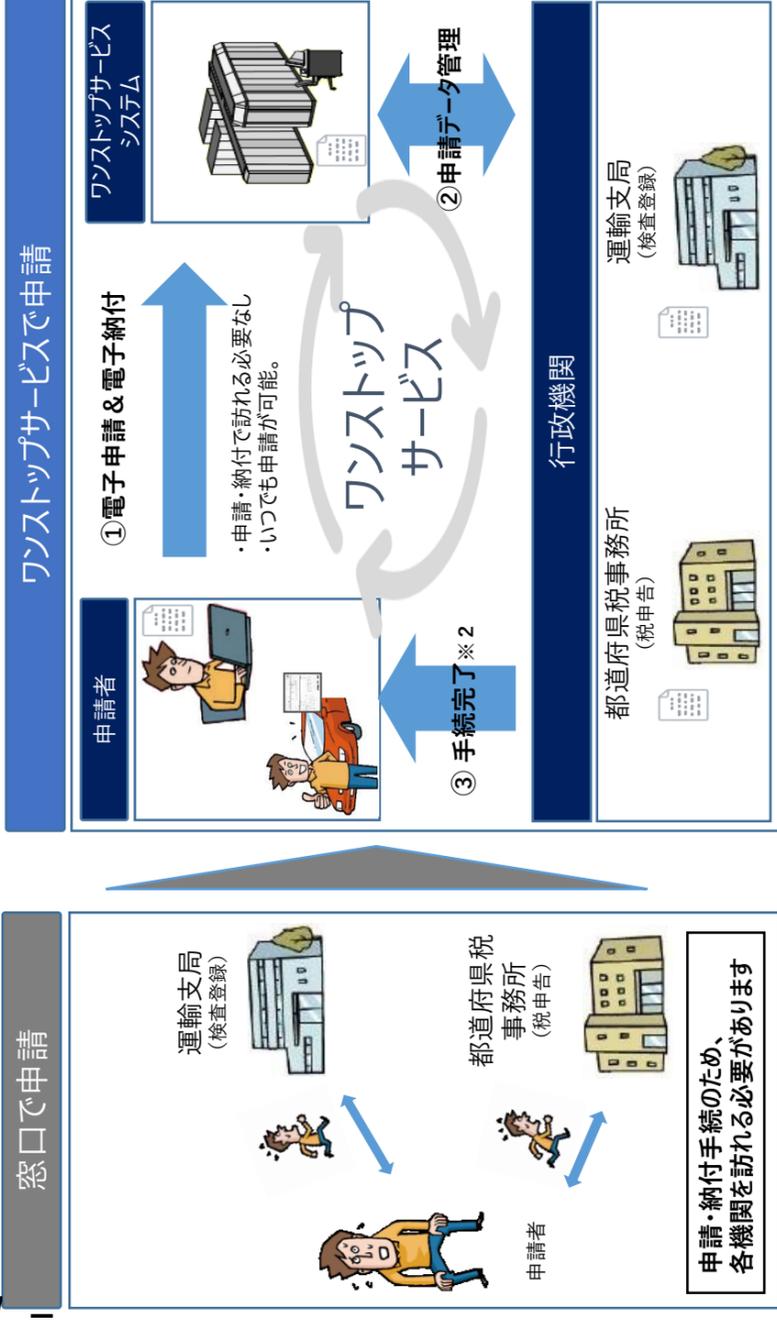
解体・輸出に関わる手続※1は、 オンライン申請が便利です！

OSSのメリット

- ✔ 申請代理人が効率的に申請できます！
(行政書士)
- ✔ 書類管理の手間が削減されます。

ワンストップサービス (OSS) とは

自動車保有関係の手続きをオンラインで行うことができるサービスです



1 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) とは

- 自動車を保有するためには複数の行政機関に対して多くの手続き※
を行う必要があります。
- これらの手続きをインターネット上で、一括して行うことが可能とした
サービスです。

2 解体等届出のほか、どのような手続きが利用できますか？

- 主に、車両購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

3 OSSの対象車種は？

- 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます (その他対象外があります。詳細は OSSポータルサイトをご確認ください)。
- なお、軽自動車 (四輪、三輪) の一部手続 (新車新規検査、継続検査) は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

4 解体・輸出に関わるOSS申請はどこから申請できますか？

- OSSポータルサイトからは申請できませんが、一部の一括利用システム (大量申請者向けの申請補助システム) が連携しており、当該システムから申請できます。

※ 申請 (検査登録、保管場所証明申請等)、納付 (検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)
自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)

【お問合せについて】

OSSについて詳しくは
ポータルサイトをご覧ください。



チャットボット
で調べる



整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	新規検査の際、自動車に指定部品が固定的取付方法により装着されており、当該自動車の長さが登録識別情報等通知書に記載された長さと比較して3cm長くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
2	指定自動車整備事業者において保安基準適合証を交付しようとする自動車の点検・整備において、他の自動車特定整備業者に電子制御装置整備の全部を外注することはできない。	
3	自動車特定整備事業者は、特定整備をしたときは、請求により、特定整備記録簿の写しを当該自動車の使用者に交付しなければならない。	
4	自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検と併せて行うことが合理的である油脂液類の補充及び交換の作業は実施しても差し支えない。	
5	貨物の運送の用に供する小型自動車で、最大積載量が1トンであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「キャブオーバ」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、道路運送車両法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、登録識別情報等通知書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の証明をしてはいけません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5第5項】</p>
2	○	<p>指定自動車整備事業者が保安基準適合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があるため、電子制御装置整備を全部外注することはできません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5、電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について2(1)】</p>
3	×	<p>請求の有無に関わらず、使用者に交付しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法第91条第2項】</p>
4	×	<p>油脂液類の補充は認められますが、交換作業は認められません。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について 別紙3の2、2(5)】</p>
5	×	<p>この場合、車体の形状がバンではないため提示を省略することができません。</p> <p>【道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3】</p>

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和6年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	最低地上高を測定する場合、測定する自動車は審査時車両状態とする。	
2	小型乗用自動車に備える後部反射器の取付け高さを測定したところ、その反射部の下縁の高さが地上200mmであったので、保安基準適合と判断した。	
3	普通乗用自動車に備える前部霧灯の個数について、4個備えられていたが、同時に3個以上点灯しないように取付けられていたので、保安基準適合と判断した。	
4	車両総重量4,000kgの貨物自動車(バン型)に補助制動灯が備えられていなかったため、保安基準不適合と判断した。	
5	専ら砂利、土砂の運搬に用いる小型貨物自動車の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が1.2t/m ³ であったため、保安基準不適合と判断した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、測定する自動車は空車状態でなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-3-1②ア(ア)】</p>
2	×	<p>この場合、反射部の下縁の高さは地上250mm以上でなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-85-3(1)①】</p>
3	○	<p>前部霧灯は同時に3個以上点灯しないように取付けられていなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-70-3(1)①】</p>
4	×	<p>貨物の運送の用に供する自動車(バン型に限る)の場合、車両総重量が3.5t以下のものは備えなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-89-1(2)】</p>
5	○	<p>小型貨物自動車にあつては1.3t/m³未満のものは基準に適合しません。</p> <p>【審査事務規程7-52-1(1)②】</p>

審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS (Adjustable Ride Height Suspension System) を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
 - 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
- ② OBD検査に係る取扱い等の新設
OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15等]
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年6月5日国土交通省令第45号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

3. 施行日

令和5年9月1日

審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
 - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

3. 施行日

令和5年9月22日

審査事務規程の一部改正について（第54次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦력에係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第74号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号、令和5年10月20日国土交通省告示第1048号）

3. 施行日

令和5年12月21日

審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
 - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
 - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]
- ② 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

- ② 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

令和6年8月1日

カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

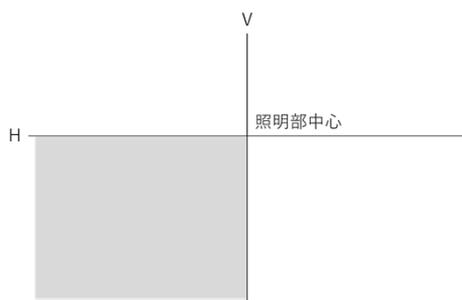
最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

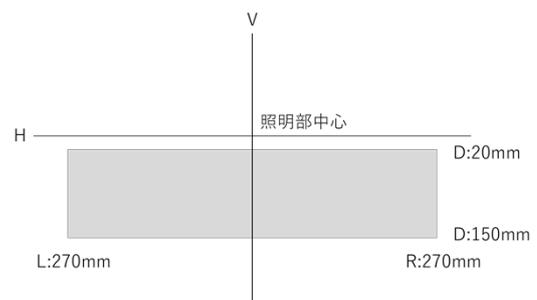
- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車 （注）指定自動車等以外の自動車は「エルボ一点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



又は



※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

ヘッドライトテストを用いた 前照灯検査(ロービーム計測)の 全国移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く）のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期します。

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【ロービーム検査の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト



※ 裏面もご確認ください。

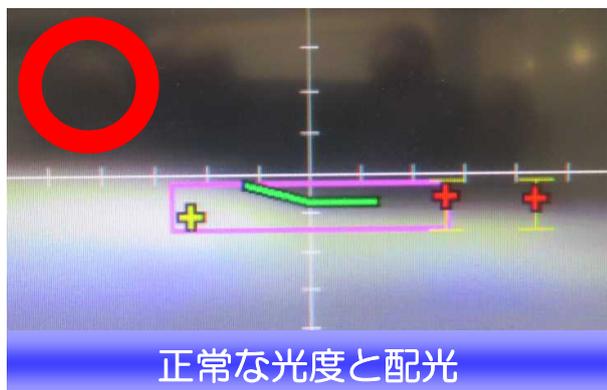
ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

OBD検査の概要

独立行政法人自動車技術総合機構
四国検査部

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point

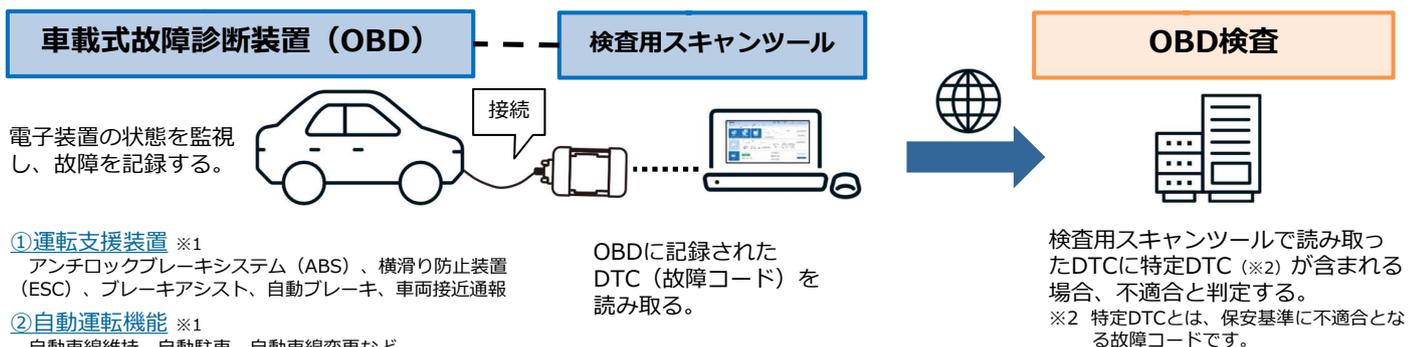
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



① **運転支援装置** ※1

アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

② **自動運転機能** ※1

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③ **排ガス関係装置**

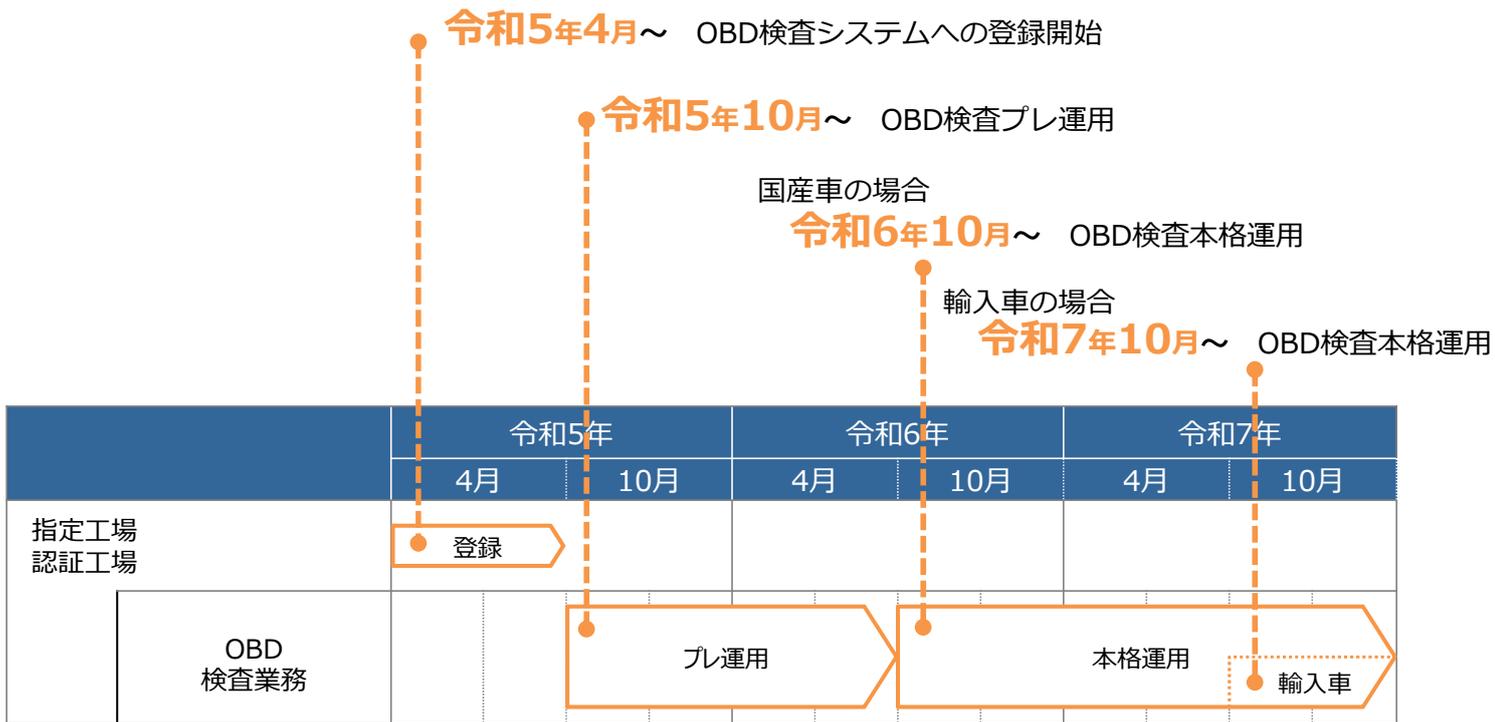
※1 保安基準に規定があるものに限る。

— 210 — 対象車両

- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の可否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では可否判定が必須となります。

3. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

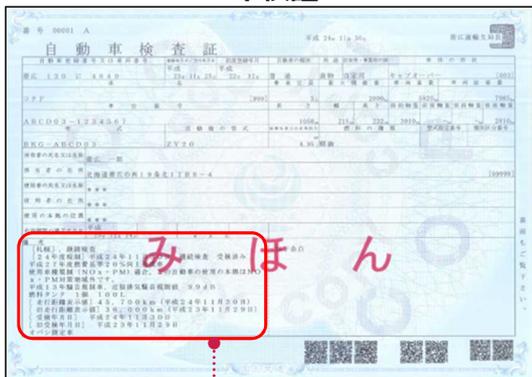
以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

OB D検査対象装置

- **かじ取り装置**
(UN R79の「高度運転者支援ステアリングシステム」に係る部分に限る。)
- **制動装置のうち**
「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**
「走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**
「緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置」
- **衝突被害軽減制動装置**
- **排出ガス発散防止装置**
- **車両接近通報装置**
- **自動運行装置**

4. OB D検査システムの紹介

Point

OB D検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OB D検査に関連する業務として、以下があります。

- OB D検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OB D検査の実施
- OB D検査結果の確認

これらの業務は、OB D検査業務のために開発されたOB D検査システムを利用して行います。OB D検査システムは、インターネットを經由してOB D検査用サーバーに接続して利用することができます。OB D検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OB D検査システム

利用者管理システム

OB D検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

特定DTC照会アプリ

車両がOB D検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOB D検査の合否を判定するためのアプリケーションです。

OB D検査結果参照システム

OB D検査の結果を確認して出力したり、OB D検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

5. マニュアルの紹介

Point

OBID検査ポータルよりOBID検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBID検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBID検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBID検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBID検査の可否確認、OBID検査の実施手順、OBID検査結果の確認について説明しています。

OBID検査結果参照システム操作マニュアル

OBID検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBID検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBID検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

6. OBID検査の開始にあたり準備するもの

Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBID検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBID検査業務		プレ運用	本格運用	本格運用	本格運用	輸入車

令和5年4月～
利用者管理システム／OBID検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境



PC



Windows 10以上 ※1

令和5年10月～
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境



検査用スキャンツール※

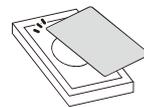


※検査用スキャンツールは、OBID検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

二次元コードリーダ



ICタグリーダ



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBID検査結果参照システムを使用することもできます。

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

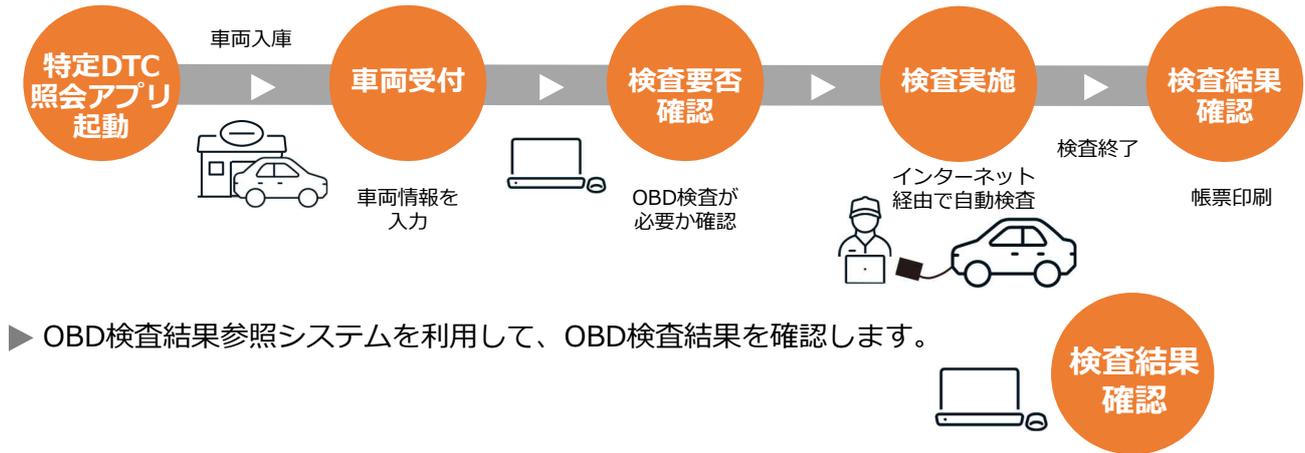
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務 (OBD検査) の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

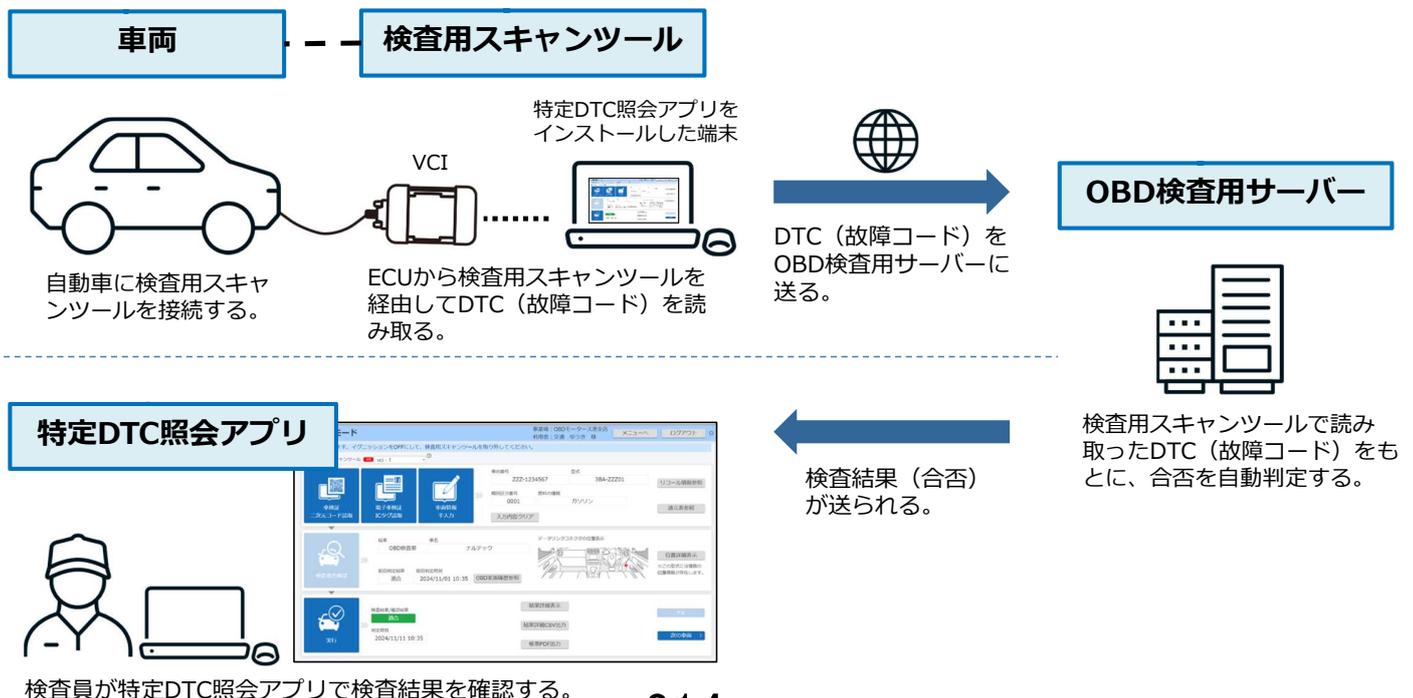


8. OBD検査の実施概要

Point

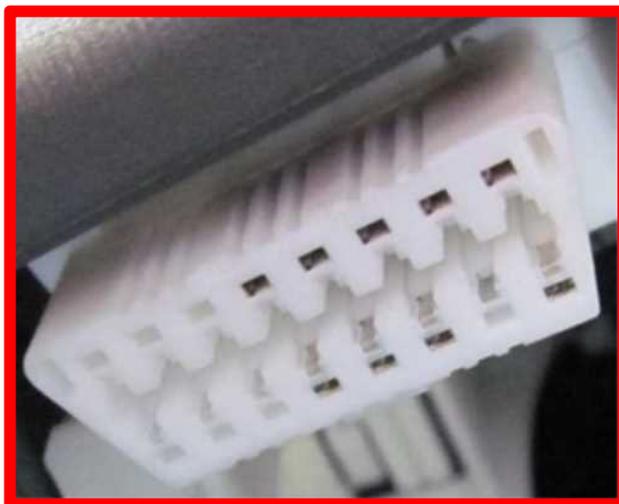
DTC (故障コード) を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC (故障コード) を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



OBID検査における注意点

- OBIDコネクタに外部出力器等の機器類が装着されている場合、OBID検査の結果に影響がある場合があるので、それらを取り外し何も取り付けられていない状態で検査用スキャンツールを接続して下さい。



OBIDコネクタ

9. ポータルの紹介

Point

OBID検査システムへのログインやOBID検査に関する情報の閲覧ができる

OBID検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBID検査ポータル」を設置しています。OBID検査ポータルでは、OBID検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



参考：OBD検査ポータルへのQRコード



OBD検査ポータル
<https://www.obd.naltec.go.jp/>



OBD検査ポータル（各種マニュアル）
<https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/manual/#download-link>



OBD検査ポータル（よくある質問（FAQ））
<https://www.obd.naltec.go.jp/faq/>



OBD検査ポータル（システム利用申請・インストール）
<https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/beginner/#apply-for-system-use>

お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

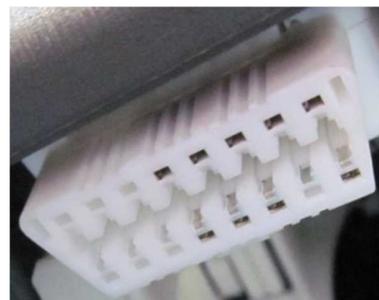
電話番号：0570-022-574

対応時間：9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

受検者のみなさまへのお知らせとお願い

■ OBD検査の対象車を受検する場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。

また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

【参考】OBD検査の基準は？

■ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・ 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの ・ 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの ・ 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの ・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。
遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

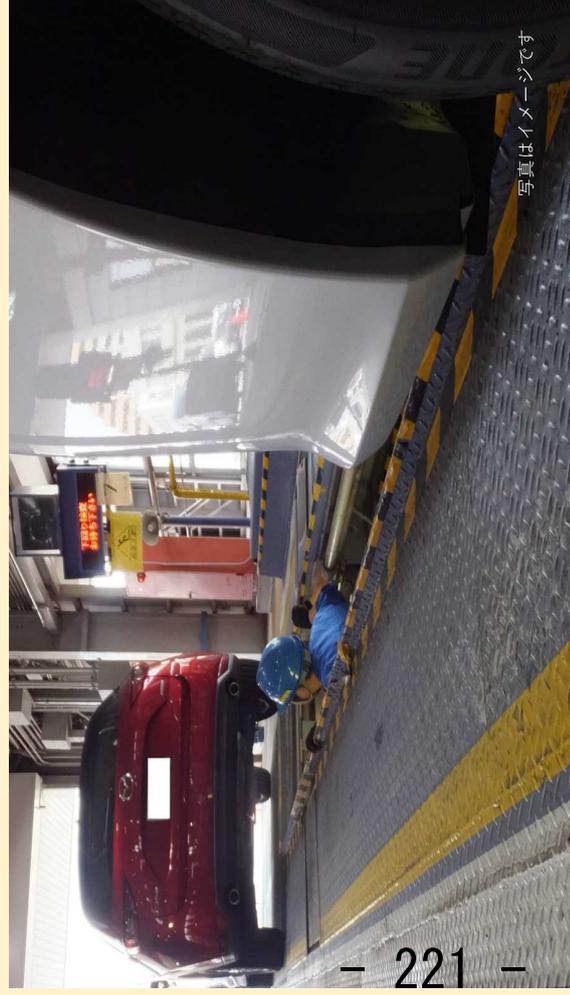
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)。
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わない

こと。

- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄り
と。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

検査場を利用する皆様へ

ピット進入時は注意！



車両を移動させる際には、
前方の安全をしっかりと確認
下回りピットでは、**開口部に注意**
してください。

3月14日（火）は「事故ゼロの日」

受検者のみなさまへ
事故防止に関するお知らせ

クレーンブーム等の
格納忘れ
による事故が多発しております



クレーンブーム等を「**上げたら**」
「**格納**」されていることを「**確認**」
してから前進してください。

5月9日（火）は「事故ゼロの日」

検査場を利用する全ての皆様へ

- ◆車からおりるとき...
- ◆アクセルを踏んでふかすとき...



ギヤの位置 確認しましたか？

ギヤが入ったままだと...

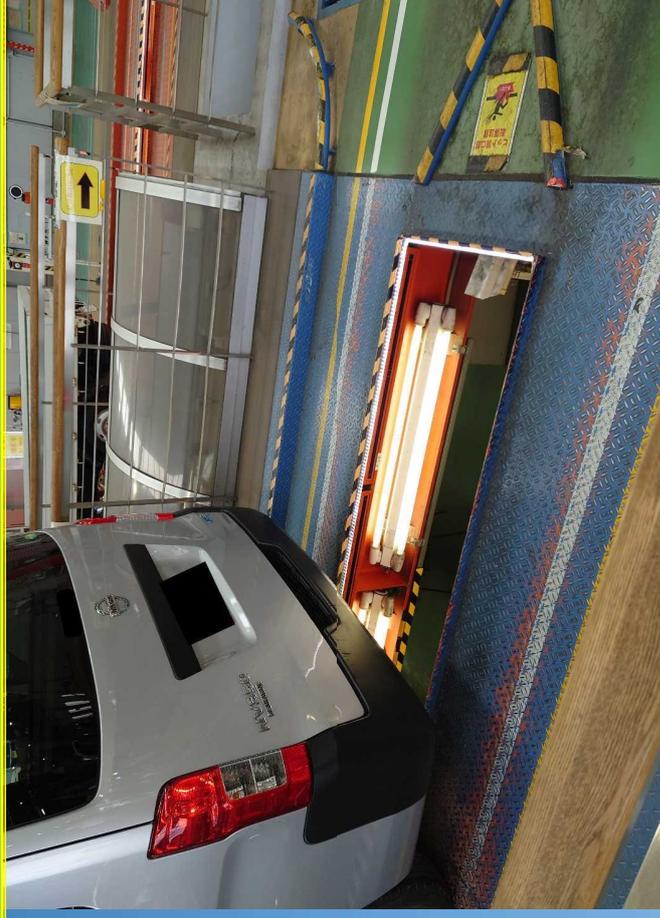
思わぬ事故を招きます



9月12日(火)は「事故ゼロの日」

検査場を利用する皆様へ

受検者がピット開口部から転落する事故が発生しています。



基本的に受検車両から降りないでください。
やむを得ず車両から降りた際には、
足もとに十分注意して歩行してください。

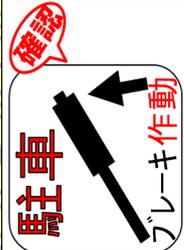
11月14日(火)は「事故ゼロの日」

運転操作ミスに起因する
ヘッドライトテスト
 に衝突する事故が多発しております！



- 223

車両から降りる時、アクセルを踏んでふかす時には、**ギア位置確認！！**及び**駐車ブレーキの作動確認！！**を必ずお願いします！



検査場を利用する皆様へ

タイヤ、ホイールの損傷事故が発生しております



幅が広い車両や扁平タイヤ装着車両は、入場前に職員にお申し出ください。

1. 協会の業務等

(1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

(3) 業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで

検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

(4) ユーザー車検予約システム (平成27年1月30日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3818-8669

徳島事務所 050-3818-8670

愛媛事務所 050-3818-8671

高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が
必要です。

お願い

構内・検査コースの
事故防止について

運転ミスに注意！

誰もが事故の当事者になるおそれあり！



最近、ブレーキとアクセルの
操作ミスによる衝突事故が
多発しています。

アクセルとブレーキペダルの
配置が近い車両は
より注意深く操作する
必要があります。



車台番号及び原動機型式の確認の
際は、エンジンを停止させ、受検さ
れる方がボンネットを開閉し、支持
棒によりボンネットを支持させるよ
うにお願いいたします。



構内事故が多発しています！！

構内事故が多発しています！！



サイドスリップテスト終了後、停止しようとした時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



ペダルの
踏み間違いに注意！！



検査コース入り口からテスト進入時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



サイドスリップ検査時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



焦らず、落ち着いて
確実な操作を！！

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。（令和5年度16件）
構内での移動や検査コースへ入場の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

BSHテストに乗り込む際の注意事項



停止位置に確実にタイヤがあることを確認！

検査開始時に車両が飛び出すことがあります！！



中間リフトが下がったことを確認！

確認後にタイヤを回すようお願いいたします！！

お願い

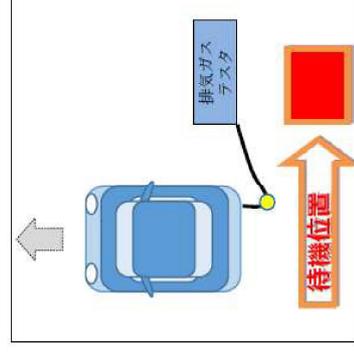
リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。

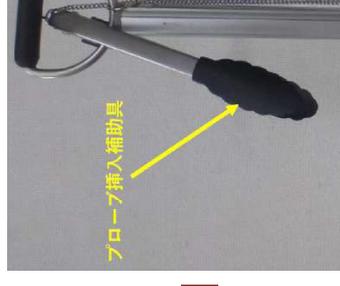


排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻して下さい。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。



お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



例

1. 電源投入時に警報を発するもの
 2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
 3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの
- 1～3を全て満たす事が必要になります**

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に掲げるものはいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

	適用年月日	
乗用 新型自動車	平成12年10月1日～	平成20年10月1日～
	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	平成14年9月1日～	平成22年9月1日～
	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
貨物 新型自動車	平成14年10月1日～	平成20年10月1日～
	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	平成15年9月1日～	平成22年9月1日～
	適用除外 適用(OBD)	適用(OBD II)

お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

**積載物は
降ろして
受検して
下さい。**



2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



(例)

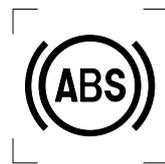


(例)



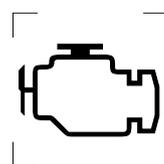
(例)

④ABS



(例)

⑤原動機



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

受検者の皆様へ

「受検者の秩序維持のための遵守事項」

- (1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
 - ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
 - ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
 - ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
 - ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
 - ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
 - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
 - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
 - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
 - ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
 - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
 - ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
 - ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
 - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑲ その他検査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。また、これらの撮影等の情報をソーシャルメディア等に配信又は投稿しないこと。
- (3) 受検者は、検査担当者が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態

- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビン
を上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し
た空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場
合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の検査を除く。）
- (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた
状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させること
ができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納
させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査
用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指
示に従うこと。
 - ③ 受検中は軽自動車検査票を保持すること。
 - ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、
指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
 - ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリ
ッド自動車、アイドルリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドルリ
ング状態の維持を含む。）を行うこと。
 - ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上
昇を行わないこと。
 - ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
 - ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
 - ⑨ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む。）又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り
入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
 - ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当
者から総合判定の通知を受けること。
また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口に
提出すること。
 - ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
 - ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車
両の近傍に近寄らないこと。

- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

「不適切な補修の禁止等」

(1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ローブ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程 7-41(8-41)に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
 - イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
 - ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
 - エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの
 - オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
 - カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
 - キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
- ④ 車体又は装置への表示
- ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの
 - イ 表示された内容が容易に消えるもの
 - ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1) (2) の表示を除く。）
- (2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107) の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

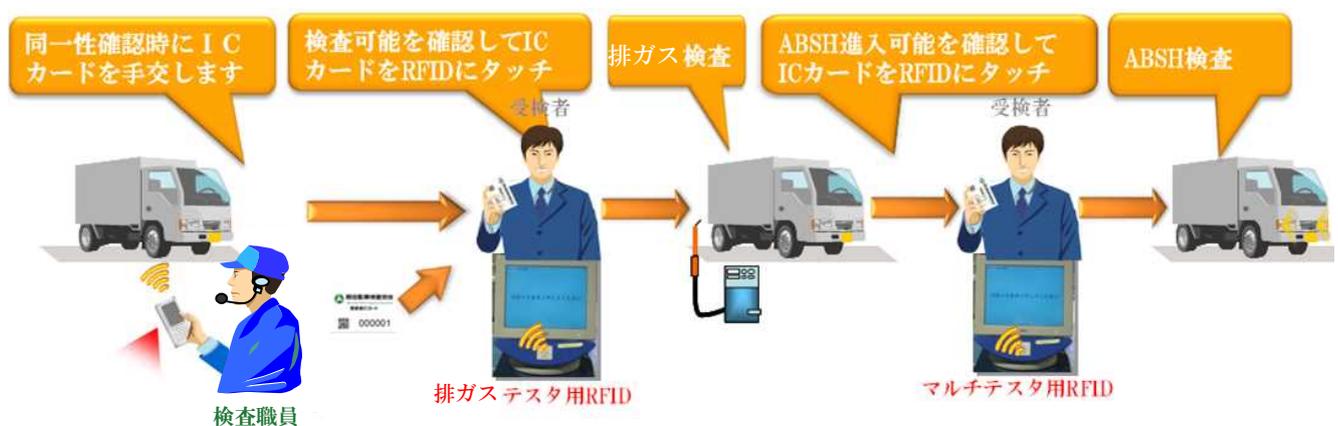
○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

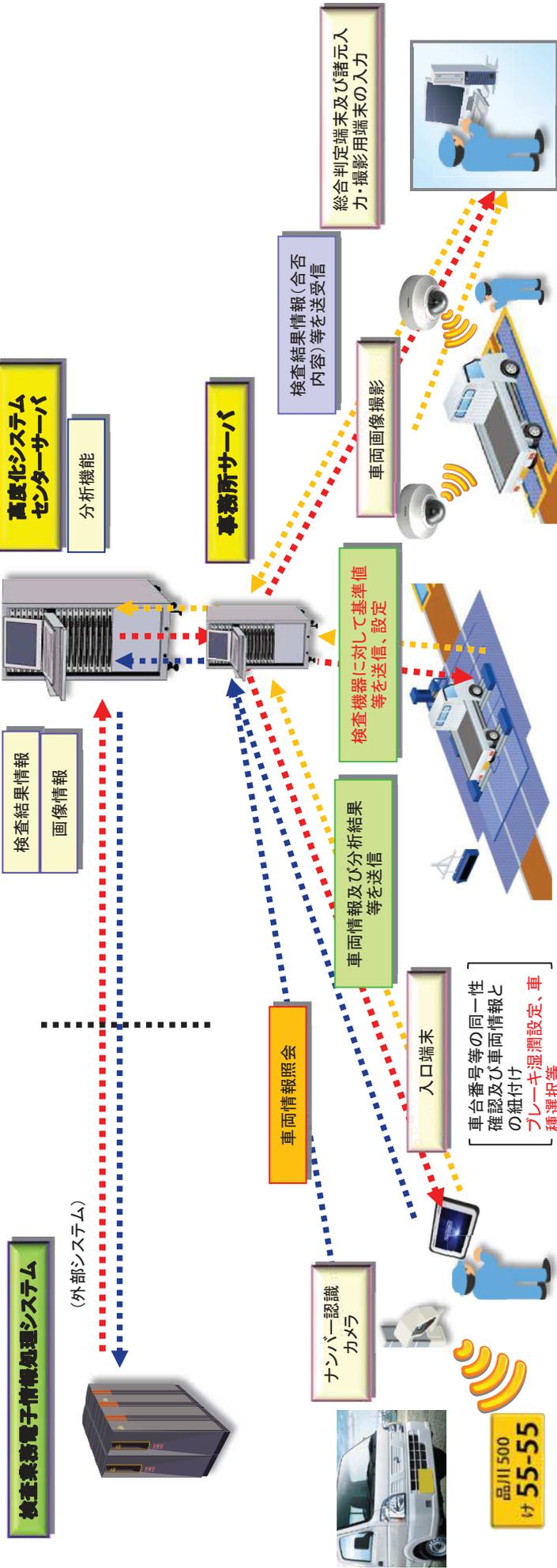
- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づいた的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
<ul style="list-style-type: none"> 型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所間の再検査の再検査率が低いを観察する。 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。 E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省はH30年度に指定整備事業者には様変更に伴った車両の画像データを提供する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 型式・装置毎の不具合を分析する。 



安全・環境対策

利便性向上

職員支援

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止	利用者利便の向上	検査職員を支援
<ul style="list-style-type: none"> 受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所で試行中)。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査票をペーパーレス化する。 タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。 業務量集計業務の簡素化。 フレキシブル切替、車種選択の簡素化。 検査に不具合があれば一々検案により速やかに対象車両を特定。 

お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

2-21-2 改造部位等の画像の取得

（1）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（2）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

ナンバープレート

《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号

が同一であるかを確認して下さい。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※ 手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会HPよりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きでお困りの際は、
軽自動車検査協会
手続きナビ
よくあるご質問(FAQ)
で解決できます。



手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> [手続きナビはこちら](#)



お知らせ

三一路

- ▶ 2018.04.27
【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます
- ▶ 2018.02.26
【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました
- ▶ 2018.02.26
【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

ご協力をお願いします

次回重量税額メール通知サービスについて

お電話による自動車重量税額のお問い合わせが大変多くなっております。

当協会HPからもお問い合わせできますので、ぜひご利用ください。

[協会トップページ](#) > [Q & A](#) > [申請案内サイト](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

コールセンターの混雑緩和にご協力をお願いします。

[手続きナビ](#) | [よくあるご質問 \(FAQ\)](#) | [軽自動車検査協会](#) > [お知らせ](#) > [【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました](#)

お知らせ

【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

2019.01.28

このたび、1月28日(月)より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。
以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

[・次回自動車重量税額メール通知サービス](#)

- ※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。
なお、以下についてはサービス対象外となります。
 - ・登録車及び二輪車
 - ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車(新車)
 - ・検査予定日が過去日の場合
- ※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を目処に送付いたします。
お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)の場合は翌営業日となります。
また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問(FAQ)については、以下のページをご確認ください。

2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・
自動車重量税の
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

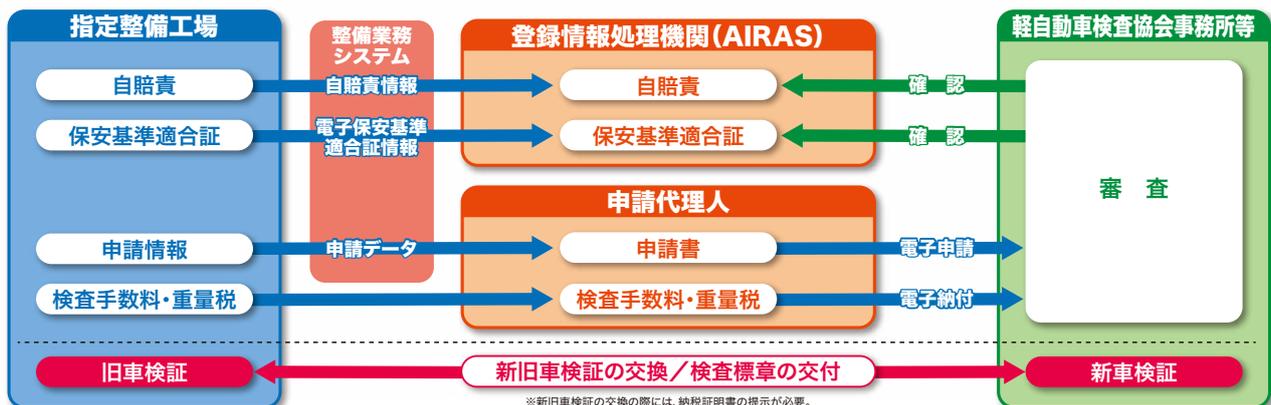
保安基準
適合証情報

自賠償情報



軽自動車保有関係手続の

ワンストップサービス



※新旧車検証の交換の際には、納税証明書の提示が必要。



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1.申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

2.保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

3.検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の車検は、



軽

JNK5

で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Nofu Kakunin System

ジェンクス

軽自動車税納付確認システム(軽JNK5)で、

継続検査窓口

での

納税証明書の提示

が

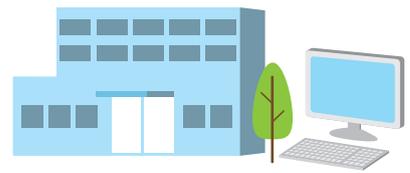
原則

不要

になります! ※詳細は裏面をご覧ください。

納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請 (OSS / OCR)



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNK5

納付情報 ↑ 登録



申請者

提示
不要!



納税証明書



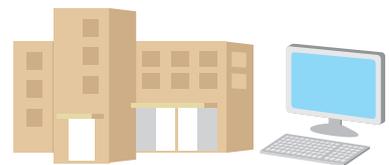
申請書
自賠責保険等

申請書類

紛失しても...

納税証明書の再交付申請

不要!



市区町村



ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合



電子車検証 IC タグ情報 事前確認のお願いについて

各種申請及び届出におきまして、IC タグが破損して情報が読み取れない場合、車検証再交付が必要となります。

※他管轄車両の場合は、最寄りの事務所で車検証再交付ができませんのでご了承ください。

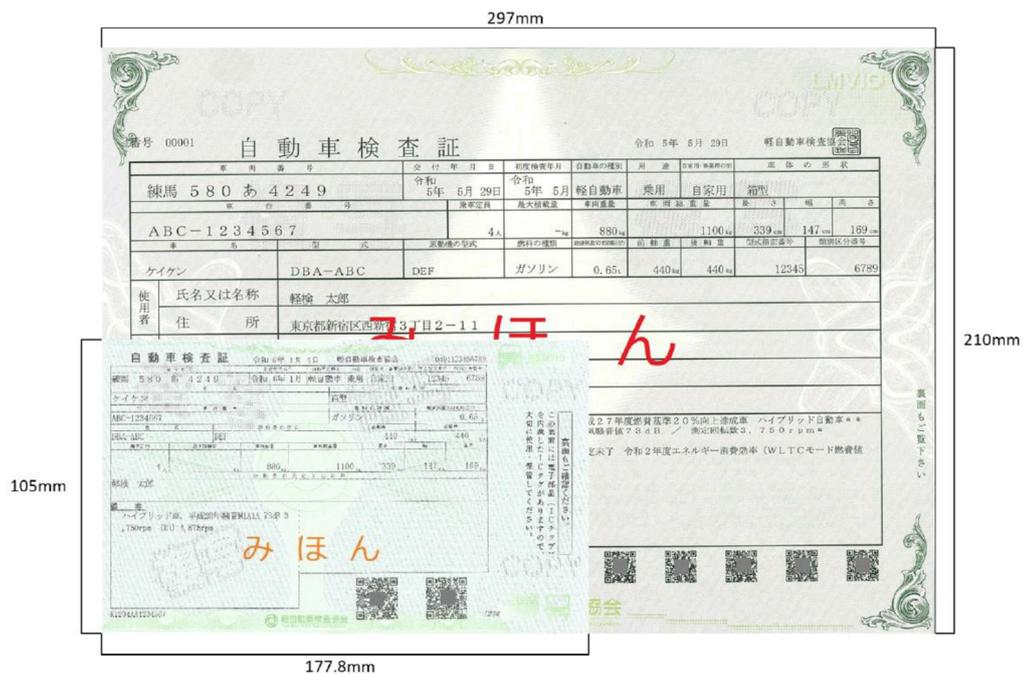
つきましては、事前に IC タグの有効性をご確認いただきますようお願いいたします。
確認の際は、車検証閲覧アプリをご活用ください。

車検証閲覧アプリについてはこちら↓

URL : <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/application/>

不明な点等ございましたら、軽自動車検査協会窓口職員にお尋ねください。

従来の車検証（A4サイズ）に対して、電子車検証はA6サイズにICタグを貼付した大きさになります。



走行距離計表示値の確実な確認のお願い

指定自動車整備事業者の皆様へ

今般、保安基準適合証が交付された自動車について、ユーザー様からのご指摘で自動車検査証の**走行距離計表示値を訂正する事案が多発**しております。

つきましては、走行距離計の表示値を確実に確認していただきますようお願いいたします。
保安基準適合証への記載（入力）も確実にお願いたします。

なお、令和6年1月4日以降、電子車検証を発行した自動車は走行距離が券面に記載されておられません。

お手数ですが、ICタグの情報を確認していただき、走行距離について不明な点等ございましたら最寄りの軽自動車検査協会窓口までお尋ねください。

当協会の業務には引き続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いたします。

軽自動車検査協会

受検者の皆様へ

受検時の遵守事項をお守りください！

撮影した情報をソーシャルメディア（YouTube等）に配信又は投稿することを固く禁じます。



軽自動車検査協会からのお知らせ

後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について

後退時車両直後確認装置（※①）が型式指定自動車から変更がある場合（装置そのものに変更がある、装置の取付位置が変更になるもしくは視界に影響がある変更を伴う架装など）は、基準に適合することを書面または現車で確認する必要があります（※②）。

※① 直接視界・関節視界装置・ミラー・カメラ及びミラーで構成される装置もしくは、検知装置（ソナー）

※② 1節車においては書面審査のみ



●適用時期

新型車：令和4年5月1日

継続生産車：令和6年11月1日

指定自動車等以外：令和6年11月1日

当該基準について、ご質問がございましたら、個別具体的な情報をご用意いただき軽自動車検査協会事務所職員までお声掛けください。